

第三次青森県環境計画

～「循環と共生による持続可能な地域社会」をめざして～



平成22年3月
青森県



【表紙写真】

左上 小学校における環境出前講座

左下 オオセッカ

右上 こどもエコクラブ（弘前市・宮館児童館りんごっこクラブ）によるリサイクル活動

右下 六ヶ所村・二又風力発電所

第三次青森県環境計画の策定に当たって



環境問題に関心を持ち、課題と向き合い、その解決に向けて努力することは、限りある資源を消費し、地球環境に大きな負荷を与えることによって快適な暮らしを手に入れている私たち人類に課せられた責務です。

特に、地球温暖化は野生動植物の適応力を超える気候の激変を生じさせること、そして、その主な原因がエネルギー資源である化石燃料の過度の消費にあることを鑑みれば、今後のあるべき社会の姿として、二酸化炭素の排出が少ない「低炭素社会」、貴重な資源を大切にしながら新たな資源採取ができるだけ少ない「資源循環型社会」、さらには自然の恵みを将来にわたって享受することができる「自然共生社会」を統合的に実現し、持続可能な社会を形成していくことが求められます。

私たちは、安全・安心で良質な農林水産物を生み出す水資源、原生的なブナ天然林が分布している世界自然遺産白神山地、四季の彩りが美しい十和田湖や八甲田山などの美しく生命あふれる自然環境を先人から引き継ぎました。このかけがえのない本県の環境を次世代に確実に継承していくためには、私たちの暮らしや仕事のあり方を見直し、二酸化炭素の排出やごみの発生量が少なく、環境への負荷が少ないライフスタイル・ビジネススタイルを確立するとともに、本県の環境保全の取組を支える「人財」（人の^{たから}財）を育成することが重要となります。

また、本県が有する風力やバイオマスといった豊富な再生可能エネルギーなどの地域資源は、我が国全体の環境保全の取組を進める上で大きな役割を果たすものと期待されており、着実にこれらを育てていく必要があります。

第三次青森県環境計画は、本県が目指す「循環と共生による持続可能な地域社会」の実現に向けて、本県の環境の保全及び創造に関する施策の全体像と目標並びに施策の方向を示すとともに、県民や事業者、環境保全に関わる団体などの皆様が、各々の立場で環境保全に取り組むに当たっての行動指針となるものです。

「青森県と言えば環境、環境と言えば青森県」と言われる地域づくりを進めていくため、県民の皆様の御理解と御協力、そして力強い行動をお願いします。

最後に、第三次青森県環境計画の策定に当たり、格別の御尽力をいただきました皆様に対し、深く感謝を申し上げます。

平成22年3月

青森県知事 三村 申 吾

第三次青森県環境計画

目次

第1章	計画に関する基本的事項	1
1	計画策定の背景	2
2	計画策定の趣旨	3
3	計画の性格	3
4	対象とする環境の範囲	4
5	計画期間	4
6	計画の構成	5
第2章	青森県の概要	9
1	地勢・気候	10
2	人口	11
3	産業経済	13
第3章	青森県が目指す環境の将来像及び基本目標	15
第4章	環境の保全及び創造に関する施策の展開	19
1	健やかな自然環境の保全と創造	22
(1)	健全な水循環の確保・水環境の保全	28
(2)	優れた自然環境の保全とふれあいの確保	31
(3)	森林の保全と活用	33
(4)	里地里山や農地の保全と環境公共の推進	35
(5)	生物多様性の保全	37
(6)	世界自然遺産白神山地の保全と活用	39
(7)	温泉の保全	41
2	安全・安心な生活環境の保全	43
(1)	大気環境の保全	47
(2)	静けさのある環境の保全	50
(3)	地盤・土壌環境の保全	52
(4)	化学物質対策の推進	54
(5)	オゾン層保護・酸性雨対策の推進	56
(6)	公害苦情・紛争処理の推進	58
(7)	環境放射線対策の推進	59

3	県民にやすらぎを与える快適な環境の保全と創造	61
(1)	身近にふれあえる緑や水辺の保全と創造	63
(2)	良好な景観の保全と創造	66
(3)	歴史的・文化的遺産の保護と活用	68
4	資源の環をつなげる循環型社会の創造	70
(1)	みんなが3Rに取り組む県民運動の展開	77
(2)	資源循環対策の推進	81
(3)	廃棄物の適正処理の推進	84
5	未来を守る低炭素社会づくり	87
(1)	省エネルギー型の社会づくり	95
(2)	再生可能エネルギーの開発と利用の推進	100
6	社会全体で環境配慮に取り組む人づくり・システムづくり	103
(1)	環境配慮に取り組む人財の育成	107
(2)	日常生活や事業活動に環境配慮を織り込む仕組みづくり	110
(3)	環境情報の提供と環境活動のネットワークづくり	113
(4)	環境影響評価の推進	115
第5章	計画の推進に当たっての県の重点施策	117
第6章	開発事業等における環境配慮指針	123
1	開発事業等における環境配慮の考え方	124
2	環境配慮指針	125
第7章	計画の推進	145
1	計画の推進体制	146
2	計画の進行管理	147
参考資料		149
1	青森県環境の保全及び創造に関する基本条例	150
2	第三次青森県環境計画の策定経過	155
3	青森県環境審議会委員名簿	156
4	青森県環境保全施策推進協議会設置要綱	157
5	青森県環境保全施策推進協議会委員名簿	158
6	第三次青森県環境計画策定庁内連絡会議設置要綱	159
7	環境に関する県民アンケート調査の概要	161
8	環境に関する事業者アンケート調査の概要	169
9	青森県環境計画及び第二次青森県環境計画の施策体系	176

第 1 章 計画に関する基本的事項

- 1 計画策定の背景**
- 2 計画策定の趣旨**
- 3 計画の性格**
- 4 対象とする環境の範囲**
- 5 計画期間**
- 6 計画の構成**

第1章 計画に関する基本的事項

1 計画策定の背景

本県の環境問題は、全国の傾向と同様に、高度経済成長に伴い、工場等の周辺における大気汚染や水質汚濁、悪臭などの産業型公害が発生し、特に、工業化が進んだ八戸地域では、ぜん息などの健康被害をもたらす大気汚染が発生しました。

これらの問題に対し、国による公害対策基本法の制定、県による公害防止条例の制定など関係法令の整備が図られ、監視や規制の強化、公害防止施設の整備などにより状況の改善が進みました。

しかしながら、人口の増加や都市部への人口集中、都市化の進展、生活様式の変化に伴い、生活排水に起因する河川や湖、海の汚染や自動車の排気ガスに起因する大気汚染などの都市・生活型公害が顕在化したほか、身近な緑の減少、大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式や経済社会システムの定着による廃棄物の増大なども大きな問題となりました。

加えて、県民の環境に対する意識の高まりとともに、環境に対するニーズは高度化・多様化し、身近な自然とのふれあいや良好な景観などの環境の快適さに対する志向が強まりました。

さらに近年、オゾン層の破壊、酸性雨や化石燃料の燃焼に伴う大気中の二酸化炭素の増大を主因とする地球温暖化^{*1}など地球全体に影響を及ぼす問題が顕在化し、我々の生存基盤である地球の生態系にも大きな影響を与えるようになりました。

日常の生活や事業活動に起因し、また、空間的な広がりや次世代にも影響する時間的広がりを持つこれらの環境問題を解決するため、取組の総合化と対策手法の多様化により経済社会システムのあり方やライフスタイルそのものを見直していくことが必要となり、県では、環境施策を総合的、計画的に推進するため平成8年に青森県環境の保全及び創造に関する基本条例を制定し、さらに、平成10年に青森県環境計画を策定し、総合的な取組を推進してきました。

青森県環境計画の推進により、地域の生活環境や優れた自然環境の保全が着実に進む一方で、県民の世帯構成やライフスタイルの変化、家電製品の普及、自動車の普及と大型化などにより、エネルギー起源の二酸化炭素排出量は増加し、県民の1人1日当たりのごみの排出量が全国値を上回るなど、地球温暖化対策の強化や循環型社会の構築が強く求められる中で、平成19年に第二次青森県環境計画を策定しています。

本県の環境問題と密接に関連する地球規模の環境問題の解決には、二酸化炭素の吸収量も含め、自然の浄化能力・回復力と調和した経済社会システムの構築が必要であり、そのためには、「低炭素社会^{*2}」「循環型社会」「自然共生社会」の実現が緊急かつ重要な課題となっています。

今この時は、かけがえのない地球環境を次世代につないでいけるかどうかのターニングポイントであり、それぞれの地域において、環境負荷の少ないライフスタイル・ビジネススタイルを確立し、それぞれの地域の特性を活かして地球環境の保全に貢献し、さらに取組を持続していくための人財^{*}育成が求められています。

幸いにも本県には、原始的な自然を保つ世界自然遺産白神山地などの優れた自然が未だ多く残されており、また、風力やバイオマス^{*3}などの環境・エネルギー分野のポテンシャルが高い地域です。一人ひとりの県民やそれぞれの事業者が、本県の豊かな環境を次世代に引き継ぐリレーランナーとして、自らのライフスタイルやビジネススタイルを見直すとともに、本県の優れた自然と豊富な再生可能エネルギー^{*4}の活用を通じて地球環境の保全に貢献し、持続的に成長・発展するモデルを示すことが、本県には求められています。

「人財」とは

青森県では、“人は青森県にとっての「財(たから)」である”という基本的考え方から、「人」「人材」などを「人財」と表しています。

この計画でも「人財」という言葉で統一しています。

- ※1 地球温暖化…化石エネルギーの消費などにより二酸化炭素を始めとする温室効果ガスの濃度が増加し、地球の平均気温が上昇すること。地球全体で大規模な気候変動や海面上昇などを引き起こし、人の健康や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。
- ※2 低炭素社会…地球温暖化の原因とされる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出が少ない社会のこと。1997年12月に気候変動枠組条約第3回締約国会議が京都で開催され、2008～2012年の間に先進国全体の温室効果ガス排出量を1990年に比べて5%以上削減することを目的とした「京都議定書」が採択された。
京都議定書では各国ごとの削減約束を定めており、我が国の削減約束は6%となっているほか、2008年7月に開催された北海道洞爺湖サミットでは、2050年までに世界全体の排出量を少なくとも50%削減する目標を世界各国で共有することについて、G8(主要8か国)が合意した。
- ※3 バイオマス…動植物に由来する有機性の資源の総称で、生物(バイオ/bio)と量(マス/mass)の合成語。バイオマスには様々な種類があるため、いろいろな分類の方法があり、例えば、利用状況に応じて「未利用系」「廃棄物系」「資源作物」などと分類されることもある。
- ※4 再生可能エネルギー…自然界に存在する太陽光や太陽熱、水力や風力、バイオマス、地熱など、繰り返し使用することが可能なエネルギー。埋蔵量に限りがある石油・石炭などの化石燃料やウラン鉱石を使用したエネルギーとの対比で使われる。

2 計画策定の趣旨

この計画は、青森県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年12月制定。以下「環境基本条例」という。）第10条に基づき、本県における環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として策定したもので、本県における環境の保全及び創造に関する施策の全体像を県民に示し、あらゆる主体の参加のもとで持続可能な地域社会づくりを進めるものです。

3 計画の性格

この計画は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために中心的な役割を担う環境分野の基本的な計画であり、県行政運営の基本方針である「青森県基本計画未来への挑戦」との整合を図りながら、本県における環境の保全及び創造に関する施策の全体像として、環境の保全及び創造に関する目標、環境の保全及び創造に関する施策の方向及び環境の保全及び創造に関する配慮の指針を示すものです。

また、一人ひとりのライフスタイルや個々の事業者のビジネススタイルの変革など社会全体での積極的な取組が必要となる低炭素・循環型社会、自然共生社会づくりを着実に推進するため、県の取組の方向を示すだけでなく、県民、事業者、学校、環境保全団体及び行政などの各主体が環境への負荷が少ない日常生活や事業活動を進めていくための役割・行動指針をもあわせて示すものです。

4 対象とする環境の範囲

環境とは、私たち人間や生物を取り巻き、直接、間接の影響を与える外界のことをいいますが、この計画が対象とする環境の範囲は、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境とし、それぞれ次の項目について取り扱うこととします。

自然環境	動物、植物、山岳、森林、里地里山、湖沼・湿原、河川、海岸、温泉
生活環境	大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、地盤沈下、土壌汚染、化学物質、資源・エネルギー、廃棄物、原子力施設周辺環境
快適環境	身近な緑や水辺、景観、歴史的・文化的遺産
地球環境	地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯雨林の減少、野生生物種の減少、砂漠化、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、開発途上国の公害

5 計画期間

平成22年度（2010年度）から平成24年度（2012年度）までの3年間とします。

6 計画の構成

第1章 計画に関する基本的事項

計画策定の背景、趣旨及び計画の性格など計画に関する基本的事項を示しています。

第2章 青森県の概要

本県の地勢・気候、人口及び産業経済を示しています。

第3章 青森県が目指す環境の将来像及び基本目標

計画の推進によって実現を目指していく本県の環境の将来像と計画推進に当たっての基本目標を示しています。

第4章 環境の保全及び創造に関する施策の展開

本県の環境の将来像と基本目標の実現に向けて、各主体との連携のもとで環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進していくため、施策の展開方向及び主体別に期待される役割を示しています。

- 1 健やかな自然環境の保全と創造
- 2 安全・安心な生活環境の保全
- 3 県民にやすらぎを与える快適な環境の保全と創造
- 4 資源の環をつなげる循環型社会の創造
- 5 未来を守る低炭素社会づくり
- 6 社会全体で環境配慮に取り組む人づくり・システムづくり

第5章 計画の推進に当たっての県の重点施策

計画の推進に当たって県が重点的に取り組む施策を示しています。

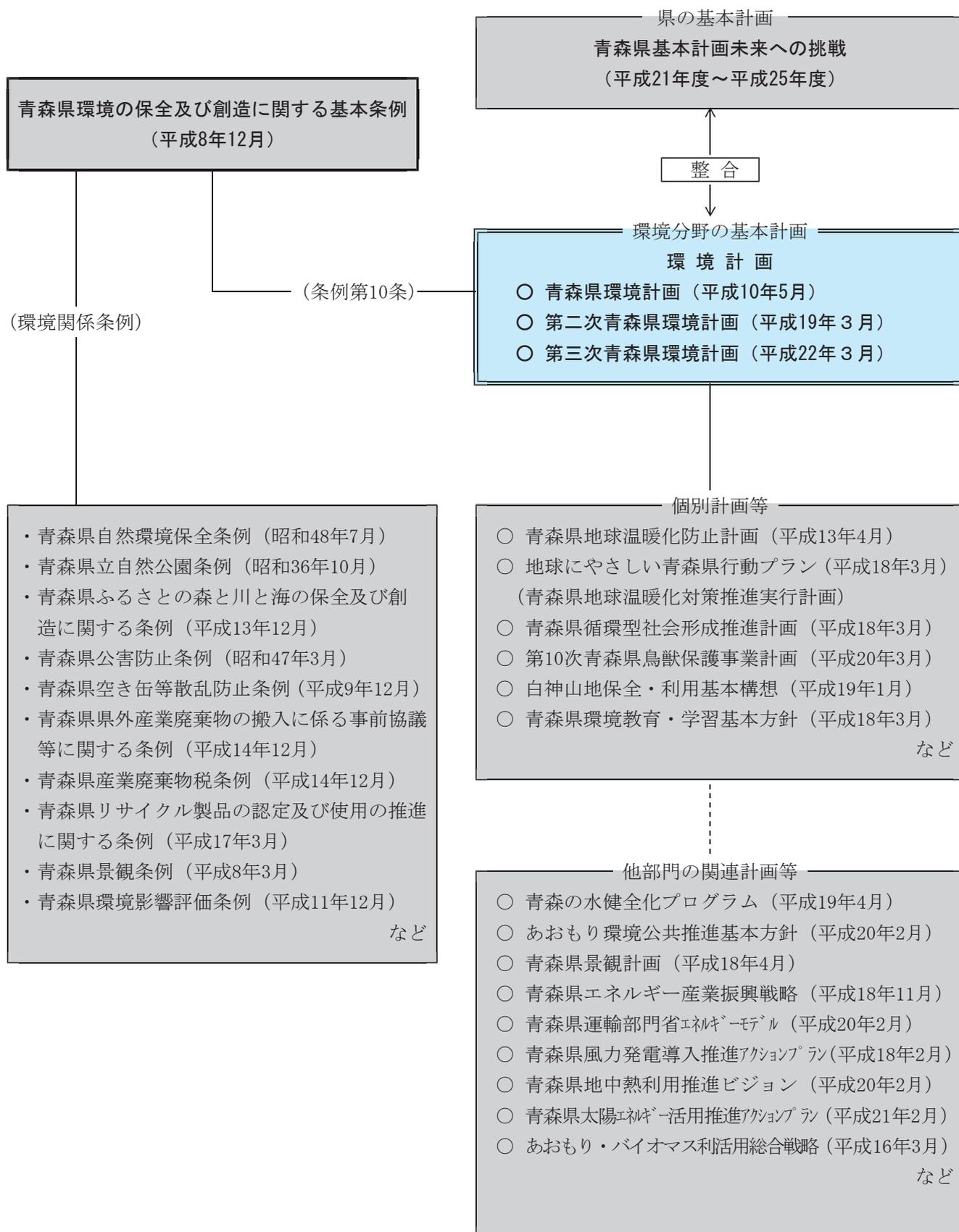
第6章 開発事業等における環境配慮指針

事業活動における自主的な環境配慮の推進に向けて、開発事業等の構想・計画、建築・建設及び事業の実施などの各段階において配慮すべき基本的な事項などを開発事業等における環境配慮指針として示しています。

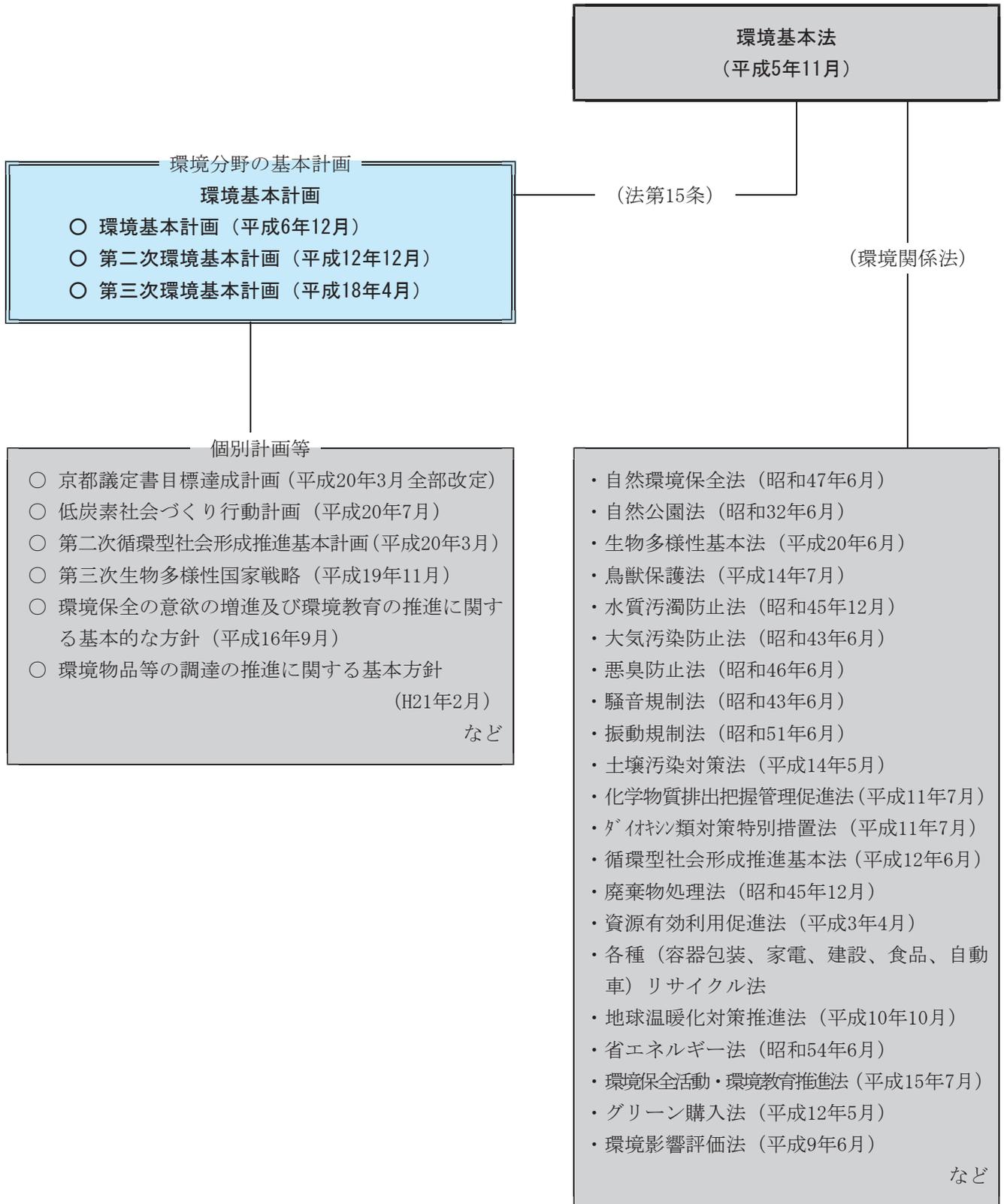
第7章 計画の推進

計画を推進するための体制や進行管理に関する事項を示しています。

【環境計画と県の条例・各種計画等との関連図】



【国の環境基本計画と関係法・計画等】



第2章 青森県の概要

- 1 地勢・気候**
- 2 人口**
- 3 産業経済**

第2章 青森県の概要

1 地勢・気候

青森県は、太平洋、日本海、津軽海峡と三方を海に囲まれ、北緯40度12分（田子町）から41度33分（大間町）、東経139度30分（深浦町）から141度41分（階上町）の間の本州最北にあり、ニューヨーク、ローマとほぼ同緯度に位置しています。

県土の面積は約9,607 k m²で、全国第8位となっています。また、県土の面積のうち森林面積は6,359 k m²と県土の3分の2を占め、全国第9位となっています。

本県の気候は、冷涼型で夏が短く、冬は寒さが厳しく、四季の変化がはっきりしており、さらにどの季節も自然が美しいことが特徴となっています。また、他の地域と比較して梅雨期の降水量が少ないことも特徴となっています。

一方、中央部に位置する奥羽山脈を境にして県内でも地域によって気候が大きく異なります。冬には湿った空気が山脈にぶつかり、津軽地方に雪を降らせるため、日本海側は多雪、太平洋側は少雪となります。夏は偏東風（通称：やませ）のため、太平洋側で低温の日が多くなるときがあります。

図2-1 青森県の位置

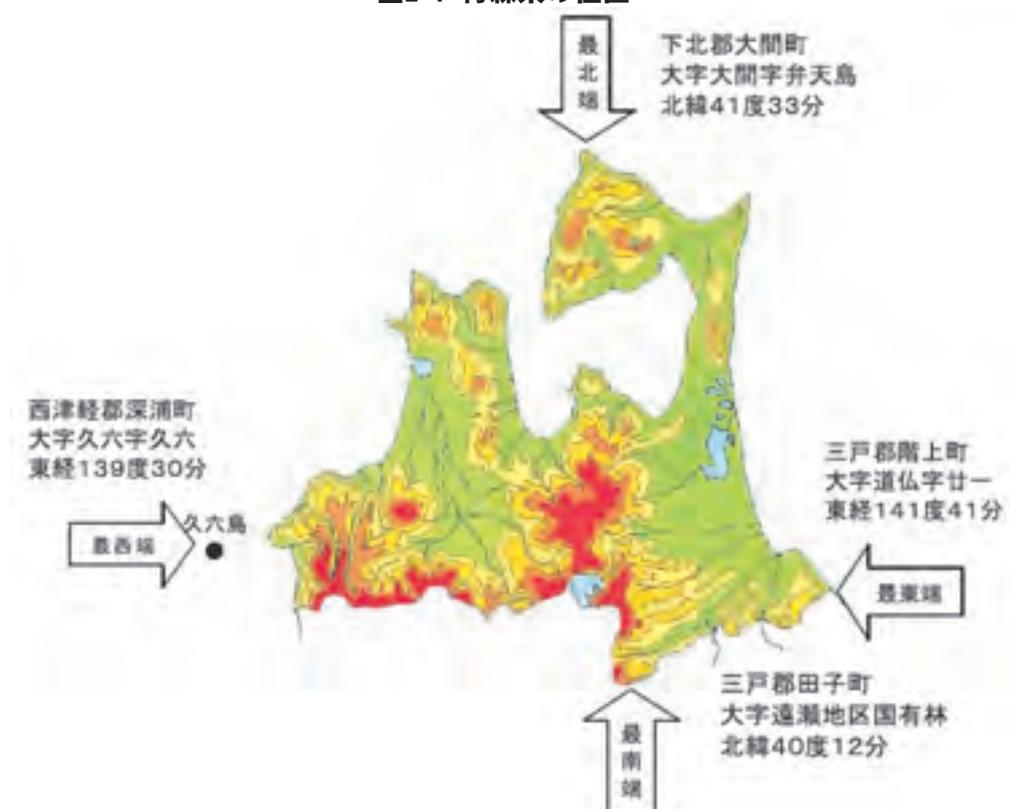


図2-2 青森県（青森市）の平均気温と降水量

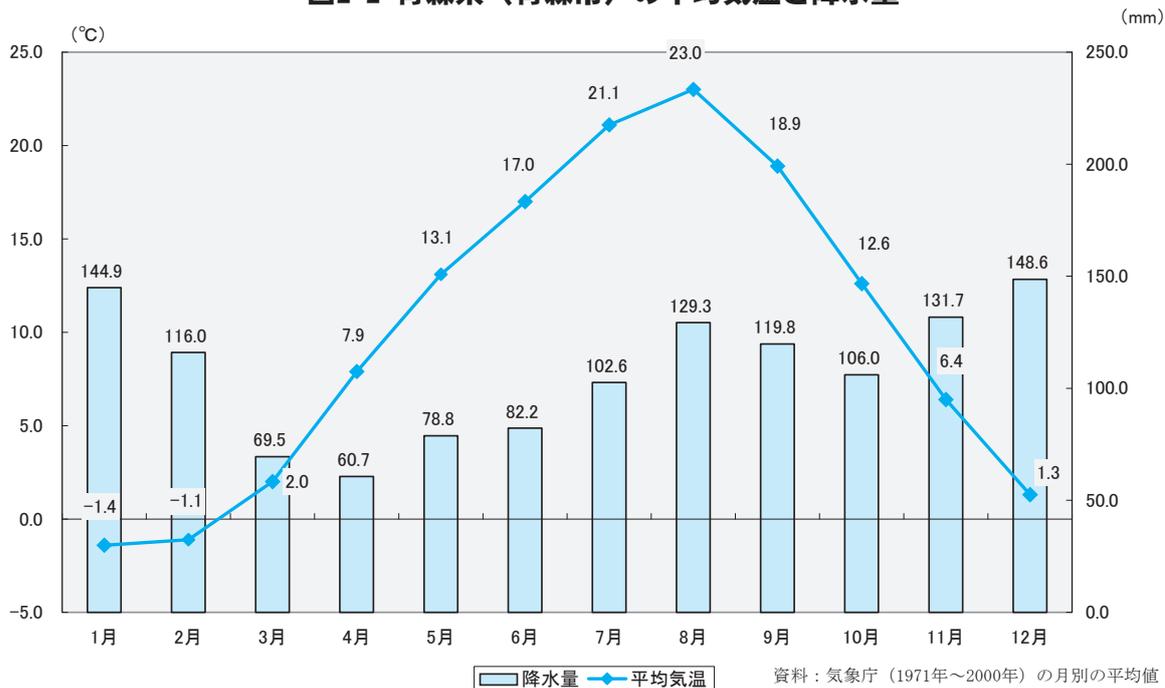
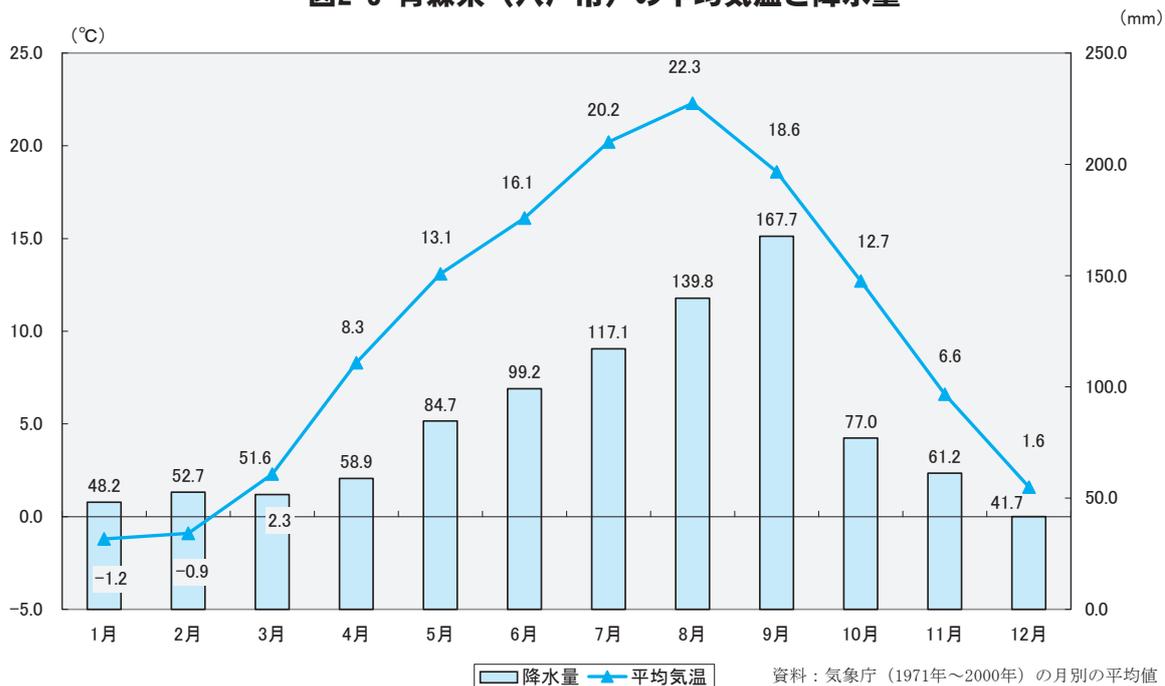


図2-3 青森県（八戸市）の平均気温と降水量



2 人口

平成17年の国勢調査によると、本県の総人口は同年10月1日現在で143万6,657人で全国で第28位、東北6県では宮城県、福島県に次いで第3位となっています。

総人口の推移は、昭和60年の152万4,448人をピークに減少に転じており、平成17年10月1日現在の総人口は、143万6,657人と平成12年から3万9,071人減少し、減少数では全国第4位、減少率では全国第3位となっています。

総世帯数については増加が続いており、平成17年10月1日現在の総世帯数は51万779世帯で、平成12年から4,239世帯増加しています。

平成17年10月1日現在の本県の人口を年齢3区分別に見ると、年少人口（14歳以下）は19万8,959人（総人口の13.8%）、生産年齢人口（15～64歳）は91万856人（同63.4%）、老年人口（65歳以上）は32万6,532人（同22.7%）となっています。

年齢3区分別の人口は、近年、老年人口が急激に増加する一方で、年少人口が減少しており、平成12年からは老年人口が年少人口を上回っています。また、生産年齢人口も平成2年以降減少が続いています。

図2-4 青森県の総人口と総世帯数の推移（各年10月1日現在）

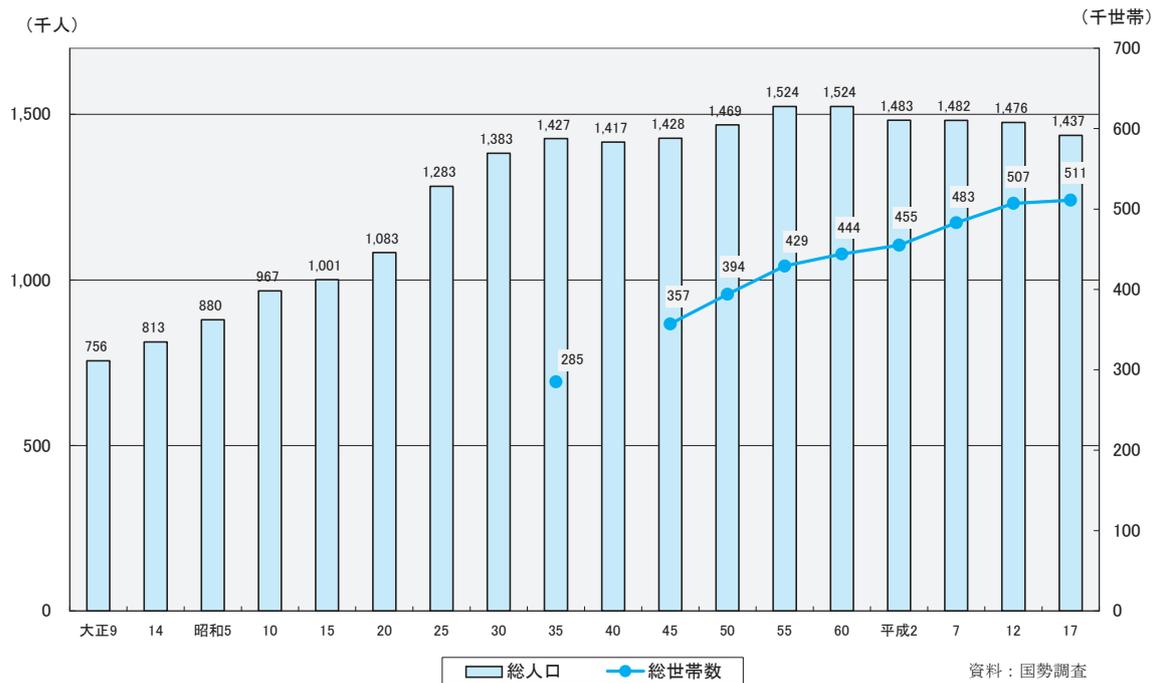
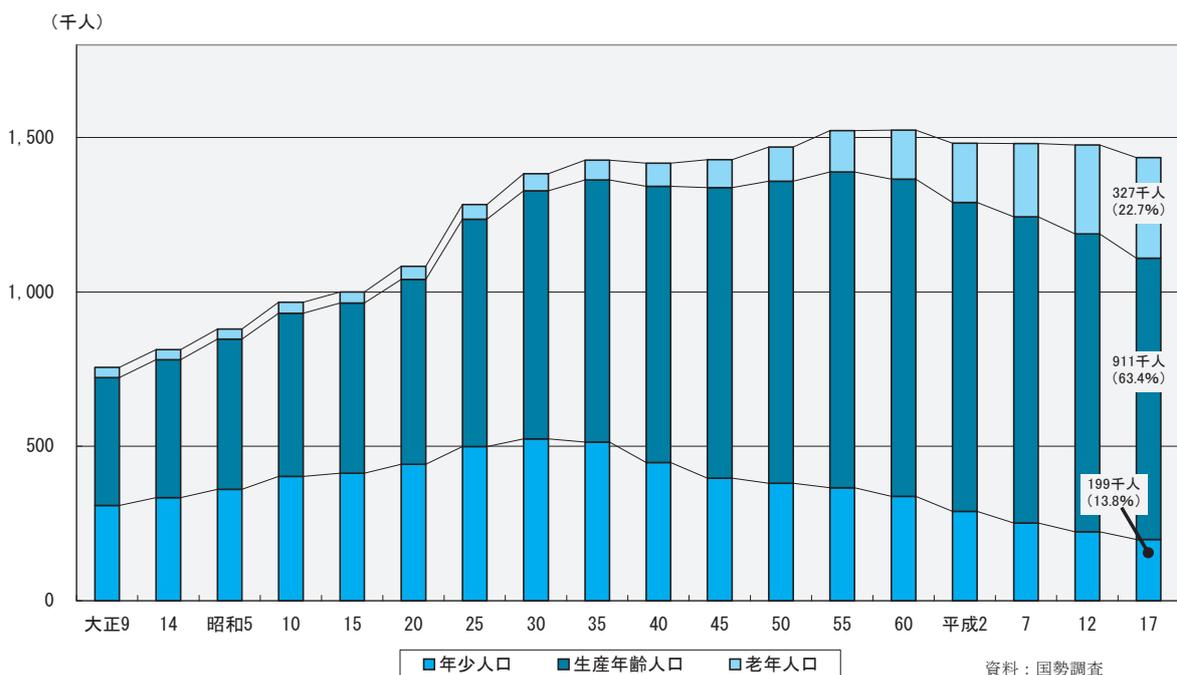


図2-5 青森県の年齢3区分別人口の推移（各年10月1日現在）



3 産業経済

(1) 農林水産業 ～食料供給基地としての青森県～

本県は、農林水産業が盛んであり、平成17年の就業者の割合は14.0%で、全国平均の4.8%に比べて高い水準にあり、全国第1位となっています。

また、カロリーベースによる食料自給率^{*1}は、例年115～120%の水準を保っており、平成18年度では全国で第4位（118%）と全国有数の食料供給基地となっています。

本県では、病虫害の発生が少ない夏季冷涼な気候や生産力の高い農地などの条件を生かし、農薬散布回数が少ない安全・安心な農産物の供給が可能です。また、三方を海に囲まれ、我が国屈指の内湾である陸奥湾を抱えており、海域特性に応じた多様な漁業が行われています。

農業では、りんご、ながいも、にんにく、ごぼうが日本一の生産量（平成19年度）を誇り、漁業では、ヒラメ、イカ類、ホタテガイ、ナマコ類、コンブ類、シラウオ、天然ウナギ、シジミの漁獲量（平成18年度）が全国第1位又は第2位となっているなど、米、野菜、果実、畜産物、水産物の生産バランスがとれた全国有数の農林水産業県となっています。

※1 食料自給率…国民が食べる食料のうち、その国で生産されている食料の割合のこと。計算法として、重量ベース、カロリーベース、生産額ベースの3つの方法があるが、地域によって生産・消費される食料の品目が異なることなどから、カロリーベースに換算して比較することが多い。日本の食料自給率はカロリーベースで約40%と、主要先進国の中では最低水準となっている。

(2) 商工業・観光

本県の工業は、製造品出荷額では非鉄金属が28.1%と最も高く、他に農林水産物を原料とする「食料品」や、「鉄鋼」・「電子部品」などが主要な業種となっています。

本県の工業の活性化のため、先端技術を活用した産業の育成、農工ベストミックス^{*2}などによる県産資源の高付加価値化の推進、地域のポテンシャルを活用した医療・健康福祉関連産業の創出、「環境・エネルギー産業創造特区^{*3}」を活用した先駆的プロジェクトの推進など、本県の特性や地域力など優位性を活かした「あおり型産業^{*4}」の創造・育成に取り組んでいるほか、自動車関連産業等の集積に向けて、企業誘致等を推進しています。

また、我が国の生活基盤を支えるエネルギー需給において、本県は極めて重要な役割を担っているほか、風力や太陽光、地中熱などの再生可能エネルギーの活用、さらにはエネルギー関係の研究開発施設の集積も進んでおり、エネルギー産業の先進地となっています。

本県の経済は、商業・サービス業などの第3次産業の割合が約78.2%と、大きな比重を占めています。

商業では飲食料品関係の割合が最も高く、事業所数や販売額は、全体の約4割を占めており、県では、地域コミュニティとしての商店街を再生するため、商業者と地域住民との連携による新しい時代の商店街活性化、街づくりとしての商業空間づくりを推進しています。

サービス業については、高度情報化・産業支援・文化観光・健康福祉関連の4分野に重点を置き、その振興を促進しています。

本県は、自然豊かな十和田湖や八甲田山^{*5}、世界自然遺産白神山地を始め、その豊かな自然から生み出される農林水産物、三内丸山遺跡に代表される歴史文化遺跡、四季折々の祭りなど、豊富な観光資源に恵まれています。

また、平成22年12月には東北新幹線新青森駅が開業する予定であり、開業によって本県へのアクセスが飛躍的に向上することから、これを最大限に活かし、通年観光をめざして、観光関係者と一体になった取り組みを進めています。

- ※2 農工ベストミックス…ローカルテクノロジー(地域に根ざした技術)を活用した農工の連携・融合のこと。
- ※3 環境・エネルギー産業創造特区…青森県では、あおりエコタウン構想、むつ小川原ボーダレスエネルギーフロンティア構想、省エネルギービジョン等の環境・エネルギー分野における先進的な取組を進めており、環境・エネルギー産業創造特区においては、むつ小川原地域を中心とするエリアを対象とし、この地域が有する環境・エネルギーに関するポテンシャルを活かすとともに、現在進めている構想、ビジョンとの連携を図りつつ、環境・エネルギー分野の思いきった規制緩和の導入によって、世界に貢献する環境・エネルギーフロンティアの形成を目指している。
- ※4 あおり型産業…農林水産資源が豊富であることや国際的にも稀有なエネルギー開発拠点が形成されつつあることなどの青森県の特徴を踏まえて、重点的に振興を図っていく第2次産業を中心とした産業群のこと。
具体的にはF P D関連産業、先端技術を活用した産業、環境・エネルギー関連産業、農工ベストミックス型産業、医療・健康福祉関連産業のこと。
- ※5 八甲田山…八甲田大岳・高田大岳・井戸岳・赤倉岳・前嶽・田茂菴岳・小岳・硫黄岳・石倉岳・雛岳・櫛ヶ峯・下岳・駒ヶ峯・猿倉岳・乗鞍岳・赤倉岳などからなる地域を本計画ではこのように呼称する。



本県の豊かな農林水産物

第3章 青森県が目指す環境の将来像及び基本目標

第3章 青森県が目指す環境の将来像及び基本目標

【青森県が目指す環境の将来像】

循環と共生による持続可能な地域社会

この計画は、本県の健全で恵み豊かな環境を損なうことなく維持しつつ、経済の発展を図りながら、より良い地域社会の創造を目指すものです。

このため、資源や炭素などの物質の適切な循環を基調とし、自然と人との共生が確保される社会の形成を図る観点から、概ね20年後の2030年までに実現するものとして、青森県が目指す環境の将来像を「**循環と共生による持続可能な地域社会**」とし、「循環」と「共生」、そして「持続可能な地域社会」の考え方を次のとおり示します。

【循環】

環境を構成する重要な要素である大気、水などの物質は、古来から自然の浄化作用を通じて適切に循環することによって、私たちに様々な恵みとうるおいをもたらしてきました。

しかし、私たちは、20世紀の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムの中で、多くの鉱物や石油などの資源を浪費し、大気汚染や水質汚濁、廃棄物の不適正処理、化石エネルギーの大量消費により環境に大きな負荷を与え続けました。

その結果、自然の物質循環機能が損なわれたり、限りある天然資源の枯渇の懸念が生じているほか、二酸化炭素の吸収・排出の均衡が崩れたために大規模な気候変動の危機にさらされているなど、身近な場所から地球規模に至るまで様々な環境問題が引き起こされています。

このような状況は、大気や水、土など、私たちの生活に恵みやうるおい、やすらぎをもたらす基盤となる環境の豊かさが失われることにつながるとともに、天然資源の枯渇により、社会経済の持続的発展に支障を来すおそれがあります。

幸いなことに、本県には豊かな自然環境が存在していることから、私たちは、自然の物質循環機能を保全、再生するとともに、低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルと廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）が確立された低炭素・循環型社会を構築し、二酸化炭素も含め、環境を構成するあらゆる物質が健全に循環する「循環」を基調とした社会を創造していく必要があります。

【共生】

本県と秋田県にまたがる世界自然遺産白神山地は、原始的なブナ天然林が分布しており、多種多様な動植物が生息・生育しています。

なかでも、核心地域では、原始的な自然が最も良く保たれており、人の行為による影響を受けることなく、生物の営みが繰り返されてきました。

また、白神山地などの原生的な自然だけでなく、里地里山^{※1}などの二次的自然も人間の適切な働きかけを通じて、現在まで引き継がれてきたほか、良質な農林水産物の生産の基盤となる大気や水、土なども良好な状態で保全されてきました。

しかし、私たちは、様々な形で環境に多くの負荷を与え、このままでは、生物の生息・生育環境や地域の存続基盤に大きな影響を及ぼすことも懸念されます。

四季折々の自然が豊かで美しく、水資源が豊富な本県の環境は、青森らしさを象徴するものであり、これを揺るぎない形で次世代に引き継いでいくとともに、豊かな自然を保全しながら、自然の恵みを享受するため、自然との共生の関係を築いていく必要があります。

また、私たちと環境との良好な共生関係を次世代に引き継ぐことは、環境という空間の共有を通じて、次世代と共生することにもつながるものです。

【持続可能な地域社会】

現在を生きる私たちは、本県の恵み豊かな環境の中で日々の暮らしを送り、そして地域社会の発展を目指して様々な経済社会活動を営んでいます。この恵み豊かな環境は、先人達から引き継いできたものであり、私たちもまた、本県の豊かな環境を損なうことなく次世代に確実に継承していく責任を有しています。

そのためには、次世代が享受する経済的及び社会的利益を損なわない形で私たち現在の世代が環境を利用していき、持続可能性を有する社会の構築が必要です。

私たちは、「循環」と「共生」の実現を通じて、本県の健全で恵み豊かな環境を損なうことなく維持しつつ、持続的に発展し、成長する地域社会の創造を目指していくものです。

青森県が目指す環境の将来像「循環と共生による持続可能な地域社会」の実現に向けて環境の保全及び創造に関する施策を展開するに当たっては、次の3点を基本目標とします。

【基本目標】

- (1) 恵み豊かなあおもりの環境を次代につなぐ低炭素・循環型社会、自然共生社会づくり
- (2) あおもりの優れた自然と豊富な再生可能エネルギーの活用による日本の低炭素・循環型社会、自然共生社会づくりへの貢献
- (3) 恵み豊かなあおもりの環境を守り、創る人財の育成と仕組みづくり

※1 里地里山…奥山と都市の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。農林業などともなう、さまざまな人間の働きかけを通じてその自然環境が形成・維持されてきた。

生物多様性の保全上重要な役割を担っており、都市周辺の身近な自然とのふれあいの場としても欠かせない地域であるが、近年、農山村では過疎化等による管理放棄、都市近郊では開発等の土地利用転換が進むなど、里地里山の消失や質の低下が顕在化している。



こどもエコクラブによる「トランスヒートコンテナシステム」の見学

第4章 環境の保全及び創造に関する施策の展開

- 1 健やかな自然環境の保全と創造**
- 2 安全・安心な生活環境の保全**
- 3 県民にやすらぎを与える快適な環境の保全と創造**
- 4 資源の環をつなげる循環型社会の創造**
- 5 未来を守る低炭素社会づくり**
- 6 社会全体で環境配慮に取り組む人づくり・システムづくり**

第4章 環境の保全及び創造に関する施策の展開

環境の保全及び創造に関する施策の体系

【目指す環境の将来像】
循環と共生による持続可能な地域社会

基本
目
標

- (1) 恵み豊かなあおもりの環境を次代につなぐ低炭素・循環型社会、自然共生社会づくり
- (2) あおもりの優れた自然と豊富な再生可能エネルギーの活用による日本の低炭素・循環型社会、自然共生社会づくりへの貢献
- (3) 恵み豊かなあおもりの環境を守り、創る人財の育成と仕組みづくり

1 健やかな自然環境の保全と創造

- (1) 健全な水循環の確保・水環境の保全
- (2) 優れた自然環境の保全とふれあいの確保
- (3) 森林の保全と活用
- (4) 里地里山や農地の保全と環境公共の推進
- (5) 生物多様性の保全
- (6) 世界自然遺産白神山地の保全と活用
- (7) 温泉の保全

2 安全・安心な生活環境の保全

- (1) 大気環境の保全
- (2) 静けさのある環境の保全
- (3) 地盤・土壌環境の保全
- (4) 化学物質対策の推進
- (5) オゾン層保護・酸性雨対策の推進
- (6) 公害苦情・紛争処理の推進
- (7) 環境放射線対策の推進

3 県民にやすらぎを与える快適な環境の保全と創造

- (1) 身近にふれあえる緑や水辺の保全と創造
- (2) 良好な景観の保全と創造
- (3) 歴史的・文化的遺産の保護と活用

4 資源の環をつなげる循環型社会の創造

- (1) みんなが3Rに取り組む県民運動の展開
- (2) 資源循環対策の推進
- (3) 廃棄物の適正処理の推進

5 未来を守る低炭素社会づくり

- (1) 省エネルギー型の社会づくり
- (2) 再生可能エネルギーの開発と利用の推進

6 社会全体で環境配慮に取り組む人づくり・システムづくり

- (1) 環境配慮に取り組む人財の育成
- (2) 日常生活や事業活動に環境配慮を織り込む仕組みづくり
- (3) 環境情報の提供と環境活動のネットワークづくり
- (4) 環境影響評価の推進

【施策の展開方向について】

環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進していくため、県がこれまでに引き続いて取り組んでいくもの、今後実施するもの、実施を検討していくものを掲げています。

また、県のみが実施主体となるものではなく、市町村などの行政、県民や事業者の方々とともに連携、協力しながら施策を展開していくものです。

【各主体に期待される役割について】

施策を推進していくためには、県はもちろんのこと、市町村などの行政、県民、事業者、環境保全団体といった各主体が、それぞれの役割分担に基づき、連携・協働して環境配慮や環境保全活動に取り組んでいく必要があります。

ここでは、各主体が積極的に取り組むべき目安となる役割を示していますが、より良い環境の創造に向け、これらの役割以外のものについても、意欲的に取り組んでいくことが重要です。

【モニタリング指標について】

本県の環境や行政、県民、事業者等による取組の現状把握により、本県の環境・環境保全活動の「立ち位置」を確認し、施策の展開に活かしていくため、各環境分野ごとに、本県の環境・環境保全活動の現状を表す「モニタリング指標」を設定しています。

モニタリング指標については、計画の進ちょく管理に際して毎年度の値を把握するとともに、これまでの中長期的な動向の整理や全国・近県の状況との対比により、本県の環境・環境保全活動の「立ち位置」を確認していくものです。

また、県民や事業者の取組と関連が深い一部の指標については、それぞれの取組の目安となるよう、目標値を示しています。

1 健やかな自然環境の保全と創造

□ 現状と課題

本県は、日本海、太平洋、津軽海峡と三方を海に囲まれ、県土の3分の2を森林が占め、世界自然遺産白神山地や十和田湖を擁するなど、豊かな自然環境に恵まれています。

また、約800kmの長い海岸線や変化に富んだ地勢、日本海側と太平洋側の異なる気候の下、生息・生育する動植物は多種多様にわたっています。

本県の豊かで美しい自然環境は、洪水緩和や水質浄化などの水源かん養^{*1}機能だけでなく、観光資源としても地域振興に重要な役割を果たしてきました。

また、山、川、海の水循環によって作り出された良質な水資源は、県土を潤し、生命を育むだけでなく、安全・安心な食料の生産などを通じて産業振興にも貢献してきました。

このように恵まれた本県の自然環境は、私たちにやすらぎとうるおいをもたらしてくれるだけでなく、県民の「生業（なりわい）」と青森らしさを支える重要な財産です。

しかし、便利さや快適さを求める私たちの生活様式や事業活動は、自然環境に大きな影響を及ぼし、森林の多面的機能^{*2}の低下や動植物の生息・生育空間の減少など、様々な問題が生じています。

青森らしさを支える重要な財産である豊かな自然環境を適切に保全し、揺るぎない形で次世代に引き継いでいくため、水や緑、そこに棲む多様な生物などとの共生を図っていく必要があります。

(1) 健全な水循環の確保・水環境の保全

- ① 上流域から下流域までの一連の水の流れの過程において、良好な水質・底質、水量、水辺と生物多様性を確保します。
- ② 公共用水域における環境基準の達成・維持を図ります。

(2) 優れた自然環境の保全とふれあいの確保

- ① 優れた自然環境を維持している地域を保全します。
- ② 自然公園の適正な利用により、優れた自然の風景地の保護と自然とのふれあいを推進します。

(3) 森林の保全と活用

- ① 多面的機能が発揮・維持される健全な森林を育成・保全します。
- ② 森林資源の適切な利活用を推進します。
- ③ 森林づくりに対する多様な主体の参加を促進します。

(4) 里地里山や農地の保全と環境公共^{※3}の推進

- ① 生物多様性^{※4}の保全を進めるうえでの里地里山の重要性について県民等の理解を図るとともに、重要な里地里山を次世代に引き継ぐ取組を推進します。
- ② 身近な生きものを育む豊かな生態系や自然とのふれあいなど農業・農地の持つ多面的機能の持続的な発揮を推進します。
- ③ 農山漁村の豊かな自然や美しい景観、伝統的な風習・文化などのかけがえのない地域資源を保全・再生し、未来に引き継ぐため、本県が提唱している「環境公共」を推進します。

(5) 生物多様性の保全

- ① 野生生物が良好に生育・生息できる豊かな生態系の保全を推進します。
- ② 希少動植物の保護など野生生物の種の多様性の保全を推進します。
- ③ 外来生物による生態系への影響の防止と影響緩和を推進します。

(6) 世界自然遺産白神山地の保全と活用

- ① 白神山地のかけがえのない自然を次世代に継承します。
- ② 白神山地の自然の適切な利用を通じた自然保護思想の普及と地域づくりを推進します。

(7) 温泉の保全

- ① 温泉の適正な利用の推進により温泉資源を保全します。

※1 水源かん養…森林の土壌が降水を貯え、河川へ流れ込む水の量を調整し、洪水を緩和することによって川の流量を安定させたり、雨水をろ過し、水質を浄化したりする機能のこと。

※2 森林の多面的機能…森林は、木材等の供給のほか、県土の保全や水源のかん養、保健休養の場の提供などさまざまな機能を持っている。森林の多面的機能を金額に換算すると、本県の場合、約1兆5千億円になるとの試算がある。

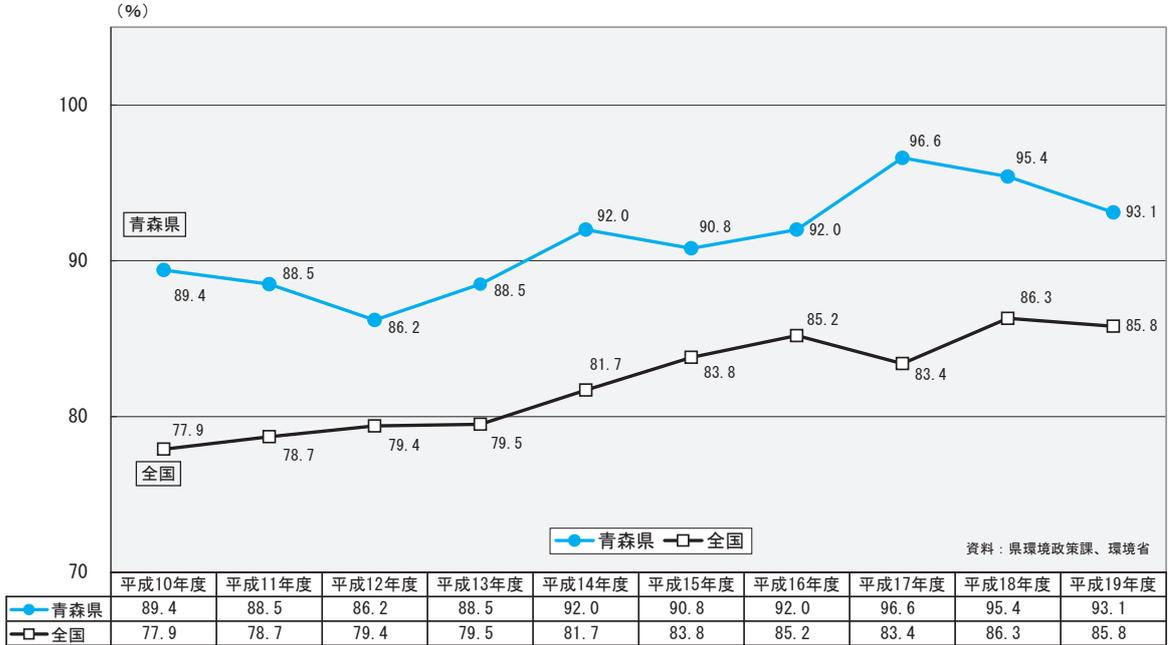
※3 環境公共…本県では、「農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる」との観点から、地域住民自らが地場の資源・技術・人財を活用しながら農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付けている。

※4 生物多様性…生物多様性とは、すべての生物の間の変異性のことであり、遺伝子の多様性、種の多様性及び生態系の多様性を含む。

□ モニタリング指標

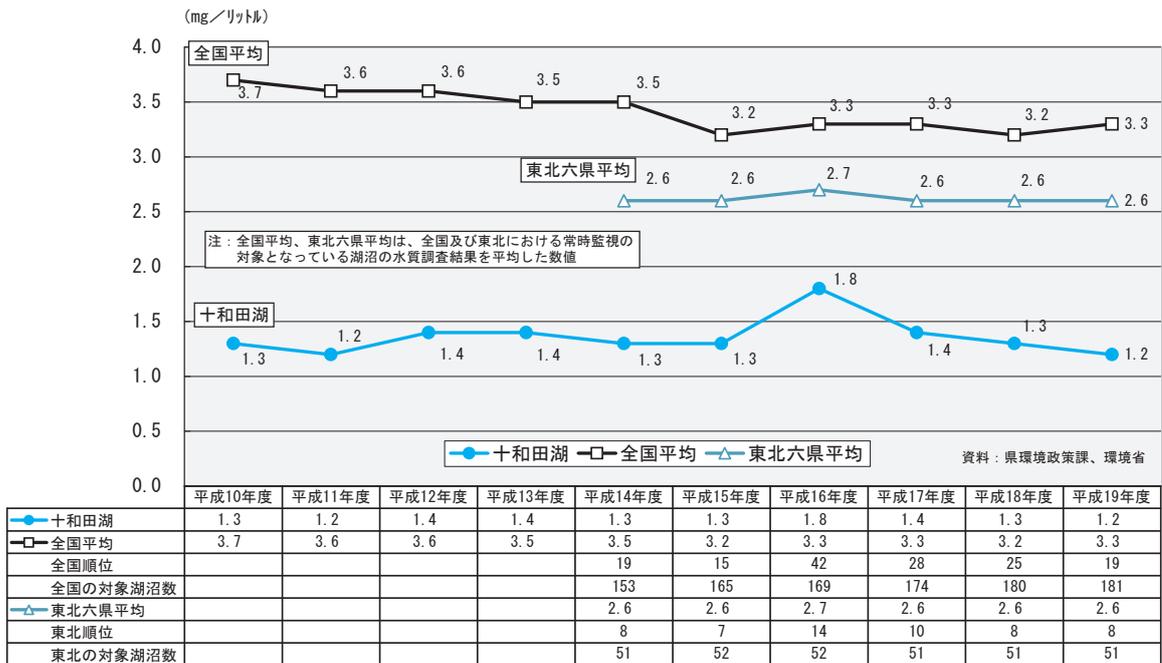
指標名	単位	指標の説明
公共用水域の環境基準達成率 (BOD又はCOD)	%	公共用水域(河川、湖沼、海域)の水質汚濁の状況を示す指標です。

公共用水域の環境基準達成率(BOD又はCOD)



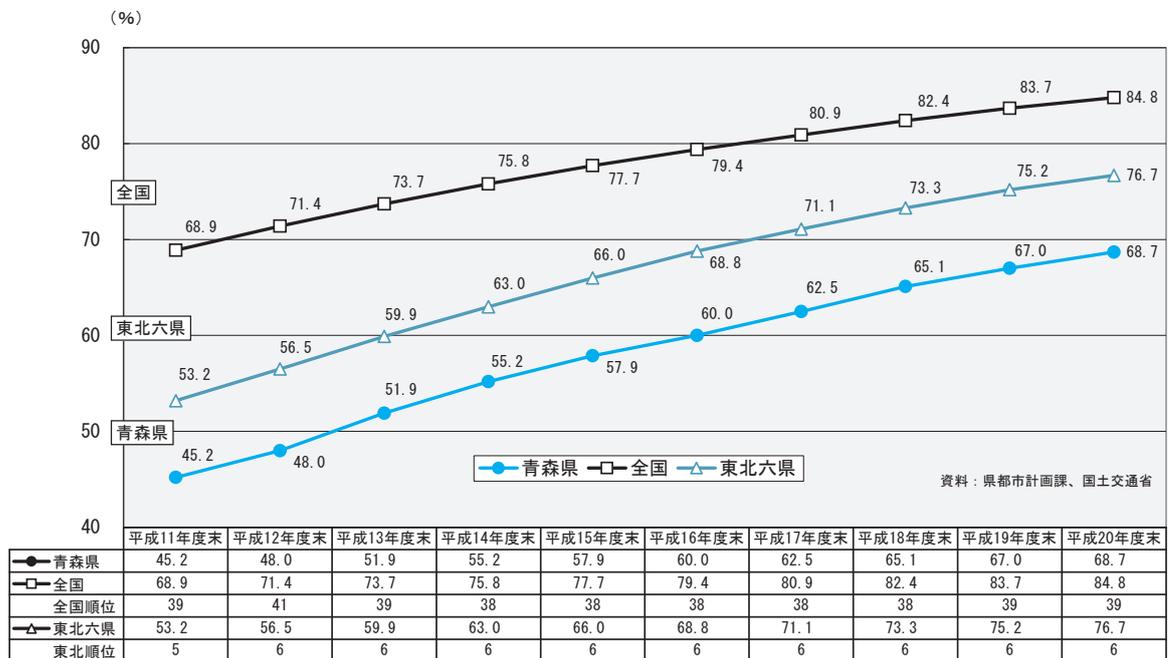
指標名	単位	指標の説明
十和田湖の水質[COD年間平均値]	mg/リットル	十和田湖の水質環境基準点における年間平均値であり、湖水の清澄さを示す指標です。

十和田湖の水質[COD年間平均値]



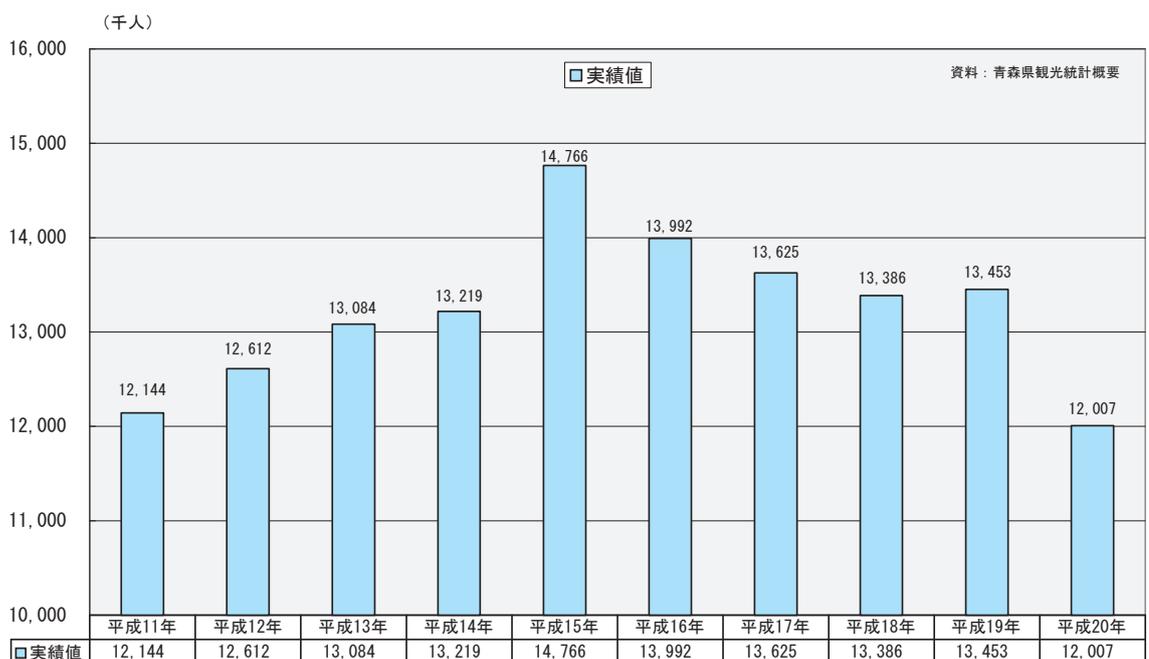
指標名	単位	指標の説明
汚水処理人口普及率	%	県全体の行政人口に対する、下水道・農業集落排水・漁業集落排水・合併浄化槽等の各事業による処理人口の合計の割合です。

汚水処理人口普及率



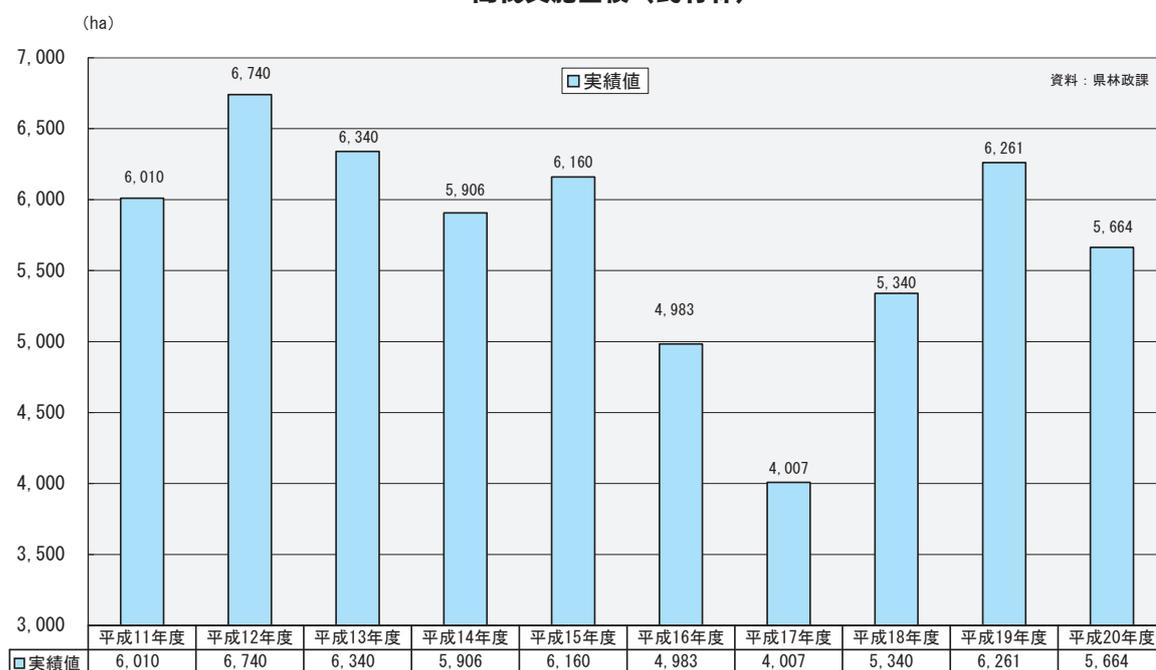
指標名	単位	指標の説明
自然公園観光レクリエーション客入込数	千人	観光やレクリエーションを目的とした県内自然公園の利用者数で、県民が自然とふれあう度合いを表す指標です。

自然公園観光レクリエーション客入込数



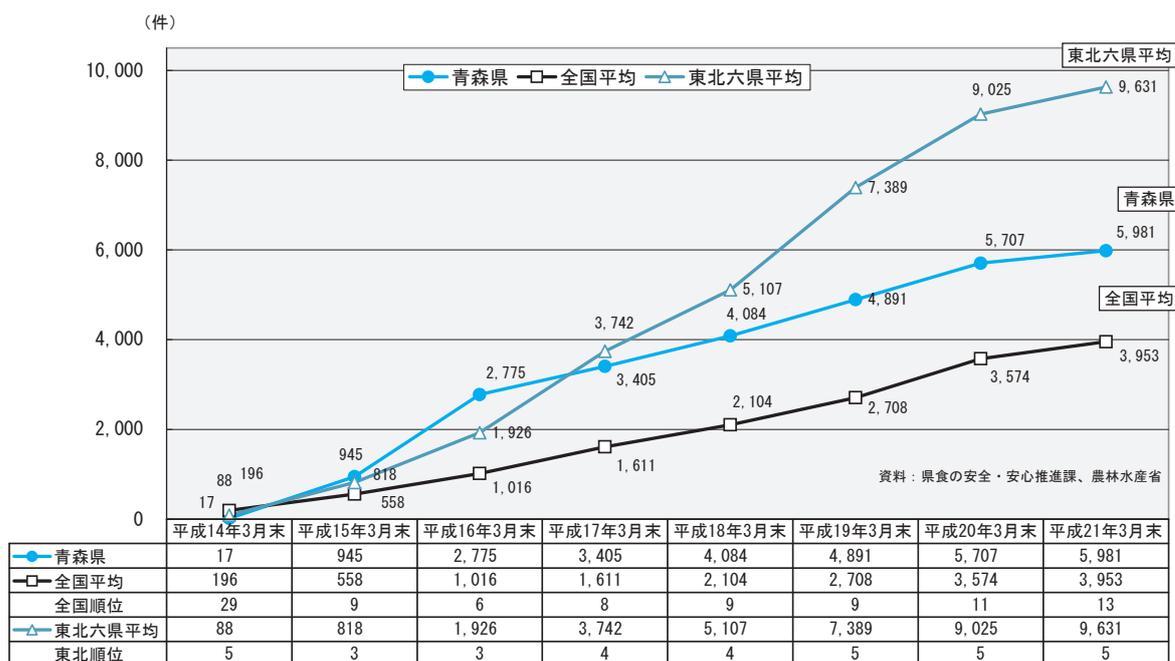
指標名	単位	指標の説明
間伐実施面積（民有林）	ha	民有林における間伐実施面積を示す指標です。

間伐実施面積（民有林）



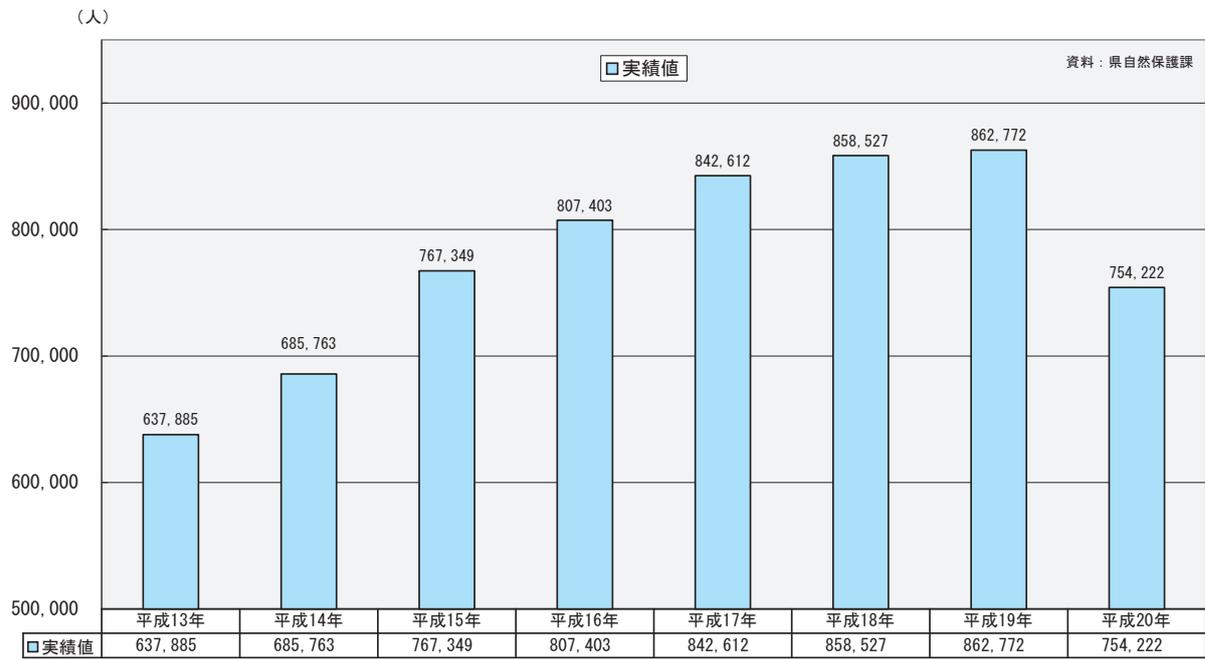
指標名	単位	指標の説明
エコファーマー認定件数	件	土づくりを行い、農薬と化学肥料を減らした持続性の高い農業に取り組む農業者を「エコファーマー」といい、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、県が認定しています。

エコファーマー認定件数



指標名	単位	指標の説明
白神山地入込者数	人	白神山地主要観光地の入込者数で、世界自然遺産に対する関心の高さを示す指標です。

白神山地入込者数



田代平湿原

(1) 健全な水循環の確保・水環境の保全

□ 現状と課題

本県は、三方を海に囲まれ、それぞれの海域には、岩木川、馬淵川、高瀬川の一级河川をはじめ、追良瀬川、赤石川、五戸川、奥入瀬川など多くの河川が、原生的自然からなる白神山地や八甲田山、十和田湖などに源を発し、県土を潤しながら流入しています。

また、十和田湖や小川原湖、十二湖、尾駁沼や鷹架沼、ラムサール条約湿地^{※1} 仏沼など県内には多彩な湖沼や池、湿地・湿原が存在しています。

山から川、そして流域を巡り、川から海へと循環していく水資源は、県民の暮らしや産業活動を支え、様々な生物の生命を育む基盤となることから、良質な水資源を確保するため、森・川・海^{※2}及び土壌を一体的にとらえるとともに、水質のみならず水量や水生生物の生息・生育環境が適切に保全された健全な水循環系を保全・創造するための取組が求められています。

また、本県の公共水域の状況は、水質に関する環境基準の代表的指標であるBOD^{※3}又はCOD^{※4}で見ると、平成20年度で環境基準達成率は92%（河川96%、湖沼33%、海域89%）と、県全体としては良好な状態で推移していますが、一部の水域において生活排水が主な原因と考えられる環境基準の継続的な未達成が見られており、公共水域の監視を続けていく必要があるほか、汚水処理施設の整備など生活排水対策の推進が求められています。

- ※1 ラムサール条約湿地…イランのラムサールという町で1971年(昭和46年)に採択され、1975年(昭和50年)に発効したラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)に基づき登録された湿地のこと。日本では、37か所の湿地が登録されており、本県の三沢市の仏沼は、2005年(平成17年)11月8日に登録された。
- ※2 森・川・海…県民の豊かで潤いのある生活の礎となるふるさとの森と川と海を、県、県民、事業者が一体となって保全・創造し、より豊かで県民の誇りとなるふるさとの実現をめざすため、平成13年12月に「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」が制定されている。
- ※3 BOD…Biochemical Oxygen Demandの略で、生物化学的酸素要求量のこと。河川水や工場排水、下水などの汚濁の程度を示す代表的指標で、水中の有機物が微生物によって分解される際に消費される酸素の量をいい、mg/リットルで表す。一般的にこの数値が高いほど水が汚れていることを示す。
- ※4 COD…Chemical Oxygen Demandの略で、化学的酸素要求量のこと。海域や湖沼の汚れの度合いを示す代表的指標で、水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算し、mg/リットルで表す。一般的にこの数値が高いほど水が汚れていることを示す。

□ 施策の概要

- ① 上流域から下流域までの一連の水の流れの過程において、良好な水質・底質、水量、水辺と生物多様性を確保します。
- ② 公共水域における環境基準の達成・維持を図ります。

□ 施策の展開方向

- ① 山から川、川から海、海から山へと循環する水の流れを一体ととらえた、森・川・海の保全と再生を推進します。【農林水産政策課、河川砂防課】
- ② 水源かん養などの森林の有する多面的機能を保全するため、ブナ、ヒバ等の郷土樹種の植栽や複層林^{※5}化、適切な除伐・間伐等による森林の適正な整備を推進します。【林政課】
- ③ 水源かん養などの多面的機能を有する水田や農業用施設等の適切な保全・管理を図るとともに、耕作放棄地の発生の防止を推進します。【構造政策課、農村整備課】
- ④ 河川や水路、海岸等の改修が必要となる場合は、自然環境と調和した多自然川づくり^{※6}、水路づくり、海岸づくりなどに取り組み、水生生物等が生息・生育できる環境の保全を推進します。【農村整備課、漁港漁場整備課、河川砂防課】
- ⑤ 農薬や化学肥料の使用の低減を図る環境にやさしい農業^{※7}を推進するとともに、家畜排せつ物の適正処理を推進します。【食の安全・安心推進課、畜産課】
- ⑥ 下水道や農山漁村の集落排水施設及び浄化槽等の污水处理施設の整備を総合的かつ効率的に推進するとともに、家庭など日常生活からの排水による水質汚濁を防止するため、生活排水対策講習会の開催等による普及啓発活動を実施します。
【環境政策課、農村整備課、漁港漁場整備課、都市計画課】
- ⑦ 休廃止鉱山における坑廃水処理施設・設備を適切に保守・管理し、坑廃水処理事業を円滑に進めます。【工業振興課】
- ⑧ 農業用水、工業用水、下水処理水の循環利用や雨水の有効利用などによる水資源の有効利用を推進します。【農村整備課、整備企画課、都市計画課】
- ⑨ ラムサール条約湿地である仏沼など生物多様性を支える湿地・湿原の保全を推進します。
【自然保護課】
- ⑩ 海岸清掃などによる漁場環境の保全や藻場^{※8}・魚礁^{※9}の整備により、豊饒^{ほうじょう}の海づくり^{※10}に努めます。【環境政策課、水産振興課、漁港漁場整備課】
- ⑪ 流域住民等が協働で行う水資源保全活動の支援等により、森と川と海のつながりの大切さに対する理解を促していきます。【農林水産政策課、河川砂防課】
- ⑫ 「ふるさとの水辺サポーター制度」やアダプト・プログラム^{※11}の活用など県民の参加による自主的な水辺環境や海岸環境の保全、植林活動を推進します。【林政課、河川砂防課】
- ⑬ 公共用水域や地下水の常時監視の実施により水質を把握するとともに、特定事業場への立入検査による指導、公害防止協定の締結・運用により公共用水域の水質汚濁防止を推進します。【環境政策課】
- ⑭ 十和田湖や小川原湖、十三湖、陸奥湾などの湖沼・海域等の水質保全対策を推進します。
【環境政策課、河川砂防課】

※5 複層林…樹種、樹齢、樹高の異なる樹木で構成される人工的に造成された森林のことで、その場所には常に植生が存在するため、災害防止や水源のかん養などの森林の有する機能が高度に発揮されるほか、生物の多様性の確保にもつながる。

※6 多自然川づくり…河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、調査、計画、設計、施工、維持管理などの河川管理を行うこと。

※7 環境にやさしい農業…土づくりをはじめとして、農薬や化学肥料の使用を減じるなど、農業生産活動による環境負荷の発生を低減した農業のこと。

※8 藻場…投石やコンクリートブロック等の着定基質や消波施設等の設置により、海藻類が繁茂した施設のこと。魚介類の隠れ場、餌場、産卵場の他、酸素の供給や窒素、リン等の吸収による水質浄化等、生態系を支える様々な機能を有する。

- ※9 魚礁…魚類の^{いしゆう}集、発生及び生育が効率的に行われる生産性の高い漁場を造成するために、コンクリートブロック等の耐久性構造物を海底に設置した施設のこと。
- ※10 豊饒^{ほうじょう}の海づくり…大型海藻の増養殖や藻場づくり、魚礁の設置等、漁場の再生を通じた豊かな水産資源を育む取組のこと。
- ※11 アダプト・プログラム…一定区間の公共の場所において市民団体や企業が美化活動(清掃)を行い、行政がこれを支援する制度。

□ 各主体に期待される役割

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 森林の適切な整備・管理 ◎ 水道水源地域の環境保全と安全・安心な水道水の供給 ◎ 下水道や集落排水施設、浄化槽などの汚水処理施設の整備 ◎ 生活排水対策の推進や水環境の保全に関する普及啓発 ◎ 農薬や化学肥料の使用低減を図る環境にやさしい農業の推進 ◎ 関係機関との連携による公害苦情の適切かつ迅速な処理
県民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 森林ボランティア活動への参加 ◎ 河川、湖沼、湿地・湿原、海岸及び農業用水路等の美化清掃・環境保全活動への参加 ◎ 下水道等への接続や浄化槽の整備・適切な維持管理 ◎ 食べかすや油を流さないなど適切な生活排水対策の実施
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 節水や雨水の利用などによる水資源の有効活用 ◎ 水質汚濁防止に関する法令の遵守 ◎ 原料の転換や設備の改善による水質汚濁物質の排出抑制 ◎ 地方公共団体や地域住民との公害防止協定の締結と協定事項の遵守
農業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 農業用水路等の適切な保全・管理 ◎ 農薬や化学肥料の使用低減を図る環境にやさしい農業の実践
林業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 郷土樹種の植栽や複層林化、適切な除伐、間伐等による森林の適正な整備
環境保全団体	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 水循環や水環境の保全に関する意識づくり ◎ 森林ボランティア活動の実施 ◎ 河川、湖沼、湿地・湿原及び海岸等の美化清掃・環境保全活動の実施
学校等の教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 水循環や水環境の保全に関する環境教育・学習の推進
大学等の研究機関	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 水質汚濁の仕組みや汚濁負荷の低減に関する調査研究

(2) 優れた自然環境の保全とふれあいの確保

□ 現状と課題

県内には、十和田八幡平国立公園や下北半島国立公園、津軽国立公園の3つの国立・国定公園のほか、浅虫夏泊、大鱒碓ヶ関温泉郷、種差海岸階上岳、名久井岳、芦野池沼群、黒石温泉郷、岩木高原、赤石溪流暗門の滝の8つの県立自然公園が指定されています。

また、県では、県内各地の優れた自然環境を保全することが特に必要な地域として、自然環境保全地域^{※1}に9地域、開発規制地域^{※2}に4地域、緑地保全地域^{※3}に10地域の計23地域を指定しているなど、本県は優れた自然環境を数多く有しています。

これら自然環境の保全を図り、次世代に継承していくことが必要であるほか、優れた自然とのふれあいを通じて、県民にうるおいとやすらぎをもたらすとともに、自然保護思想の普及を図っていくことが求められています。

※1 自然環境保全地域…自然環境を保全することが特に必要な区域等の保全を推進するものとして、環境大臣が自然環境保全法に基づき、また、知事が青森県自然環境保全条例に基づき指定する区域。

※2 開発規制地域…無秩序な開発を規制し、自然環境の保全に努めるべきものとして、知事が青森県自然環境保全条例に基づき指定する区域。

※3 緑地保全地域…市街地や集落地等における樹林地、草原、水辺地などの自然環境を保全し、住民の良好な生活環境を維持する必要があるものとして、知事が青森県自然環境保全条例に基づき指定する区域。

□ 施策の概要

- ① 優れた自然環境を維持している地域を保全します。
- ② 自然公園の適正な利用により、優れた自然の風景地の保護と自然とのふれあいを推進します。

□ 施策の展開方向

- ① 自然環境保全地域等の指定制度の活用により、優れた自然環境が維持されている地域を保全します。【自然保護課】
- ② 県が配置する自然保護指導員による地域内の巡回や入山マナー指導、標識等の設置により県自然環境保全地域、県開発規制地域、県緑地保全地域を保全します。【自然保護課】
- ③ 自然公園を維持・保全するため、工作物の新築、木竹の伐採などの行為規制を適切に実施するとともに、貴重な植物の採取などの違法行為防止、公共の場所における清掃美化を推進します。【自然保護課】
- ④ 優れた自然とのふれあいを推進するため、自然公園における各種施設の整備・補修を実施するとともに、県立自然ふれあいセンターや十二湖エコ・ミュージアムセンター、自然観察歩道、東北自然歩道等の施設の利用促進を図ります。【自然保護課、観光企画課】
- ⑤ マイカー交通規制を伴う奥入瀬エコツーリズムプロジェクト^{※4}など、環境負荷を低減しながら自然とふれあう取組を推進します。【道路課、エネルギー開発振興課】

⑥ 本県の優れた自然観光資源と地域の創意工夫を生かしたエコツーリズム^{**5}を推進します。

【自然保護課】

※4 奥入瀬溪流エコツーリズムプロジェクト…奥入瀬溪流の自然環境保全に資する活動や10月第5週に行うマイカー交通規制の取り組みを通して、訪れる観光客や青森県民に自然環境保全の理解浸透・啓発を図り、もって当該地域の永続的な保全と、自然環境を活かした当該地域の地域振興・観光振興を図ることを目的とした取組。

※5 エコツーリズム…自然環境及び歴史文化を損なうことなく、地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。

観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、活性化させるだけでなく、地域のこのような一連の取り組みによって地域社会そのものが活性化されていくと考えられている。

□ 各主体に期待される役割

市町村等	◎ 優れた自然に親しむ機会の充実や自然環境保全の意識づくり
県 民	◎ 自然公園の適正な利用による自然とのふれあい ◎ 県立自然ふれあいセンター、十二湖エコ・ミュージアムセンターなどの利用による自然に関する学習活動 ◎ 自然保護活動や自然観察会等への参加
事 業 者	◎ 自然公園法や自然環境保全条例などの関係法令の遵守 ◎ 地域の自然観光資源を活かしたエコツーリズム事業の実施
環境保全 団 体	◎ 自然保護活動や自然観察会等の開催 ◎ 地域の自然観光資源を活かしたエコツーリズム事業の実施
学校等の 教育機関	◎ 自然公園や県立自然ふれあいセンター、十二湖エコ・ミュージアムセンターなどの利用による自然環境教育の推進



花の咲き乱れる種差海岸

(3) 森林の保全と活用

□ 現状と課題

本県の森林は、全国第9位の森林面積を有しており、ヒバやブナのほか、スギやアカマツなど多様な樹種がバランス良く分布しており、県土の保全や洪水緩和、水資源の貯留、水質浄化及び保健休養などの機能を果たしてきました。

また、ブナ林などからなる森林は、多様な動植物が生息・生育する場所でもあり、森林からかん養された水は、河川や海に豊富な栄養をもたらし、河川や沿岸海域の魚類などの生物を育むなど、本県の豊かな自然環境を構成する重要な要素として、私たちに豊かな恩恵をもたらしてきました。

また、最近では、森林は二酸化炭素の吸収源として、地球温暖化防止に大きな役割を果たすことが期待されています。

しかし、近年は、木材価格の低迷に伴う林業経営の悪化や林業従事者の減少により、造林や保育、間伐などの適切な維持・管理が充分に行われない森林が増加し、森林の多面的機能の低下が懸念されています。

このため、多面的機能が発揮される健全な森林の育成・保全が求められており、森林資源の積極的な利活用を通じた林業・木材産業の活性化や森林の整備・保全活動に対する県民や企業などの多様な主体の参画が課題となっています。

□ 施策の概要

- ① 多面的機能が発揮・維持される健全な森林を育成・保全します。
- ② 森林資源の適切な利活用を推進します。
- ③ 森林づくりに対する多様な主体の参加を促進します。

□ 施策の展開方向

- ① 森林の多面的機能を発揮するため、保安林制度により目的に応じて保安林の指定を進めるとともに、伐採や転用等に係る林地開発許可制度を適切に運用します。【林政課】
- ② 水源かん養などの森林の有する多面的機能を保全するため、ブナ、ヒバ等の森を保全するとともに郷土樹種の植栽や複層林化、適切な除伐・間伐等による森林の適正な整備を推進します。【林政課】
- ③ 松くい虫被害^{*1}防止対策を推進します。【林政課】
- ④ 間伐材や林地残材などの森林資源を積極的に利活用し、林業・木材産業の活性化を通じて森林の保全を推進します。【林政課】
- ⑤ 自然観察・森林体験活動などの森林レクリエーションへの参加を通じて、森林の持つ保健休養機能などの多面的機能に対する理解を促進します。【林政課】

- ⑥ 森林環境教育や県民参加の植林活動、企業による森林整備・保全活動などを通じて森林づくりに対する多様な主体の参画を促すとともに、森林が持つ多面的機能に対する理解と森林を社会全体で支える県民意識の醸成を図ります。【林政課】

※1 松くい虫被害…マツノマダラカミキリという昆虫が運ぶマツノザイセンチュウがマツに侵入し、マツの樹液を止めることによって、マツが枯れる伝染病のこと。

□ 各主体に期待される役割

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 郷土樹種の植栽や複層林化、適切な除伐、間伐等による市町村有林の適正な整備 ◎ 森林環境教育や森林レクリエーションの推進 ◎ 住民が参加する植林活動への支援 ◎ 県産材や間伐材などを使用した製品等の率先的な購入・利用
県民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 県産材や間伐材などを使用した製品等の積極的な購入・利用 ◎ 森林ボランティア活動への参加 ◎ 森林に親しむイベントなどへの参加
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 県産材や間伐材などを使用した製品等の積極的な購入・利用 ◎ 「企業の森^{※2}」による森林整備・保全活動に対する支援
林業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 郷土樹種の植栽や複層林化、適切な除伐、間伐等による森林の適正な整備
環境保全 団体	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 森林ボランティア活動の実施 ◎ 森林環境教育や森林レクリエーションの推進
学校等の 教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 森林環境教育活動の推進

※2 企業の森…企業や労働組合などがCSRや社会・環境貢献活動、地域との交流活動の一環として、森林環境保全に様々なかたちで取り組むこと。

(4) 里地里山や農地の保全と環境公共の推進

□ 現状と課題

奥山と都市の中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される里地里山では、農林業などに伴う様々な人間の働きかけを通じて、身近な生きものなど多様な生物が育まれてきました。

特に、本県の農地や水路などの水辺環境には、他県ではあまり見ることができなくなった多くの身近な生きものが数多く生息・生育しているなど、本県の基幹産業でもある農業を支える農地は、豊かな生態系の保全や自然とのふれあいなどの多面的機能を有していますが、農業者の高齢化や後継者不足により、耕作放棄地の増加や農業用施設の維持管理に支障が生ずることが懸念されています。

里地里山や農地などの二次的自然は、身近な生きものが育まれる場であり、本県の豊かな生態系を構成する重要な要素であることから、里地里山の重要性についての県民理解の促進や農地・農業の多面的機能の持続的な発揮に向けた取組への地域住民やNPOなどの多様な主体の参画、健康な土づくりなどの取組が求められています。

また、農山漁村の豊かな自然や美しい景観、伝統的な風習・文化などのかけがえのない地域資源を保全・再生し、未来に引き継ぐため、本県が提唱している「環境公共」を推進していく必要があります。

□ 施策の概要

- ① 生物多様性の保全を進めるうえでの里地里山の重要性について県民等の理解を図るとともに、重要な里地里山を次世代に引き継ぐ取組を推進します。
- ② 身近な生きものを育む豊かな生態系や自然とのふれあいなど農業・農地の持つ多面的機能の持続的な発揮を推進します。
- ③ 農山漁村の豊かな自然や美しい景観、伝統的な風習・文化などのかけがえのない地域資源を保全・再生し、未来に引き継ぐため、本県が提唱している「環境公共」を推進します。

□ 施策の展開方向

- ① 県内の里地里山の現状把握に努めるとともに、地域の優れた保全活動について情報発信するなど、生物多様性の保全を進めるうえでの里地里山の重要性についての県民理解の促進を図ります。【自然保護課】
- ② 生物多様性、景観、文化、資源利用などの様々な観点から次世代に引き継ぐべき重要な里地里山において、地域住民や行政、NPOなど多様な主体の参画による保全活動や自然とのふれあい、環境教育等の取組を促進します。【自然保護課】
- ③ 休耕田やため池等を活用したビオトープの創出など、里地里山や農地における生態系を再生する活動を推進します。【自然保護課】

- ④ エコファーマー^{*1}認定制度や県特別栽培農産物認証制度の利用を促進するとともに、「日本一健康な土づくり運動^{*2}」やあおもり『有機の郷づくり』地域の取組を推進するなど、農薬や化学肥料の使用の低減を図る環境にやさしい農業を推進します。【食の安全・安心推進課】
- ⑤ 農山漁村を訪れて地元の人々と交流し、農林漁業体験やその地域の自然や文化、くらしにふれるグリーン・ツーリズム^{*3}の推進を通じて、豊かな自然環境に対する都市部住民の理解促進を図ります。【構造政策課】
- ⑥ 田んぼの生きもの調査などを通じて農村地域における生態系の現状把握と情報発信を推進するとともに、水田や水路などの水辺環境を学びの場や遊びの場として活用し、自然とふれあいながら農林水産業や生物多様性の認識を深める活動を推進します。【農村整備課】
- ⑦ 農業の多面的機能の基礎となる農地や農業用水等の資源を農業者だけでなく地域住民やNPOなどの多様な主体の参画により保全する活動を支援し、農業の多面的機能の持続的な発揮を図ります。【農村整備課】
- ⑧ 地域の住民やNPO、企業などの参加による、地域力の再生・向上に向けた取組を推進します。【畜産課、林政課、農村整備課、漁港漁場整備課】
- ⑨ 循環型で持続可能な農林水産業を実現するため、地場の資源、技術、人財の活用などにより、農業・林業・水産業分野の連携強化を図ります。
【畜産課、林政課、農村整備課、水産振興課、漁港漁場整備課】
- ⑩ 農山漁村の生活環境や農林水産業の生産基盤などの整備を通じた環境の保全・再生を推進します。【畜産課、林政課、農村整備課、漁港漁場整備課】

- ※1 エコファーマー…持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくりと化学肥料の使用低減、化学合成農薬の使用低減の技術を一体的に導入する計画を作成し、県の認定を受けた農業者のこと。
- ※2 日本一健康な土づくり運動…消費者が求める安全・安心で美味しい農産物の生産を拡大するため、県内すべての農業者が「健康な土づくり」に取組むことをめざして、平成19年度から県、市町村、農業団体等が一体となって取組んでいる運動。
- ※3 グリーン・ツーリズム…緑豊かな農山漁村で、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動のこと。

□ 各主体に期待される役割

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域における里地里山の保全活動の推進 ◎ 農薬や化学肥料の使用低減を図る環境にやさしい農業の推進 ◎ グリーン・ツーリズムの推進と農林漁業者への支援 ◎ 市町村における「環境公共」の推進
県 民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域における里地里山の保全活動への参加 ◎ 農地や農業用水等の資源の保全活動への参加
農 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 農薬や化学肥料の使用低減を図る環境にやさしい農業の実践 ◎ 地域住民と連携した農地や農業用水等の保全活動の実施
環境保全 団 体	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域における里地里山の保全活動の実施 ◎ 農地や農業用水等の資源の保全活動への参加

(5) 生物多様性の保全

□ 現状と課題

本県に生息・生育する野生動植物は、本県の地理的特性や気候、海流などの影響を受けて多種多様であり、北限や南限の種も数多く見られるほか、ラムサール条約湿地である仏沼には、絶滅危惧種オオセッカをはじめとする希少な野生鳥類が多数生息しています。

しかし、こうした多様な野生動植物の生息・生育環境は、開発行為や山林の荒廃などにより悪化しており、サルやクマ、カモシカによる農作物への被害や事故が多くなっています。

また、平成12年に発行し、平成18年に改訂した「青森県の希少な野生生物－青森県レッドリスト^{※1}（2006年改訂増補版）－」では、絶滅または絶滅のおそれがある希少野生生物種が888種にも上っているなど、種の保護と良好な自然環境の保全に向けた取組が求められています。

このほか、本県においても、オオハンゴンソウやアライグマ、オオクチバス（ブラックバス）、ブルーギルなどの外来生物の侵入が見られており、本県の旧来の生態系への影響が懸念されています。

生物多様性は、我々のいのちと暮らしを支える基盤であり、野生動植物の生息・生育環境の保全や外来生物による生態系への影響の防止等に取り組んでいくことが求められています。

※1 レッドリスト…絶滅のおそれのある野生生物をリストとして取りまとめたもの。

□ 施策の概要

- ① 野生生物が良好に生育・生息できる豊かな生態系の保全を推進します。
- ② 希少動植物の保護など野生生物の種の多様性の保全を推進します。
- ③ 外来生物による生態系への影響の防止と影響緩和を推進します。

□ 施策の展開方向

- ① 自然環境保全地域や自然公園の適切な維持管理を行うことにより、豊かな生態系の保全を図ります。【自然保護課】
- ② 鳥獣保護区や休猟区の指定を適切に行うとともに、鳥獣保護員の配置や区域内への標識設置等を通じて野生鳥獣の保護を進めます。【自然保護課】
- ③ オオセッカなどの希少種が生息するラムサール条約湿地仏沼など、生物多様性が豊かな湿原・湿地、湖沼や干潟、藻場などの保全を促進します。【自然保護課、漁港漁場整備課】
- ④ 自然環境保全地域や自然公園などの重要な自然地域を核とし、国有林における「緑の回廊^{※2}」やそれと連結するよう設定した「民有林緑の回廊」などで形成される、野生生物の生息・生育空間の連続性が確保された生態系ネットワークの保全を推進します。

【自然保護課、林政課】

⑤ 県内の特に希少な野生生物の生息状況等を取りまとめた青森県レッドデータブック^{※3}の活用等により希少野生生物についての県民の理解と希少野生生物の保護を図ります。

【自然保護課】

⑥ 学術上価値の高い野生動植物については県天然記念物へ指定することなどにより、適切な保護を図ります。【文化財保護課】

⑦ 人間と野生鳥獣の適切な関係づくりを進めるため、ニホンザルなど人身や農作物に被害を及ぼす加害鳥獣について適切な個体数管理を行うほか、里地里山の整備による人と野生生物の住み分けを促進します。【自然保護課】

⑧ 外来生物法に基づく特定外来生物の駆除を進めるなど、外来種による在来生物や地域の生態系への影響を防止・緩和するための対策を推進します。【自然保護課】

⑨ 生物多様性地域戦略^{※4}の策定について検討を進めます。【自然保護課】

※2 緑の回廊…国有林野事業では、原生的な天然林や貴重な野生動植物の生息・生育地等を保全・管理するため、森林生態系保護地域などの保護林を相互に連結して「緑の回廊」とし、野生動植物の移動経路を確保することで、より広範かつ効果的な森林生態系の保全を図っている。

また、緑の回廊の途切れている部分は「民有林緑の回廊」を設定し、補完している。

※3 レッドデータブック…絶滅のおそれのある野生生物のリスト及び生息・生育状況を取りまとめた冊子のこと。

※4 生物多様性地域戦略…都道府県又は市町村が国の生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して策定する、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画のこと。生物多様性基本法第13条において策定に係る努力義務が規定されている。

□ 各主体に期待される役割

市町村等	◎ 野生動植物や希少種の保護に関する意識づくり
県民	◎ 生物・生態系の保全活動への参加 ◎ 外来魚・外来生物の適切な飼育
事業者	◎ 野生動植物や希少種の生息・生育状況に配慮した事業活動の実施
環境保全団体	◎ 野生動植物や希少種の保護に関する意識づくり ◎ 生物・生態系の保全活動の実施 ◎ 野生動植物や希少種の生息・生育状況の調査への協力
学校等の教育機関	◎ 野生動植物や希少種の保護に関する環境教育・学習の推進

(6) 世界自然遺産白神山地の保全と活用

□ 現状と課題

平成5年12月に世界自然遺産として登録された白神山地のブナ林は、すぐれた原生状態の保存、動植物相の多様性で世界的に貴重な森林であり、特別天然記念物のカモシカや天然記念物のヤマネ、クマゲラ、イヌワシをはじめ、多数の貴重な動植物が確認されるなど、学術的にも重要な地域となっています。

しかし、来訪者の増加や特定の地区への入り込みの集中により、ごみの投げ捨てや踏圧^{とうあつ}による植生の損傷、本来生育しない植物種の侵入など、人の行為による自然環境への影響が懸念されているほか、入山者への学習機会の提供が不十分などの課題もあります。

このため、秋田県との共同により平成13年10月に策定した「世界遺産白神山地憲章」や平成19年1月に策定した「青森県白神山地保全・利用基本構想」を踏まえ、保護管理体制を強化しながら、世界遺産条約に則^{のっと}って厳正に保護し、次世代に対して継承していく必要があります。

□ 施策の概要

- ① 白神山地のかけがえのない自然を次世代に継承します。
- ② 白神山地の自然の適切な利用を通じた自然保護思想の普及と地域づくりを推進します。

□ 施策の展開方向

- ① 国や秋田県などの関係機関と協議、連携しながら、自然環境保全地域や自然公園、鳥獣保護区等各種制度の適切な運用を通じて、世界遺産地域の適正かつ円滑な管理に取り組みます。
【自然保護課】
- ② 白神山地世界自然遺産地域巡視員と国委嘱の巡視員との相互連携により巡視体制の維持・強化を図り、入山者のマナー向上のための普及啓発と監視・指導に取り組みます。
【自然保護課】
- ③ 世界遺産地域や周辺地域における、人の利用による影響や外来種の侵入について実態把握を進めます。【自然保護課】
- ④ 白神山地ビジターセンターや十二湖エコ・ミュージアムセンターの利用促進を図るとともに、同センターにおける自然体験・自然観察活動や情報発信、白神山地で活動する解説員による活動などを通じて、自然保護思想の普及を図ります。【自然保護課】
- ⑤ 体験・滞在型のエコツアーの推進により、世界遺産を活かした地域づくりを推進します。【自然保護課】

□ 各主体に期待される役割

遺産地域 町 村	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 白神山地の自然環境の重要性に関する意識づくり ◎ 白神山地をテーマとした自然観察や体験学習活動の推進 ◎ 白神山地に関する自然観察施設の運営 ◎ 白神山地の入山マナー・ルールに関する普及啓発
県 民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 白神山地をテーマとした自然観察や体験学習活動への参加 ◎ 白神山地の入山マナー・ルールの遵守
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 自然環境保全法などの関係法令の遵守 ◎ 白神山地の自然観光資源を活かしたエコツーリズム事業の実施
環境保全 団 体	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 白神山地の自然環境の重要性に関する意識づくり ◎ 白神山地をテーマとした自然観察や体験学習活動の推進 ◎ 白神山地の入山マナー・ルールに関する普及啓発 ◎ 白神山地の自然観光資源を活かしたエコツーリズム事業の実施



白神山地のブナ原生林

(7) 温泉の保全

□ 現状と課題

本県の温泉は、平成20年度末において源泉総数が1,117源泉、総ゆう出量は172,981ℓ／分となっています。平成19年度末における源泉総数は全国第6位、総ゆう出量は全国第4位と全国でも屈指の温泉県です。

総ゆう出量に占める自噴泉の割合は、平成19年度末で8.9%と1割程度であり、全国平均の約3割を大きく下回っています。また、動力泉の増加に伴う温泉資源の減少や未利用源泉の放置などが課題となっています。

利用面においては、これまでの保健休養や観光的利用に加え、公衆浴場、介護老人保健施設等と多様化しており、年々その需要も増加しつつあります。

また、農・漁業や消・融雪、暖房熱源としての利用など、温泉熱や温泉排熱を再生可能エネルギーとして利活用する取組が進められてきています。

温泉は、本県の貴重な資源であり、また、再生可能エネルギーとしての潜在能力を有しているが、資源の枯渇や周辺環境への影響が心配されるので、注意深く適正利用を進め、資源を保全していく必要があります。

□ 施策の概要

- ① 温泉の適正な利用の推進により温泉資源を保全します。

□ 施策の展開方向

- ① ゆう出量等への影響を踏まえて温泉掘削や動力装置、採取等の許可を適切に行うとともに、掘削状況やゆう出量、温度などに係る立入調査・指導を通じて温泉の適正利用を確保し、温泉の保全を進めます。【自然保護課】
- ② 残されてきた自然ゆう出源泉の保全を図ります。【自然保護課】
- ③ 県内の温泉源の現状把握に努めます。【自然保護課】
- ④ 温泉熱や温泉排熱について、再生可能エネルギーとしての利活用も推進するほか、未利用源泉の有効利用を推進します。【自然保護課、エネルギー開発振興課】

□ 各主体に期待される役割

市町村等	◎ 歴史的・文化的価値のある温泉の保護やその周辺環境の保全
県 民	◎ 温泉資源の適正利用
事 業 者	◎ 温泉法などの関係法令に基づく適正な温泉の掘削・利用等 ◎ 温泉資源の保護と適正利用 ◎ 未利用源泉や温泉熱・温泉排熱の有効利用



酸ヶ湯温泉

2 安全・安心な生活環境の保全

□ 現状と課題

全国の傾向と同様に、本県でも高度経済成長に伴い、工場等の周辺における大気汚染や水質汚濁、悪臭などの産業型公害が発生し、特に、工業化が進んだ八戸地域では、ぜん息などの健康被害をもたらす大気汚染が発生しましたが、公害関係法令の整備、監視・規制の強化、公害防止施設の整備などにより、状況の改善が進みました。

近年には、生活様式の多様化や都市化の進展、自動車の普及などによる都市・生活型公害が顕在化しましたが、最近では、本県の大気や土壌、臭いや静けさといった生活を取り巻く環境については、概ね良好な状態で保たれています。

県民生活を取り巻く環境の安全・安心を維持していくため、環境汚染などによる環境負荷の低減を引き続き図っていく必要があります。

(1) 大気環境の保全

- ① 大気汚染を防止し、環境基準^{*1}を達成します。
- ② 悪臭のない良好な大気環境を保全します。

(2) 静けさのある環境の保全

- ① 騒音・振動に関する環境基準の達成・維持を図ります。
- ② 生活環境における不快な騒音・振動を防止します。
- ③ 地域の良好な音環境の保全を推進します。

(3) 地盤・土壌環境の保全

- ① 地盤沈下を防止します。
- ② 有害物質による土壌や地下水の汚染を防止します。
- ③ 土壌汚染区域の把握と適切な浄化を推進します。

(4) 化学物質対策の推進

- ① 環境中の化学物質の実態把握に努めます。
- ② 化学物質の移動や使用・排出、廃棄などにおける適切な管理と環境リスクの低減を推進します。

(5) オゾン層保護・酸性雨^{*2}対策の推進

- ① オゾン層破壊物質の回収・破壊を推進します。
- ② モニタリングの実施により酸性雨の影響の把握に努めます。

(6) 公害苦情・紛争処理の推進

- ① 公害苦情や公害紛争に対する適切かつ迅速な対応に努めます。

(7) 環境放射線対策の推進

- ① 環境モニタリング^{※3}等の充実により、原子力施設周辺地域住民の安全・安心を確保します。

※1 環境基準…人の健康の保護や生活環境の保全を図る上で維持されることが望ましい基準として、国や地方公共団体が定める環境保全行政上の目標のこと。法律又は条例によって、大気、水質、土壌、騒音・振動、ダイオキシン類などの環境基準が定められている。

※2 酸性雨…工場、事業場などから排出されるばい煙や自動車の排出ガス中に含まれる硫黄酸化物、窒素酸化物などの大気汚染物質が大気中での化学変化によって酸性物質となり、雲や降水に取り込まれ、地上に降下するpH5.6以下の雨のこと。ヨーロッパでは森林衰退、建造物や文化財などへの影響が確認されている。

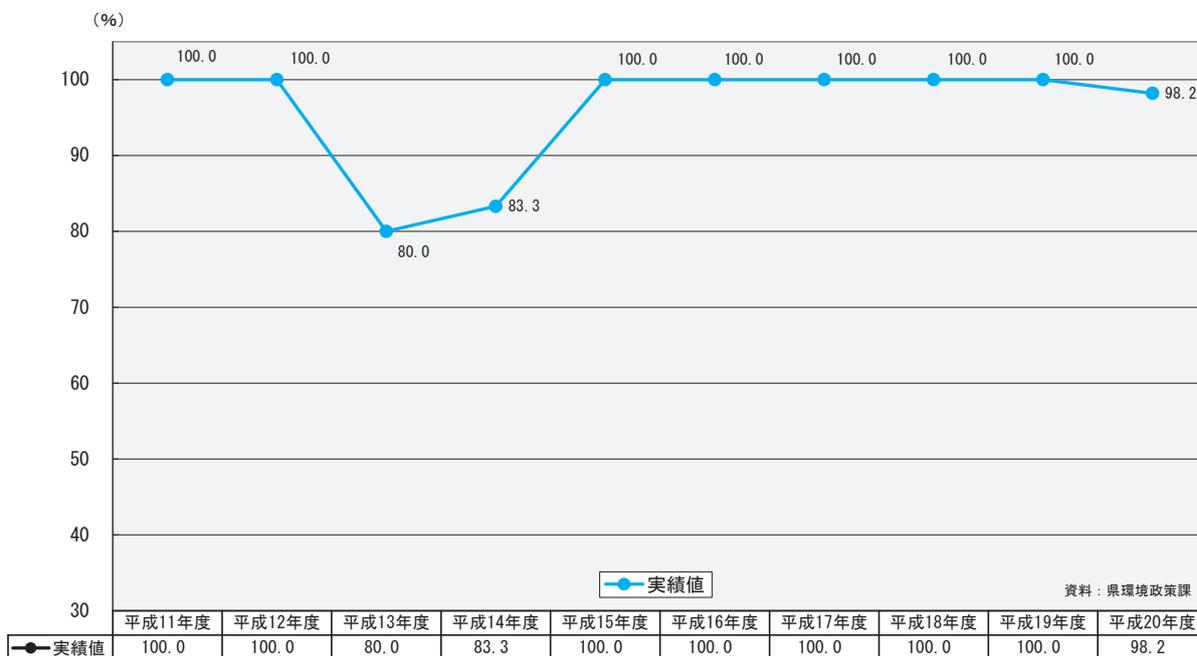
※3 環境モニタリング…原子力施設周辺における空間の放射線量を測定したり、環境試料として農畜産物や土壌などの陸上試料、さらに海産生物、海水や海底土などの海洋試料について、放射能分析測定・評価を行うことをいう。

原子力施設の周辺住民などの健康と安全を守るため、環境における原子力施設に起因する放射性物質又は放射線によって周辺住民などが受ける線量が年線量限度(1ミリシーベルト)よりも十分低くなっていることを確認するために実施している。

□ モニタリング指標

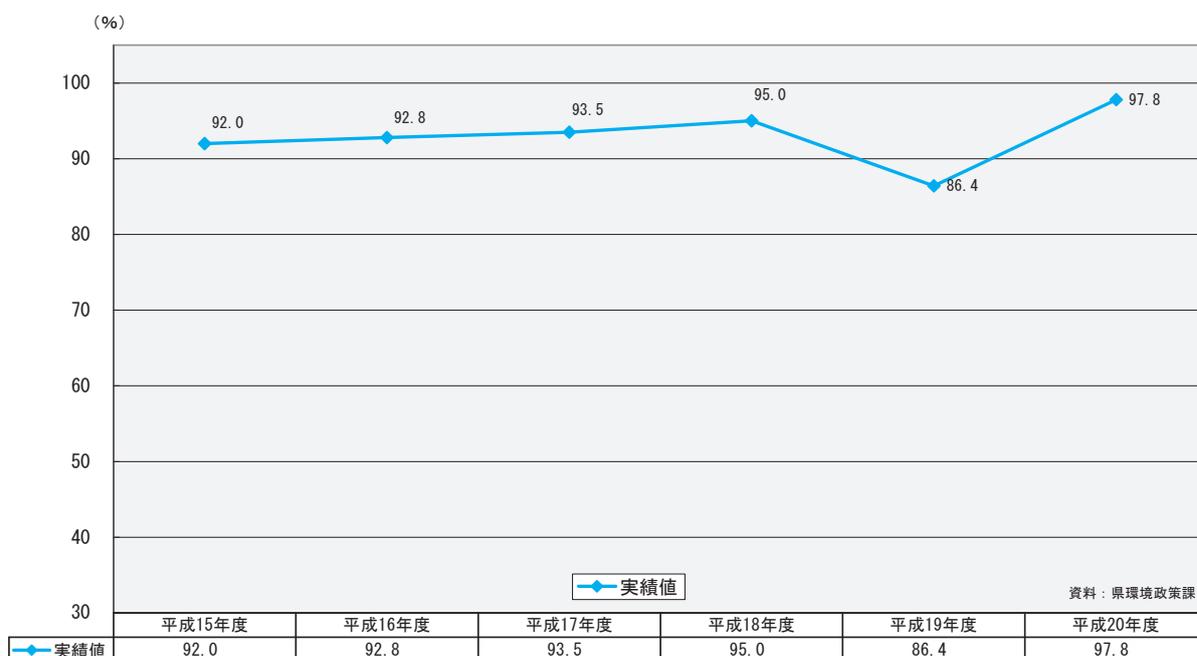
指標名	単位	指標の説明
大気環境基準達成率 ＜光化学オキシダントを除く。＞	%	大気環境の保全状況を表す指標です。

大気環境基準達成率＜光化学オキシダントを除く。＞



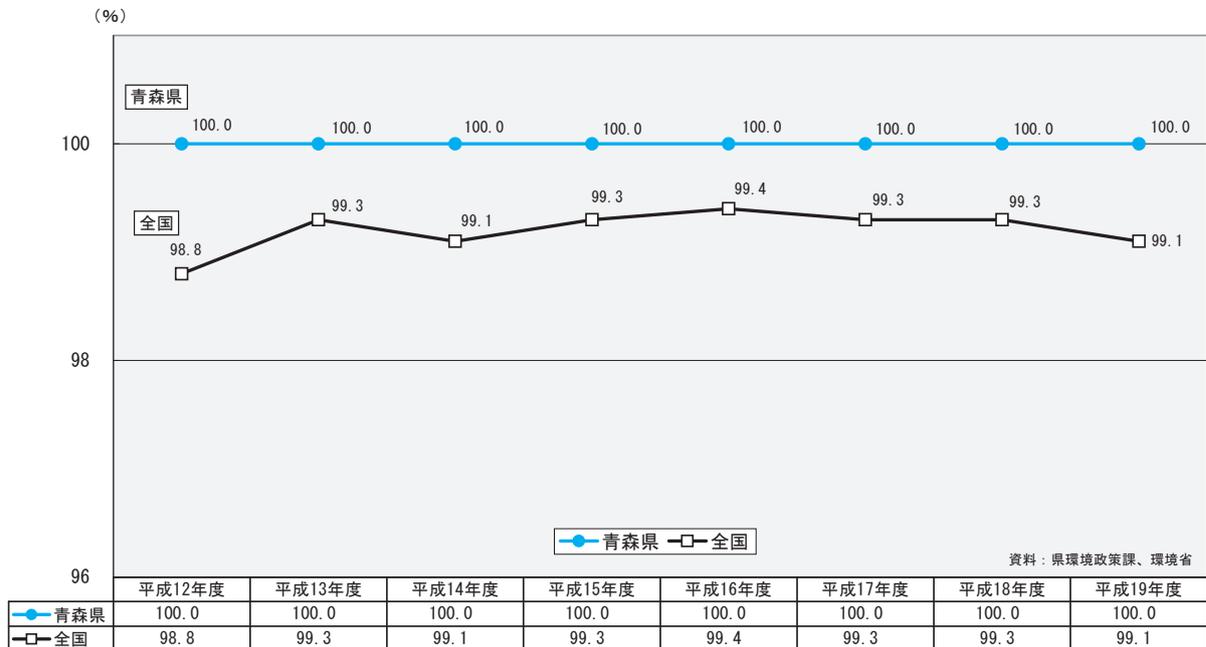
指標名	単位	指標の説明
自動車騒音の環境基準達成率	%	環境基準が設定されている地域における自動車騒音の環境基準達成率です。

自動車騒音の環境基準達成率



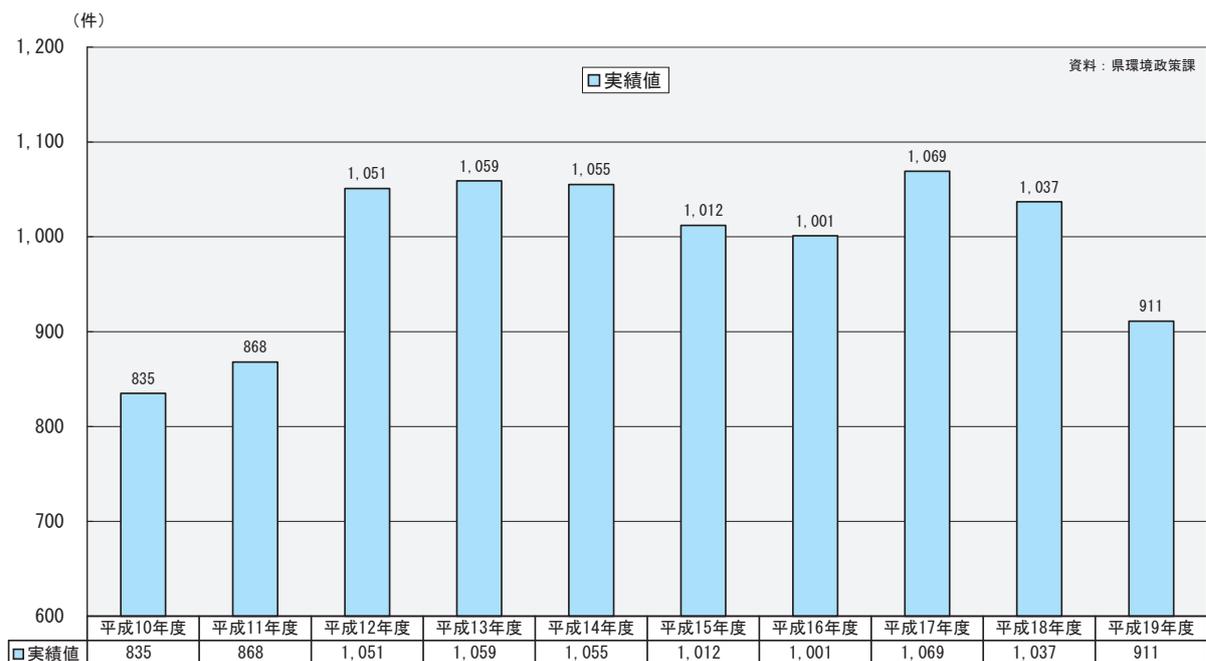
指標名	単位	指標の説明
ダイオキシン類の環境基準達成率	%	環境中（大気、公共用水域水質、公共用水域底質、地下水、土壌）のダイオキシン類汚染状況を示す指標です。

ダイオキシン類の環境基準達成率



指標名	単位	指標の説明
公害苦情処理件数	件	市町村及び県の各環境管理事務所において直接処理された公害苦情の件数であり、公害苦情の処理状況を示す指標です。

公害苦情処理件数



(1) 大気環境の保全

□ 現状と課題

大気汚染は、燃料や廃棄物の燃焼など人の社会・経済活動によって生じた硫黄酸化物^{※1}や窒素酸化物^{※2}、浮遊粒子状物質^{※3}などが原因となって引き起こされ、人の健康などに影響を与えます。

本県では昭和40年代に大規模工場などが多数立地する八戸市において、大気汚染が原因となった健康被害が発生しましたが、公害防止計画の策定や各種対策により改善が図られました。

現在の県内の大気環境は概ね環境基準を達成しており、良好な状態にあるものの、引き続き、大気汚染防止法に基づく常時監視や発生源となる施設への立入検査・指導を通じて、大気汚染の発生を防止する必要があります。

光化学オキシダント^{※4}は、環境基準の超過が見られますが、本県の場合、春季に県内全域で高い濃度が観測されていることから、成層圏オゾン^{※5}の沈降やアジア大陸からの越境汚染の影響が考えられています。

また、稲わらの焼却については、水田へのすき込みや耕畜連携等による稲わらの有効利用が進んだことにより、徐々に改善が図られているものの、依然として局地的に発生していることから、関係市町村と連携しながら、わら焼防止対策を推進していくことが必要です。

- ※1 硫黄酸化物…硫黄が酸化された物質の総称で、SO_x(ソックス)ともいう。主な大気汚染物質として二酸化硫黄、三酸化硫黄がある。石油や石炭などの化石燃料の燃焼により発生し、大気中の水分と結合すると硫酸ミストとなって酸性雨の原因となる。強酸性で、人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりする。
- ※2 窒素酸化物…窒素が酸化された物質の総称で、NO_x(ノックス)ともいう。主な大気汚染物質として一酸化窒素、二酸化窒素がある。窒素酸化物は光化学スモッグの発生原因となるほか、人体の中樞神経系や呼吸気道、肺などに障害を与える。
- ※3 浮遊粒子状物質…大気中に浮遊している粒子状の物質で、物の破碎・選別、土砂の巻き上げ、燃料の燃焼等により生成する。このうち、粒径10μm以下のものを浮遊粒子状物質(SPM)、粒径2.5μm以下のものを微小粒子状物質(PM_{2.5})と呼び、環境基準が定められている。
- ※4 光化学オキシダント…工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素などが紫外線により光化学反応を起こし、生成される酸化性物質の総称のこと。目やのどの痛み、倦怠感、頭痛等を引き起こす。
- ※5 成層圏オゾン…オゾンは、地上から約10～50km上空の成層圏に存在し、太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たしているが、地表付近では窒素酸化物と炭化水素が紫外線により光化学反応を起こすことによって光化学オキシダントを発生させる。

□ 施策の概要

- ① 大気汚染を防止し、環境基準を達成します。
- ② 悪臭のない良好な大気環境を保全します。

□ 施策の展開方向

- ① 大気環境の常時監視や大気中の有害大気汚染物質・重金属類の実態調査等を実施し、大気汚染の状況を把握します。【環境政策課】
- ② ばい煙及び粉じん関連施設への立入検査やばい煙測定の実施など大気汚染物質の発生源に対する規制指導を適切に実施するとともに、公害防止協定の締結・運用により大気汚染物質の排出抑制を推進します。【環境政策課】
- ③ 自動車税のグリーン化^{※6}やグリーン購入^{※7}の推進及び適切な情報提供を通じて低公害車・次世代自動車の普及を推進します。【税務課、環境政策課】
- ④ アスベスト^{※8}使用建築物の解体作業など特定粉じん排出等作業への立入検査やアスベストに係る大気モニタリングを実施し、環境大気へのアスベストの飛散防止を図ります。
【環境政策課】
- ⑤ 光化学オキシダントなど大気汚染物質の濃度の上昇などにより、大気の汚染に関する緊急事態が発生した場合には、青森県大気汚染緊急時対策要綱に基づき、注意報の発令等の緊急時の措置を迅速かつ適切に実施します。【環境政策課】
- ⑥ 農地へのすき込みや耕畜連携等による稲わらの有効利用の促進を図るとともに、生活環境の保全の視点を含めた普及啓発活動を通じて、わら焼き防止対策を推進します。
【環境政策課、食の安全・安心推進課】
- ⑦ 家畜排せつ物の適正処理及び利用促進など、悪臭の発生源対策を推進します。【畜産課】

※6 自動車税のグリーン化…地球環境を保護する観点から、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に対して自動車税を軽減する一方、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする税制上の特別措置。

※7 グリーン購入…商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質等だけでなく「環境」の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。

※8 アスベスト…保温・耐火材として用いられる繊維状の鉱物で、材質が柔軟で磨耗や熱に強く、様々に加工できる。用途はボイラーやスチーム暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ・クラッチ、建築材、石油ストーブの芯など約3,000種に及ぶ。体内に滞留した石綿が要因となって肺がんや中皮腫などの病気を引き起こすことがある。石綿。

□ 各主体に期待される役割

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 稲わらの焼却防止や有効利用に関する啓発 ◎ 悪臭の発生源に対する立入検査及び指導 ◎ 関係機関との連携による公害苦情の適切かつ迅速な処理 ◎ 低公害車の率先使用
県 民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 低公害車の使用
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 大気汚染や悪臭防止に関する法令の遵守 ◎ 燃料・原料の転換や設備の改善による大気汚染物質の排出抑制 ◎ 地方公共団体や地域住民との公害防止協定の締結と協定事項の遵守 ◎ 低公害車の使用 ◎ 建築物や工作物の解体等工事現場におけるアスベストの飛散防止
農 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 稲わらの有効利用による焼却防止 ◎ 家畜排せつ物の適正処理と悪臭拡散防止措置
大学等の 研究機関	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 大気汚染物質に関する調査研究

(2) 静けさのある環境の保全

□ 現状と課題

騒音・振動は、自動車や道路交通、鉄道、航空機が発生源となるほか、工場・事業場、建設作業などから発生しています。

本県における騒音の状況については、自動車騒音については、「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令」の限度値を超えた地点はありませんが、航空機騒音や鉄道騒音については、一部地域で環境基準の超過が生じています。

騒音・振動に関する公害苦情の件数は、徐々に減少している状況にありますが、騒音・振動は、地域住民の静穏な生活の妨げや精神的な苦痛の原因となったり、振動が大きい場合は人の健康に対する影響だけでなく、壁のひび割れなどの物的被害を生じることがあることから、市町村などの関係機関と連携し、実態把握と適切な対応に努めていく必要があります。

また、環境省が選定した「残したい日本の音風景100選」に、本県から「八戸港・蕪島のウミネコ」、「小川原湖畔の野鳥」、「奥入瀬の溪流」、「ねぶた祭・ねぶたまつり」が選ばれており、地域の良好な音環境を保全していく必要があります。

□ 施策の概要

- ① 騒音・振動に関する環境基準の達成・維持を図ります。
- ② 生活環境における不快な騒音・振動を防止します。
- ③ 地域の良好な音環境の保全を推進します。

□ 施策の展開方向

- ① 自動車騒音の常時監視を実施するとともに、鉄道騒音、航空機騒音の調査を実施し、騒音の状況を把握します。【環境政策課】
- ② 特定工場・事業場や特定建設作業に対する監視や立入検査・指導等を通じて適切な騒音・振動防止対策を推進します。【環境政策課】
- ③ 関係機関との連携・協力により、深夜早朝の営業騒音、拡声器騒音等の近隣騒音の防止を推進します。【環境政策課】
- ④ 自動車騒音・道路交通振動を軽減するため、道路整備にあたっては交通振動等に強い構造となるよう配慮します。【道路課】
- ⑤ 低周波音^{*1}に関する情報収集、知見の集積に努めます。【環境政策課】
- ⑥ 野鳥の声や清流のせせらぎ、祭り囃子^{ばやし}など、地域の良好な音環境の保全を推進します。

【環境政策課】

※1 低周波音…人間の耳には聞き取りにくい低い周波数領域の空気の圧力変動であり、建具類のがたつき等の物理的現象や、睡眠妨害や頭痛、めまいなどの心身への影響を生じる場合があり、近年は風力発電施設から発生する低周波音が問題とされることがある。

□ 各主体に期待される役割

市町村等	◎ 騒音規制法・振動規制法に基づく騒音・振動の発生源への適切な規制措置 ◎ 関係機関との連携による公害苦情の適切かつ迅速な処理 ◎ 地域の特色ある音環境の保全
県 民	◎ 生活騒音についての近隣への配慮
事 業 者	◎ 騒音・振動規制関係法令の遵守 ◎ 騒音・振動の軽減につながる施設・設備などの導入・整備

(3) 地盤・土壌環境の保全

□ 現状と課題

地盤沈下は、地下水の過剰揚水や重量のある構造物の建設などによって引き起こされ、地域の建造物に損壊などの被害をもたらすなど、生活環境に様々な影響を与えます。

本県の地盤環境については、過去に青森地域や八戸地域において規模の大きな地盤沈下が発生しましたが、揚水規制などにより、近年は沈静化の傾向を示しています。

土壌汚染は、事業活動に伴って排出された有害物質や鉱山排水に含まれる重金属、廃棄物の不法投棄などに引き起こされ、一度汚染された土壌の浄化には多額の費用を要し、地下水を通じて汚染が拡散する可能性があるなど、人の健康や動植物の生息・生育に大きな影響を与えます。

本県における土壌汚染は、過去に銅やヒ素による農用地の汚染が一部地域で確認されたものの、既に対策が完了しています。また、一部の休廃止鉱山では、重金属を含む坑廃水^{※1}の処理事業が実施されており、坑廃水による鉱害は確認されていません。

健康な土壌は、人の健康・生態系の保全にとって重要であり、さらに安全・安心な農産物を生産する最も重要な基盤となることから、重金属類や有機塩素化合物、農薬などによる土壌汚染の未然防止と実態把握を進めていくことが必要です。

※1 坑廃水…金属鉱山の操業に伴って排出される廃水のことで、操業停止後や閉山後も排出される場合がある。一般的に強酸性で重金属を含み、下流域の農業生産に影響を及ぼすことから、環境への影響が発生しないよう中和処理が行われている。

□ 施策の概要

- ① 地盤沈下を防止します。
- ② 有害物質による土壌や地下水の汚染を防止します。
- ③ 土壌汚染区域の把握と適切な浄化を推進します。

□ 施策の展開方向

- ① 地盤沈下地域における沈下量や地下水位などの現況を把握します。【環境政策課】
- ② 森林における水源のかん養機能の保全を推進します。【林政課】
- ③ 事業場等における有害化学物質の適切な管理と排出抑制を推進します。【環境政策課】
- ④ 土壌汚染対策を推進するとともに、土壌汚染が確認された場合には、汚染拡散防止措置や浄化措置が適切に講じられるよう、土壌汚染の原因者及び土地所有者等に対する必要な指導・規制を講じます。【環境政策課】
- ⑤ 休廃止鉱山における坑廃水処理施設・設備を適切に保守・管理し、坑廃水処理事業を円滑に進めます。【工業振興課】
- ⑥ 農薬や化学肥料の使用の低減を図る環境にやさしい農業を推進します。

【食の安全・安心推進課】

□ 各主体に期待される役割

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地下水の適正利用の推進 ◎ 水源かん養機能の保全 ◎ 農薬や化学肥料の使用低減を図る環境にやさしい農業の推進
県 民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 家庭での農薬や化学肥料の適正使用 ◎ 生活排水の適正処理
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地下水の適正利用 ◎ 有害物質が地下に浸透しないような適切な管理 ◎ 敷地内の土壌の汚染状況の把握と汚染等の情報の公開
農 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地下水の適正利用 ◎ 農薬や化学肥料の使用低減を図る環境にやさしい農業の実践

(4) 化学物質対策の推進

□ 現状と課題

私たちの日常生活や事業活動は、化学物質の多くの有益性によって支えられていますが、環境中への漏出や蓄積によって、人の健康や生態系に影響を及ぼすことがあります。

中でも、ダイオキシン類^{*1}については、廃棄物の焼却炉からの発生が社会問題となったことから、平成12年1月にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、本県においても大気中や公共用水域などにおけるダイオキシン類の汚染状況の調査を継続してきたほか、事業者の自主測定を促すなどの取組を推進してきました。

化学物質が人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれ（環境リスク）を低減していくため、環境中の化学物質の実態把握を進めていく必要があるほか、化学物質の移動や使用、排出、廃棄などにおける適切な管理や化学物質に関する情報共有と理解の促進を通じて、社会全体で化学物質による環境リスクの低減を図っていく必要があります。

※1 ダイオキシン類…ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニルをまとめてダイオキシン類と呼び、炭素・酸素・水素・塩素を含む物質が熱せられるような過程で自然にできてしまう副生成物。

塩素の数や付く位置によって、PCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBは十数種類の異性体がある（これらのうち毒性があるとみなされているのは29種類）。

□ 施策の概要

- ① 環境中の化学物質の実態把握に努めます。
- ② 化学物質の移動や使用・排出、廃棄などにおける適切な管理と環境リスクの低減を推進します。

□ 施策の展開方向

- ① 環境中のダイオキシン類の汚染状況の実態把握と結果の公表を進めます。【環境政策課】
- ② 廃棄物焼却炉等に係る事業者によるダイオキシン類の自主測定義務の遵守を指導するとともに、基準超過者に対しては適切な対応を指導します。【環境政策課】
- ③ P R T R制度^{※2}やM S D S制度^{※3}の普及を通じて化学物質の移動、排出、保管及び廃棄等における適切な管理と化学物質による環境リスクの低減を推進します。【環境政策課】
- ④ 食品中の残留農薬検査を実施するとともに、農薬の安全かつ適正な使用に向けて指導等を行います。【保健衛生課、食の安全・安心推進課】
- ⑤ ゴルフ場や公園、住宅地等における農薬の適正使用や飛散防止を推進します。

【環境政策課、食の安全・安心推進課】

※2 P R T R制度…化学物質の管理システム。P R T R（Pollutant Release and Transfer Register）とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どのような発生源からどれくらい環境中へ排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外へ運び出されたかというデータを事業者自らが把握し、届け出たものを集計して公表・開示する仕組み。

※3 MSDS制度…事業者による化学物質の適切な管理の改善を促進するため、対象化学物質またはそれを含有する製品を他の事業者に譲渡または提供する際には、その化学物質の性状及び取扱いに関する情報（MSDS：化学物質等安全データシート）を事前に提供することを義務付ける制度。

取引先の事業者からMSDSの提供を受けることにより、事業者は自らが使用する化学物質について必要な情報を入手し、化学物質の適切な管理に役立てることをねらいとし、平成13年1月から「化学物質排出把握管理促進法」のもと運用が始まった。

□ 各主体に期待される役割

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 住民に対する化学物質の環境リスクの啓発 ◎ 公園等における農薬の適正使用 ◎ 廃棄物処理施設の適切な維持管理
県 民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 化学物質に関する環境リスクへの理解促進 ◎ ごみの野外焼却の防止
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 廃棄物焼却炉等に係るダイオキシン類の自主測定 ◎ 化学物質の適正な管理と使用・排出抑制 ◎ P R T R制度に基づく化学物質の排出量等の適切な把握・報告 ◎ 化学物質に関する住民とのリスクコミュニケーション^{※4}活動
農 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 農薬の適正な保管・使用、飛散防止
環境保全 団 体	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 化学物質に関する住民と事業者のリスクコミュニケーション活動への支援
大学等の 研究機関	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 化学物質による環境への影響に関する調査研究

※4 リスクコミュニケーション…環境リスクなどの化学物質に関する情報を、市民、産業、行政などが共有し、意見交換を通じて意志の疎通と相互理解を図ること。

(5) オゾン層保護・酸性雨対策の推進

□ 現状と課題

自然界に存在しない人工物であるフロン類^{※1}は、冷蔵庫などの冷媒や精密部品の洗浄剤、スプレーの噴射剤などに用いられてきましたが、フロン類が大気中に放出されると上空の成層圏まで上昇し、オゾン層を破壊することが分かりました。オゾン層の破壊は、地上に到達する有害な紫外線の増加をもたらし、人の健康や動植物の遺伝子に悪影響を及ぼすおそれがあることから、生産の全廃に向けた取組や回収・破壊に関する国際的な枠組が定められました。

我が国でも、フロン回収・破壊法や自動車リサイクル法などの関係法令が整備され、本県でもフロン類の適正な回収・処理に向けた取組が進められているものの、家庭や事業場などにおける機器類からのフロン類の漏洩が懸念されています。

酸性雨は、工場の排煙や自動車の排ガスに含まれる硫酸化物、窒素酸化物等が原因となって生じ、建造物の劣化や森林などの植生への悪影響などを招きます。

我が国では、大気汚染防止対策により、原因物質の排出削減が進んできましたが、酸性雨の原因となる大気中の硫酸化物は、国境を越えて広がっている可能性があることから、酸性雨の実態と影響について把握を進める必要があります。

※1 フロン類…フロンは、冷蔵庫やエアコンディショナーなどの冷媒、半導体などの洗浄剤、ウレタンフォームなどの発泡剤、スプレーの噴射剤などとして幅広く使用されてきたが、一部のフロンがオゾン層破壊の原因となっている。また、フロンに代わる冷媒として開発された代替フロンも地球温暖化の原因となることが明らかになっており、これらを総称してフロン類としている。

□ 施策の概要

- ① オゾン層破壊物質の回収・破壊を推進します。
- ② モニタリングの実施により酸性雨の影響の把握に努めます。

□ 施策の展開方向

- ① フロン類の回収と破壊を促進するため、冷蔵庫や冷凍庫、空調機器、自動車などフロン類が用いられている製品等の適切な廃棄手続について周知を図ります。【環境政策課】
- ② フロン回収・破壊法及び自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業者の登録制度を適切に運用するとともに、必要に応じて立入検査や指導等を実施し、業務用冷凍空調機器や自動車からのフロン類の確実な回収を推進します。【環境政策課】
- ③ 県民や事業所に対する普及啓発を通じて、家庭や事業場などにおける機器類からのフロン類の漏えい防止を推進します。【環境政策課】
- ④ グリーン購入への取組などを通じてノンフロン製品の普及を推進します。【環境政策課】
- ⑤ 酸性雨の実態と影響を把握するため、国と連携しながら県内におけるモニタリングを継続的に実施します。【環境政策課】

□ 各主体に期待される役割

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ オゾン層保護に関する普及啓発 ◎ 家電リサイクル法の住民への周知 ◎ フロン類を含まない機器・製品の率先使用
県 民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ フロン類を含まない機器・製品の使用 ◎ 家電リサイクル法等に基づく使用済の冷蔵・冷凍機器や自動車の適正な引き渡し
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ フロン類を含まない機器・製品の使用 ◎ 家電リサイクル法等に基づく使用済の冷蔵・冷凍機器や自動車の適正な引き渡し ◎ 冷蔵・冷凍機器、自動車からのフロン類の放出防止
環境保全 団 体	<ul style="list-style-type: none"> ◎ オゾン層保護や酸性雨など地球環境保全に関する意識啓発
学校等の 教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ◎ オゾン層保護や酸性雨など地球環境保全に関する環境教育・学習の推進
大学等の 研究機関	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 酸性雨の実態や影響に関する調査研究

(6) 公害苦情・紛争処理の推進

□ 現状と課題

大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動、悪臭などの公害に関する苦情への対応は、地域の生活環境を保全する上で重要であり、苦情の内容に応じて、関係機関や地域住民等との協力・連携のもとに適切かつ迅速に対応していくことが求められます。

また、公害問題をめぐる紛争処理機関として、県では、青森県公害審査会を設置しており、原則として紛争当事者からの申請に基づき、あっせん、調停及び仲裁を行うことにより、公害紛争の迅速かつ適切な解決を図っています。

□ 施策の概要

- ① 公害苦情や公害紛争に対する適切かつ迅速な対応に努めます。

□ 施策の展開方向

- ① 公害苦情に対しては、市町村等の関係機関と連携し、適切かつ迅速な対応に努めます。

【環境政策課】

- ② 公害紛争が発生した場合には、公害紛争処理法に基づく青森県公害審査会によるあっせん、調停及び仲裁手続を活用するなど、公害紛争の迅速かつ適切な解決を図ります。

【環境政策課】

□ 各主体に期待される役割

市町村等	◎ 関係機関との連携による公害苦情の適切かつ迅速な処理 ◎ 公害紛争処理制度に関する住民への周知
------	---

(7) 環境放射線対策の推進

□ 現状と課題

本県では、六ヶ所村において原子燃料サイクル施設の建設・操業が進められているほか、東通村では東通原子力発電所の運転が開始されています。また、旧原子力船「むつ」に係る固体廃棄物などがむつ市の日本原子力研究開発機構青森研究開発センターむつ事務所で保管・管理されています。

県では、地域住民をはじめ県民の安全の確保及び環境の保全を図るため、これらの施設周辺で環境放射線等モニタリングを実施し、調査結果を「青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議」等で検討・評価した後、公表してきました。

引き続き、環境放射線などのモニタリングを適切に行うとともに、施設への立入調査など安全協定の厳正な運用を行い、県民の安全・安心の確保を図っていく必要があります。

また、大間原子力発電所（大間町）や使用済燃料中間貯蔵施設（むつ市）の建設が予定されていることから、事業の進捗状況に応じて監視体制を適切に整備していく必要があります。

□ 施策の概要

- ① 環境モニタリング等の充実により、原子力施設周辺地域住民の安全・安心を確保します。

□ 施策の展開方向

- ① 環境放射線モニタリングを継続的に実施し、その結果を公表します。【原子力安全対策課】
- ② 原子力施設に係る安全協定の厳正な運用を図り、協定に基づく定期報告や立入検査、現地確認等を実施します。【原子力安全対策課】
- ③ 原子力施設の建設や事業の進捗状況に応じて監視体制を適切に整備します。

【原子力安全対策課】

□ 各主体に期待される役割

立地 市村等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 環境放射線などのモニタリング結果の周知 ◎ 安全協定に基づく立入検査の実施など協定内容の厳正な運用
県民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 原子力施設の安全対策に関する知識の習得とその注視
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 環境放射線などのモニタリングと結果の公表、積極的な情報公開 ◎ 安全協定の厳正な遵守と協定に基づく定期報告の実施 ◎ 原子力施設の建設や操業の進捗状況に応じた監視体制の整備 ◎ 環境放射線に関する広報の充実

3 県民にやすらぎを与える快適な環境の保全と創造

□ 現状と課題

私たちが心身ともに健やかな状態で、生活の満足度を高めていくためには、自然環境が良好な状態に保たれ、安全・安心な生活環境の保全が図られるだけでなく、景観や伝統文化などの歴史的・文化的資源とのふれあいが不可欠です。

本県には、豊かな自然と風土に育まれてきた四季の変化に富んだ農山漁村の風景や古い町並みだけでなく、地域独自の伝統芸能や祭り、民俗文化財、天然記念物など数多くの歴史的・文化的資源があります。

先人のたゆまぬ努力によって育まれてきた歴史的・文化的資源は、私たちにうるおいとやすらぎをもたらし、心の豊かさを醸し出すものであり、地域の歴史や生活文化を後世に伝えるだけでなく、生活の快適さを高める環境として保全するとともに、これらの資源が持つ価値を積極的に創造していくことが課題となっています。

(1) 身近にふれあえる緑や水辺の保全と創造

- ① 都市部等においても身近に緑や水にふれあえる快適な生活環境づくりを推進します。
- ② 身近な緑づくりに対する県民の主体的な参加を推進します。

(2) 良好な景観の保全と創造

- ① 郷土に誇りと愛着を持ち、人々が集う、あおもりの歴史と風土が感じられる景観の保全と形成を推進します。
- ② ふるさとの景観づくりに関する意識啓発と人財育成を推進します。

(3) 歴史的・文化的遺産の保護と活用

- ① 古いたたずまいの集落や町並み・建造物、遺跡や文化財、伝統芸能など本県の歴史的・文化的遺産の保全を推進します。
- ② 本県の歴史的・文化的遺産に関する調査研究と県内外への情報発信を推進します。

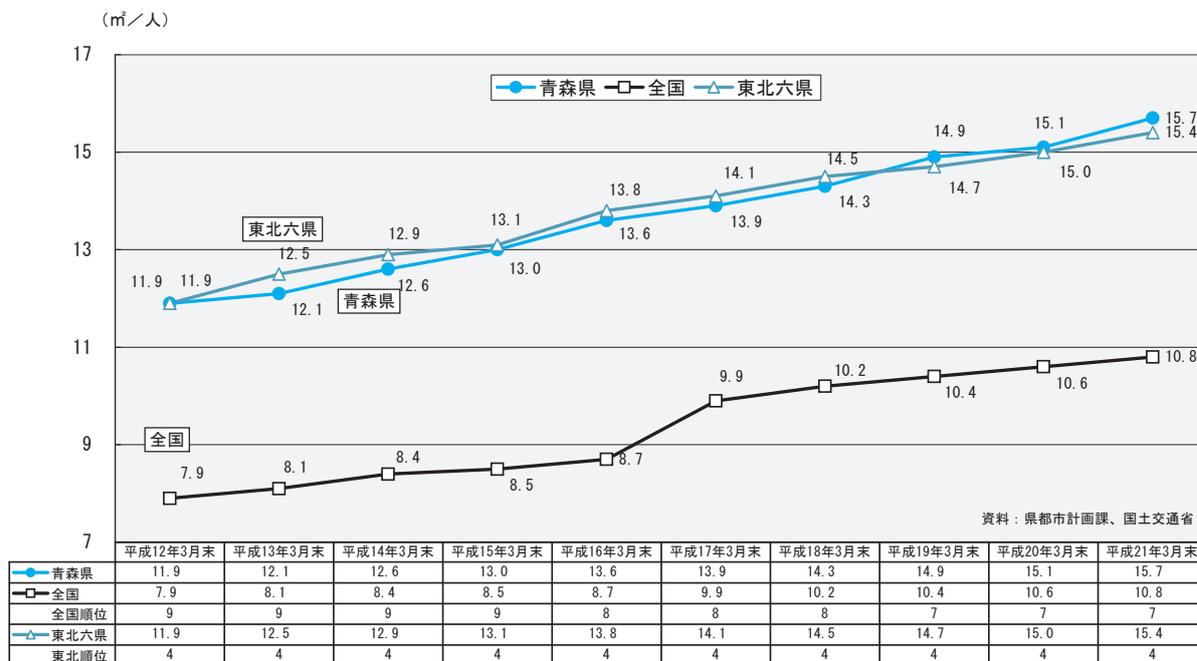


遮光器土偶

□ モニタリング指標

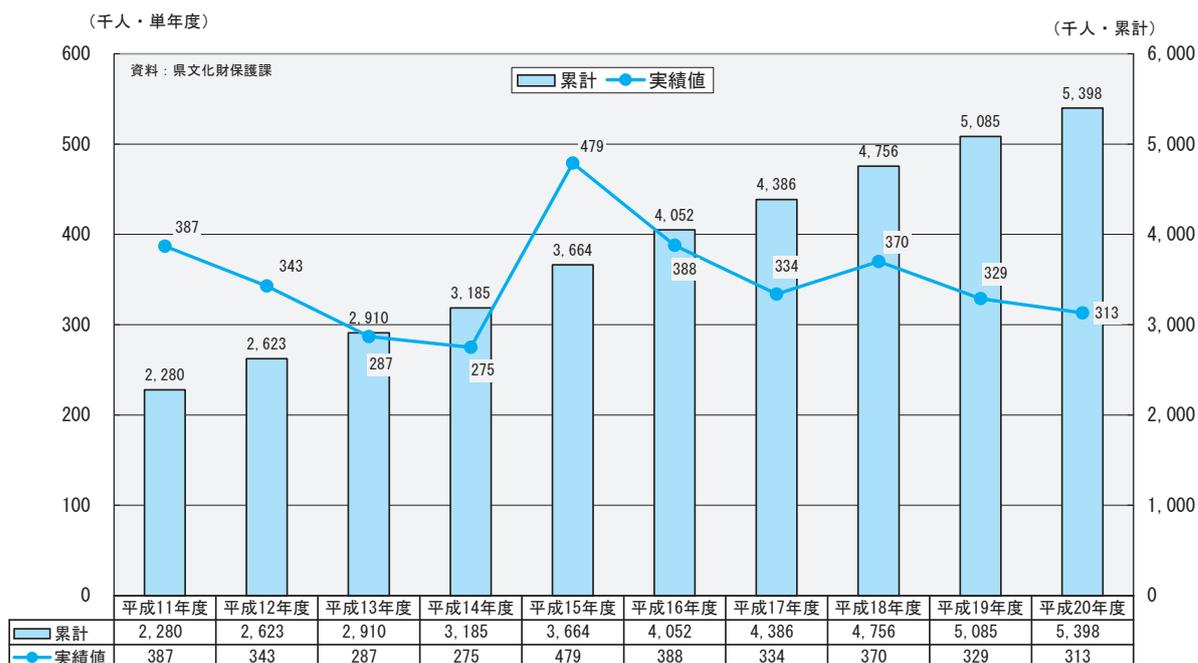
指標名	単位	指標の説明
一人当たり都市公園面積	m ² /人	都市計画区域内における人口1人当たりの都市公園面積です。 (※特定地区公園(カントリーパーク)を含む。)

1人当たり都市公園面積



指標名	単位	指標の説明
特別史跡三内丸山遺跡の見学者数	千人	特別史跡三内丸山遺跡の見学者数です。

特別史跡三内丸山遺跡の見学者数



(1) 身近にふれあえる緑や水辺の保全と創造

□ 現状と課題

都市公園や寺社林、田園、果樹園などの多くは、私たちの生活の場の近くにあり、地域住民の散策や憩いの場としてだけでなく、野鳥や昆虫などの生息の場、渡り鳥の休息地となったり、さらにそれら小動物と人々とがふれあう場ともなっています。

また、河川や海岸、港湾、水路、ため池などの身近にある美しい水辺空間は、様々な水生生物の生息・生育の場となると同時に、私たちにやすらぎを与える場となっています。

しかし、都市部においては市街化が進み、樹林地として残されてきた場所も徐々に開発が行われ、市街地内の緑が減少しつつあります。

河川や海岸、港湾などについては、以前は人工的な護岸工事が行われるなど、自然の水辺空間が失われがちでしたが、最近では、多自然川づくりをはじめ、自然環境との調和に配慮した事業が進められています。

身近な緑や水辺は、私たちにうるおいとやすらぎをもたらし、生活の快適さを高める上で重要な役割を果たしています。

このため、都市部市街地においては、残されてきた樹林地や緑地の保全・活用と都市公園・緑地などのオープンスペースの整備が求められているほか、身近な緑づくりに対する県民の主体的な参加が課題となっています。

また、河川や海岸、港湾、水路などで改修が必要となる場合には、自然環境と調和し、生態系に配慮した事業の実施を通じて、身近にふれあえる水辺を保全・創造することが求められています。

このほか、農村地域は、食料生産の場であるだけでなく、緑と水が豊かで、うるおいとやすらぎを提供してくれる場であることから、魅力ある田園空間づくりを進め、都市部と農村部との交流を進めていくことが求められています。

□ 施策の概要

- ① 都市部等においても身近に緑や水にふれあえる快適な生活環境づくりを推進します。
- ② 身近な緑づくりに対する県民の主体的な参加を推進します。

□ 施策の展開方向

- ① 都市計画づくりにおいて公園や緑地などのオープンスペースを適切に配置・整備するなど、緑とふれあうことができる生活環境づくりを進めます。【都市計画課】
- ② 市街地等に残る身近にふれあうことができる樹林地や草地などを必要に応じて緑地保全地域^{*1}として指定するなど、風致地区制度^{*2}や特別緑地保全地区制度^{*3}などの都市計画における諸制度の活用により、身近な緑や風致の保全・創出を進めます。【都市計画課】

- ③ 県広域緑地計画に基づき広域的な緑地の配置など総合的な緑化対策を進めるとともに、市町村が主体となる「緑の基本計画」の策定を推進します。【都市計画課】
- ④ 河川改修に当たっては多自然川づくりに努めるなど、水と親しめる快適な生活環境づくりを推進します。【河川砂防課】
- ⑤ 環境省の「名水百選」や県指定の「私たちの名水^{※4}」など地域の清澄な湧水、清流等の保全を推進するとともに、水浴場の水質保全を推進します。【環境政策課】
- ⑥ 農村の自然や景観、水辺を活用した魅力ある田園空間の形成を推進するとともに、都市と農村部の交流を推進します。【構造政策課、農村整備課】
- ⑦ 身近な公園や緑地などの計画や維持・管理に対する県民参加を推進するとともに、地域の緑化運動や各家庭・事業所における壁面緑化や緑のカーテン^{※5}づくりなど、身近な緑づくりに対する県民等の主体的な参加を推進します。【環境政策課、都市計画課】

※1 緑地保全地域…里地里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する都市緑地法に基づく制度。

※2 風致地区制度…都市における風致を維持するために定められる都市計画法に規定する地域地区。「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観であり、風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定められている。

※3 特別緑地保全地区制度…都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する、都市緑地法に基づく制度。

※4 私たちの名水…県内の清澄な水を広く紹介し、水質保全への認識を深めるために、昭和60年度から昭和63年度にかけて県が認定している湧水や河川水のリスト。全部で30か所ある。

※5 緑のカーテン…壁面緑化の一種で、窓辺や壁面にヘチマやがうりやアサガオなどのつる性植物を育て、強い日差しを防ぐために作られるカーテン。

□ 各主体に期待される役割

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 身近な緑の保全と創造に関する意識づくり ◎ 都市公園や街路樹など住民に身近な緑や水辺空間の整備 ◎ 地域の緑化活動や水辺の保全活動の推進 ◎ 農村部の魅力ある田園空間づくりの推進
県 民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 庭やベランダの緑化、緑のカーテンづくりの取り組み ◎ 地域の緑化活動や水辺の保全活動への参加
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 事業所内の敷地や壁面などの緑化・緑のカーテンづくりの取り組み ◎ 地域の緑化活動や水辺の保全活動への参加・支援
農 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 農村部の魅力ある田園空間づくりへの協力
環境保全 団 体	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 身近な緑の保全と創造に関する意識づくり ◎ 地域の緑化活動や水辺の保全活動の実施
学校等の 教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 学校等における緑化活動の推進



弘前公園

(2) 良好な景観の保全と創造

□ 現状と課題

近年、環境に対するニーズは多様化しており、豊かな自然環境の保全や環境汚染の防止だけでなく、「うるおい」や「やすらぎ」などの心の豊かさを与える快適な生活環境づくりも求められており、快適な生活環境の大きな要素となる優れた景観の保全・創造が重要となっています。

本県には、白神山地、岩木山、八甲田山などの山並み、十和田湖をはじめとした湖沼や河川、ラムサール条約湿地仏沼などの湿地・湿原、県土の三方を囲む海岸線といった多様な自然景観があります。

また、山並みを背景に広がる田園やりんご園、農村の景観、各地域の歴史的・文化的景観、町並みや港・海辺の景観、雪景色など、地域特有の景観が形成されています。

山岳、河川、海岸、森林などの自然や道路、建造物に加え、生活や風土、地域の歴史・文化の積み重ねによって形成されてきた良好な景観は、人々にうるおいとやすらぎをもたらすとともに、地域への愛着や誇り、地域の魅力として、そこを訪れる人々へのアピールにもつながります。

このため、本県の豊かな自然が形づくる景観や地域の歴史・文化を象徴する景観を良好な状態で保全し、次世代に引き継いでいくとともに、魅力ある町並みや都市景観の創造など、個性的な景観づくりを推進していく必要があります。

□ 施策の概要

- ① 郷土に誇りと愛着を持ち、人々が集う、あおもりの歴史と風土が感じられる景観の保全と形成を推進します。
- ② ふるさとの景観づくりに関する意識啓発と人財育成を推進します。

□ 施策の展開方向

- ① 景観法及び青森県景観条例等の景観法令の適切な運用に努めるとともに、建築物、工作物等に係る大規模行為の大規模行為景観形成基準との適合を図るなどして良好な景観の保全・形成を推進します。【都市計画課】
- ② 県の公共事業の実施に当たっては、公共事業景観形成基準に則して道路緑化や電線類の地中化、周辺景観と調和した色彩使用を進めることなどにより、良好な景観の形成を図ります。
【都市計画課、公共事業担当課】
- ③ 国や市町村等に対しても公共事業景観形成基準に準拠して公共事業を実施するよう要請します。【都市計画課】

- ④ 伝統的建造物群保存地区制度^{※1}の活用による伝統的な町並み景観の保全や高度地区制度による眺望景観の保全を推進するとともに、景観地区の指定により地域の良好な景観形成を促進するなど、都市計画づくりにおける諸制度の活用等により、良好な景観の保全と形成を推進します。【都市計画課】
- ⑤ 「景観の日（6月1日）」を中心に普及啓発事業を実施することなどにより、良好な景観の形成についての関心と理解を深めるとともに、県民の良好な景観形成に関する自主的な活動意欲の増進を図ります。【都市計画課】
- ⑥ 景観学習教室の開催などにより、次世代を担う子どもたちの景観に対する関心と良好な景観形成に向けた意識を育むとともに、景観アドバイザーの派遣など県民の自主的活動を支援する取組を進めます。【都市計画課】

※1 伝統的建造物群保存地区制度…文化財保護法に基づく制度で、城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存を図るため、市町村は、伝統的建造物群保存地区を定め、国はその中から価値の高いものを重要伝統的建造物群保存地区として選定し、市町村の保存事業への財政的援助や必要な指導・助言を行っている。

□ 各主体に期待される役割

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 景観の保全と創造に関する啓発 ◎ 地域の良好な景観の保全と創造 ◎ 公共事業の実施に際しての公共事業景観形成基準への準拠 ◎ 景観行政団体^{※2}への移行
県民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 景観の形成・保全活動への参加 ◎ 住宅を建てる際の周囲の景観や町並みと調和したデザイン・色彩の採用 ◎ 景観に配慮した家並みの保全への協力
事業者 ・ 団体	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 景観法などの関係法令の遵守 ◎ 施設や工作物等を整備する際の周囲の景観や町並みと調和したデザイン・色彩の採用 ◎ 景観へ配慮した屋外広告物の設置 ◎ 景観に配慮した町並みの保全への協力
環境保全 団体	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 景観の保全と創造に関する啓発 ◎ 景観の形成・保全活動の実施
学校等の 教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 景観に関する学習活動の推進

※2 景観行政団体…景観法において景観づくりの担い手として位置付けられた団体のことで、都道府県、政令指定都市・中核市のほか、その他の市町村は、知事と協議し、知事の同意により、景観行政団体となることができる。景観行政団体は、景観計画を定め、これに基づいて施策を行うことにより、実効性が発揮される。

(3) 歴史的・文化的遺産の保護と活用

□ 現状と課題

本県には、三内丸山や亀ヶ岡、是川、小牧野などの縄文遺跡、中世の十三湊の遺跡など史跡が数多く存在し、また、藩政時代の城跡、寺社、工芸品なども本県の歴史・文化を構成する重要な要素となっています。

また、ねぶた、えんぶり、お山参詣や神楽、駒踊、獅子踊といった民俗行事・民俗芸能など、特色豊かな民俗文化財を各地域で見つけることができます。

県内では、こうした歴史的・文化的遺産が数多く継承され、平成21年4月1日現在で国指定で111件、県指定で262件の文化財が指定されているほか、特に城下町として栄えた弘前市には、寺社、城跡などの歴史的建造物などが数多く残されています。

また、文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区に選定されている弘前市仲町の武家屋敷や黒石市中町のコミセなど、古くからの特徴を持った町並みが今日でも多く残っています。

これらの歴史的・文化的遺産は、私たちの生活にうるおいとやすらぎをもたらし、心の豊かさを醸し出すものであることから、地域の歴史や生活の移り変わりを後世に伝えるだけでなく、生活の快適さを高める環境として保全していくことが求められています。

さらに、本県は、特別史跡^{※1}である三内丸山遺跡をはじめとして、学術的に重要な縄文遺跡が数多く存在することから、北海道・北東北三県の連携により、三内丸山遺跡等の縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた取組を推進していくことが求められています。

※1 特別史跡…文化財保護法に基づき、我が国にとって価値が高いとして指定する史跡のうち、文部科学大臣が特に重要として指定する史跡のこと。

□ 施策の概要

- ① 古いたたずまいの集落や町並み・建造物、遺跡や文化財、伝統芸能など本県の歴史的・文化的遺産の保存を推進します。
- ② 本県の歴史的・文化的遺産に関する調査研究と県内外への情報発信を推進します。

□ 施策の展開方向

- ① 本県の歴史的・文化的遺産を適切に保存・活用しながら、これらの調査研究を進め、県内外への情報発信を推進します。【文化財保護課】
- ② 三内丸山遺跡や小牧野遺跡、是川遺跡等の縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた取組を推進します。【文化財保護課】
- ③ 三内丸山遺跡等の縄文遺跡群の国営歴史公園化に向けた取組を推進します。【都市計画課】
- ④ 伝統的建造物群保存地区制度の活用などにより、伝統的な町並み景観の保全を推進します。【都市計画課】

- ⑤ 鎮守の森や地域のシンボルとなっている巨樹・古木を緑の遺産として保全するため、地域と連携した体制づくりに努めるとともに、巨樹・古木等の生育状況や保全に関する普及啓発を推進します。【林政課】
- ⑥ 民俗芸能や伝統芸能、地域の祭り、行事など郷土の伝統文化の保存・伝承に努めるとともに、県民が鑑賞、体験できる機会の充実に努めます。【文化財保護課】
- ⑦ 県民が地域の歴史・文化を学ぶことができるまちづくりや体制づくりを推進します。
【都市計画課、生涯学習課】
- ⑧ 県民の郷土に対する理解と愛着を深め、貴重な歴史資料を県民共有の財産として永く後世に伝えるため、「青森県史」を刊行します。【県民生活文化課】

□ 各主体に期待される役割

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域の歴史的・文化的遺産の保存・活用や調査研究及び情報発信 ◎ 地域の歴史・文化に関する学習活動の推進 ◎ 伝統的な町並み景観の保全 ◎ 地域の巨樹・古木の保全活動の推進 ◎ 民俗芸能や伝統芸能の保存・伝承活動や地域の祭りへの支援
県民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域の歴史・文化に関する学習活動への参加 ◎ 地域の巨樹・古木の保全活動への参加 ◎ 民俗芸能や伝統芸能の保存・伝承活動や地域の祭りへの参加
事業者・団体	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 伝統的な町並み景観の保全 ◎ 民俗芸能や伝統芸能の保存・伝承活動の実施 ◎ 地域の祭り・行事の開催や参加・支援
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 埋蔵文化財の保護に配慮した開発事業の実施
環境保全団体	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 縄文遺跡群など本県の歴史的・文化的遺産に関する情報発信活動の実施 ◎ 地域の歴史・文化に関する学習活動の実施 ◎ 地域の巨樹・古木の保全活動の実施
学校等の教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域の歴史・文化に関する学習活動の推進

4 資源の環をつなげる循環型社会の創造

□ 現状と課題

私たちは、20世紀の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムの下で快適さや便利さ、物質的な豊かさを追求し、資源を浪費してきました。

その結果、廃棄物の増大や資源の枯渇などの問題が顕在化し、これらの問題の解決のため、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない循環型社会の形成の基本原則を定めた循環型社会形成推進基本法をはじめ、容器包装、家電、自動車などの各種リサイクル法が整備、運用されています。

本県の場合、県民の1人1日当たりのごみ排出量と最終処分量は全国値を上回り、ごみリサイクル率は全国下位に低迷していることから、県民総参加でごみの発生抑制とリサイクルに取り組んでいく必要があります。

一方、本県では、先進的な廃棄物ゼロエミッション^{*1}システムとして「あおもりエコタウン」の取組が推進されており、先進的な技術を活用した産業廃棄物の3Rや本県の農林水産業などから豊富に発生するバイオマス、未利用資源を資源化する取組を引き続き推進していく必要があります。

また、現在、原因者に代わって県が青森・岩手県境不法投棄事案の原状回復事業を実施しており、廃棄物の適正処理をさらに推進していく必要があります。

(1) みんなが3R^{*2}に取り組む県民運動の展開

- ① 「もったいない・あおもり県民運動」を展開し、県民総参加によるごみ減量やリサイクルなど3Rの取組を推進します。
- ② 本県の課題となっている紙類のリサイクルを促進するためのシステムづくりなど、ごみリサイクル率の向上のために効果的な取組を推進します。

(2) 資源循環対策の推進

- ① 産業廃棄物の発生抑制、リユース、リサイクルの取組を推進します。
- ② 地域の未利用資源を製品原料やエネルギー源として活用するための研究開発、製品開発を推進します。

(3) 廃棄物の適正処理の推進

- ① 廃棄物不適正処理の未然防止対策を推進するとともに、不法投棄などの早期発見・早期解決に向けた取組を推進します。
- ② 青森・岩手県境不法投棄事案の原状回復事業を安全かつ着実に実施するとともに、不法投棄現場の環境再生の取組を推進します。
- ③ 海岸漂着ごみや空き缶等の散乱ごみの少ない良好な環境の維持を図ります。

- ※1 ゼロエミッション…廃棄物や熱の自然界への排出(エミッション)をゼロにすること。具体的には、一産業・社会部門における廃棄物・熱を極力その中で再利用するとともに、他部門での活用を含め、全体として廃棄物などをなくすこと。
- ※2 3R…リデュース (Reduce: 発生抑制=「ごみ」は出さない)、リユース (Reuse: 再使用=使える「もの」は繰り返して使う)、リサイクル (Recycle: 再生利用=再び資源として利用する) の3つの頭文字「R」を取ったもので、環境配慮行動のキーワードとして使われている。

このほか、この3Rに、リカバー (Recover: 回収)、リフューズ (Refuse: ごみになるものを受け取らない、発生源を絶つ)、リペア (Repair: 修理、修繕) などを加えた4Rや5Rを主張する考え方もある。循環型社会形成推進基本法では、3Rを基本としている。

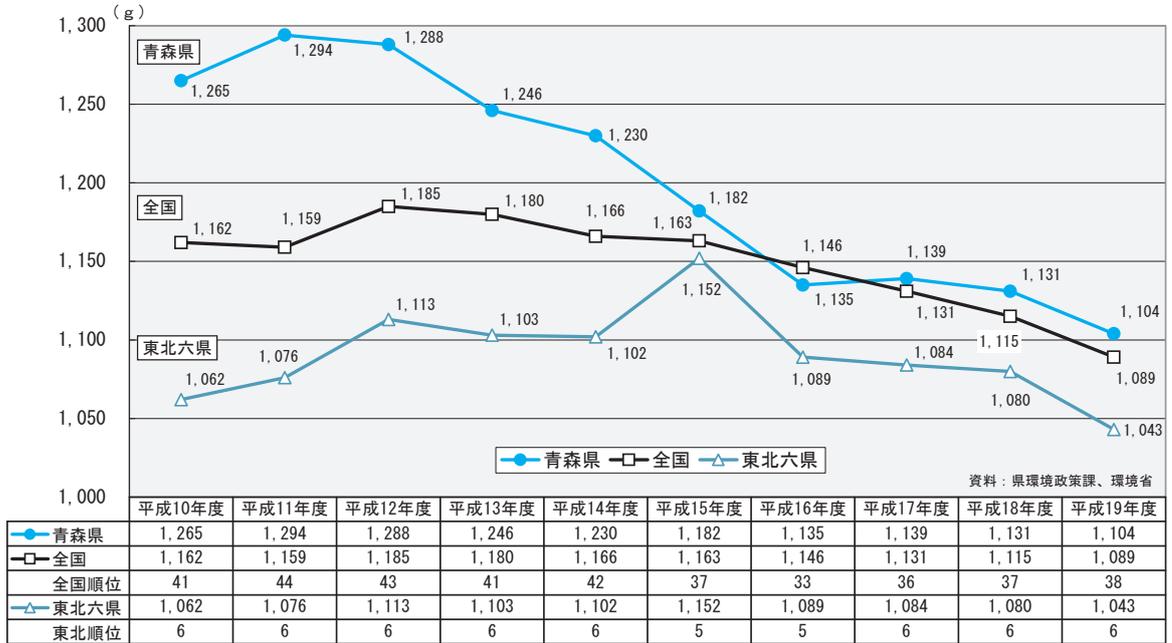


もったいない・あおもり県民運動パンフレット

□ モニタリング指標

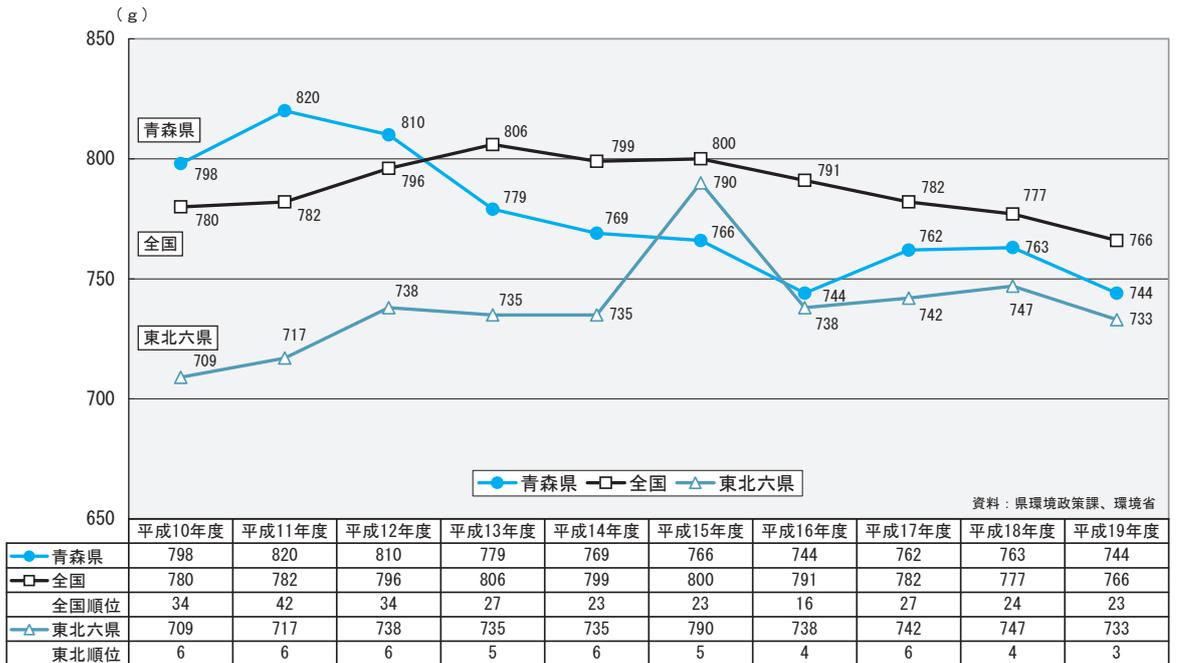
指標名	単位	指標の説明
1人1日当たりのごみ排出量	g (グラム)	一般廃棄物の減量化の進捗状況を示す指標です。

1人1日当たりのごみ排出量



指標名	単位	指標の説明
1人1日当たりの生活系ごみ排出量	g (グラム)	生活系一般廃棄物の減量化の進捗状況を示す指標です。

1人1日あたりの生活系ごみ排出量



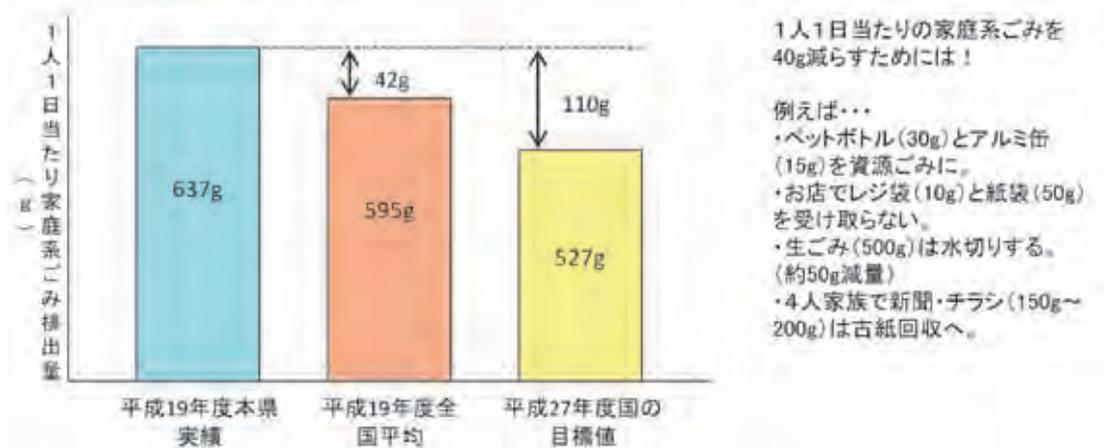
○家庭における1人1日当たりのごみ排出量の目標値について

国が平成20年3月に閣議決定した第二次循環型社会形成推進基本計画では、ごみ減量化への努力や分別収集への協力を評価するため、集団回収量や資源ごみ排出量を除いた値を「1人1日当たり家庭から排出するごみの量」*とし、平成27年度までに平成12年度比で約20%減らすこととしています。

これによれば、国の平成27年度の目標は1人1日当たり527gとなります。一方、平成19年度の本県の実績は637gで、同年度の全国値595gを上回っています。

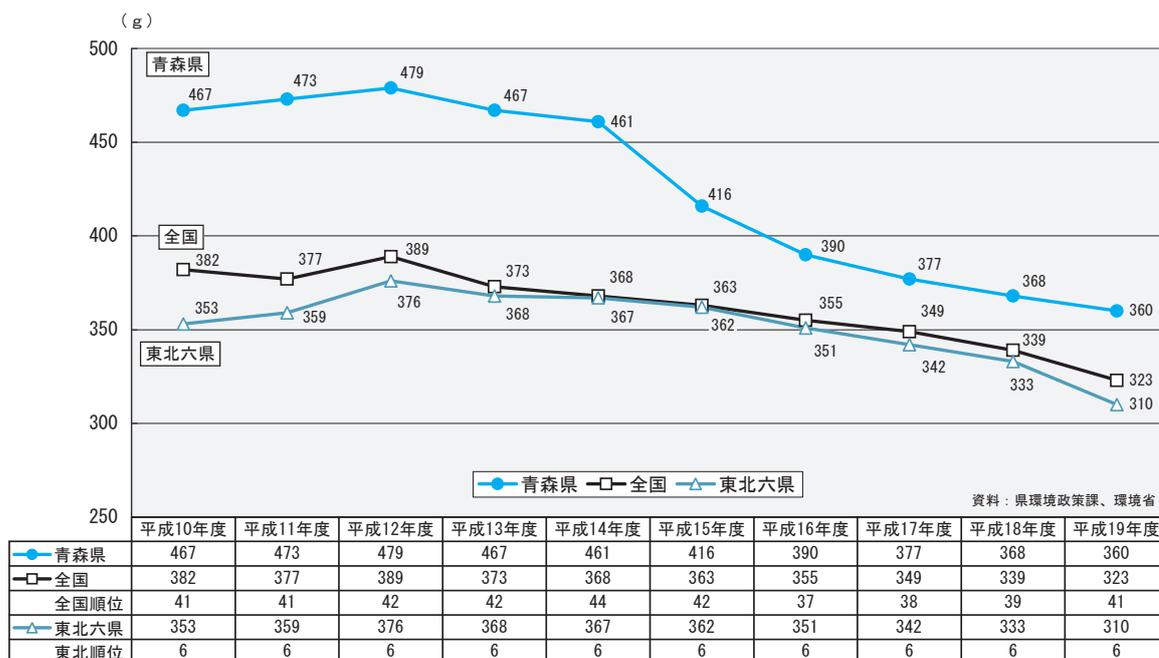
このため、家庭から排出するごみの量を少なくとも1人1日当たり40g以上減らすことができるよう、一人ひとりの県民による積極的な取組が求められます。

※家庭系ごみ＝ごみ総排出量－事業系ごみ排出量－集団回収量－資源ごみ排出量



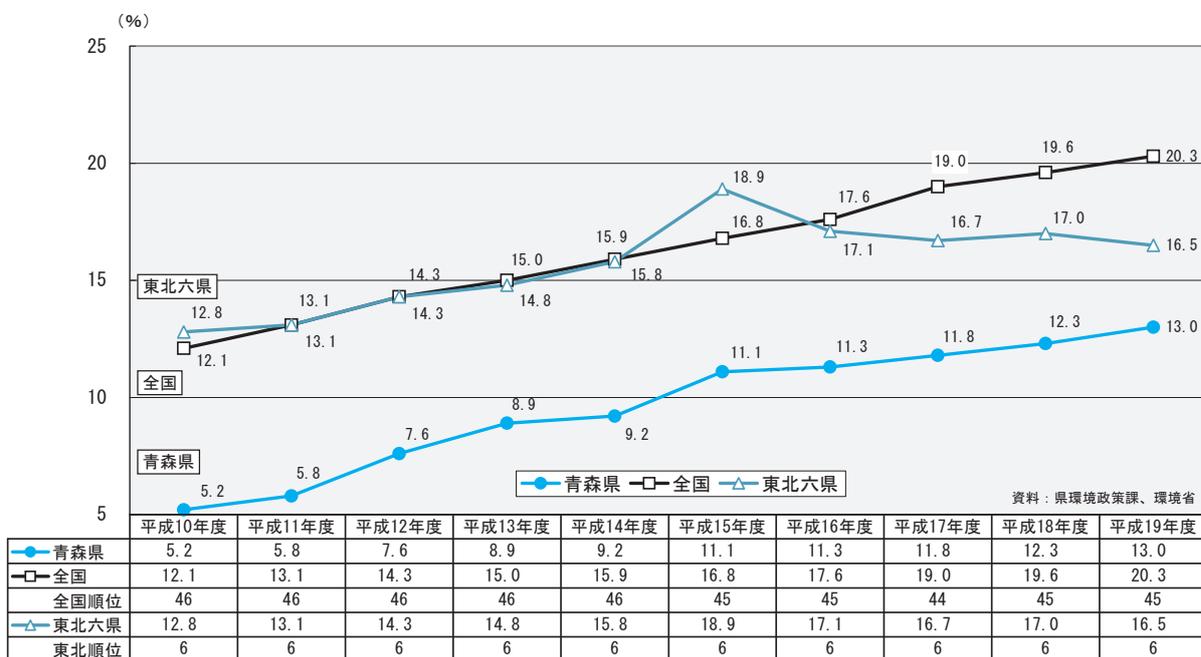
指標名	単位	指標の説明
1人1日当たりの事業系ごみ排出量	g (グラム)	事業系一般廃棄物の減量化の進捗状況を示す指標です。

1人1日あたりの事業系ごみ排出量



指標名	単位	指標の説明
ごみのリサイクル率	%	ごみのリサイクルの進捗状況を示す指標です。

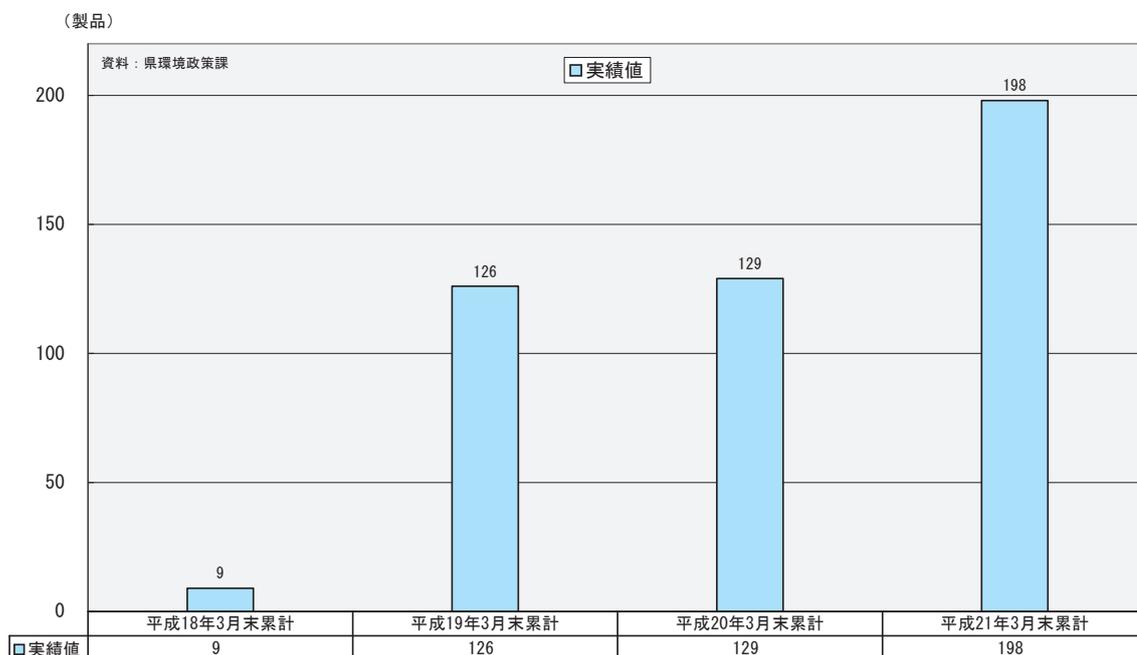
ごみのリサイクル率



平成24年度における青森県の「ごみのリサイクル率」に関する目標値を25%とします。

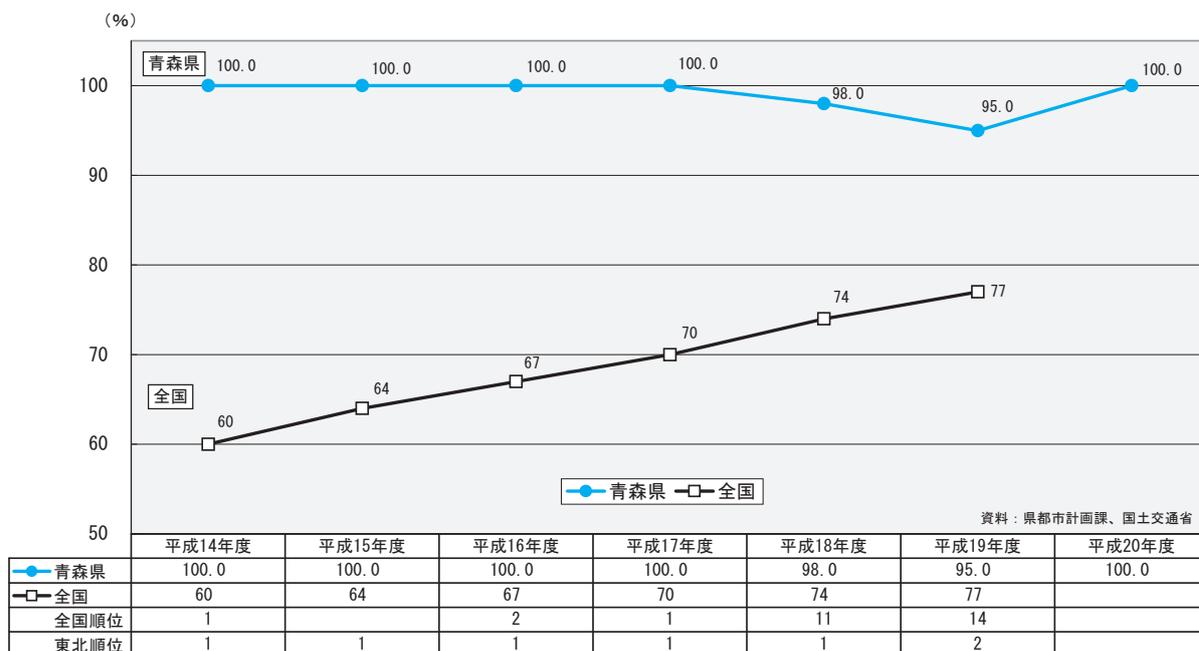
指標名	単位	指標の説明
リサイクル製品認定数	製品	青森県リサイクル製品認定制度に基づく認定製品の累計

リサイクル製品認定数



指標名	単位	指標の説明
下水汚泥（公共下水道）のリサイクル率	%	下水汚泥の処分量のうちコンポスト化やセメント原料化などにより有効利用した割合 有効利用量 (t) / 県内の公共下水道処理場から搬出される汚泥・焼却灰量 (t)

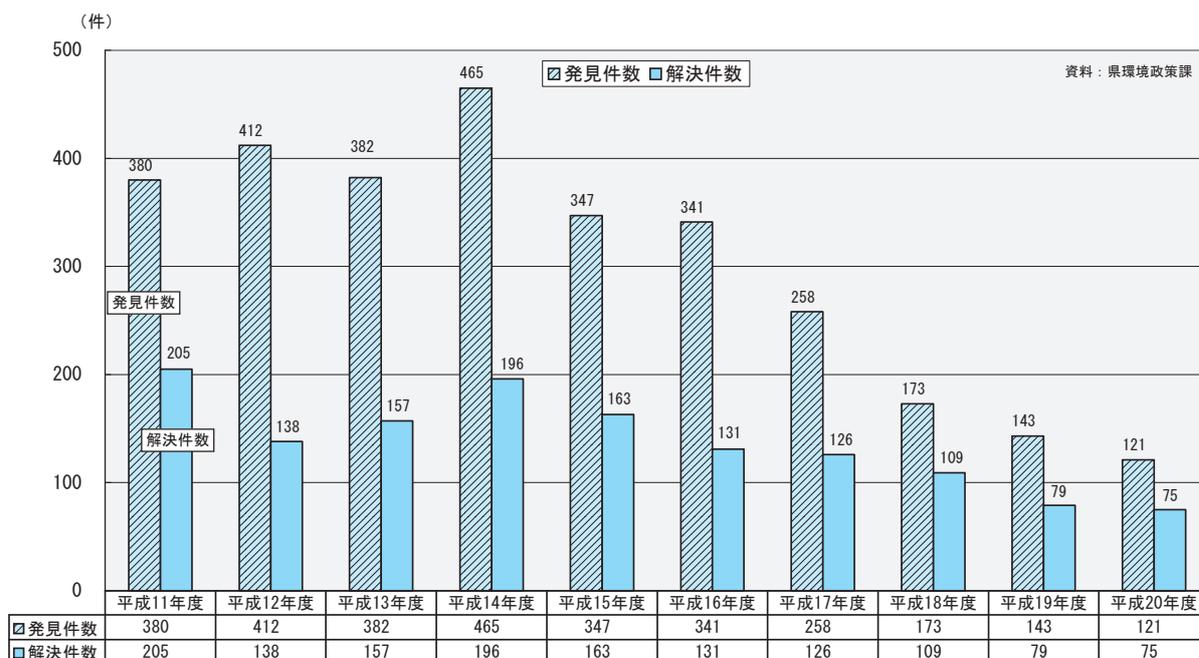
下水汚泥（公共下水道）のリサイクル率



指標名	単位	指標の説明
産業廃棄物不法投棄等の発見件数	件	産業廃棄物不法投棄等の状況を示す指標です。

指標名	単位	指標の説明
産業廃棄物不法投棄等の解決件数	件	当該年度に発見された産業廃棄物不法投棄等件数のうち解決した件数で、産業廃棄物不法投棄等の状況を示す指標です。

産業廃棄物不法投棄等の発見・解決件数



(1) みんなが3Rに取り組む県民運動の展開

□ 現状と課題

本県の場合、ごみ（一般廃棄物）の排出量は年々改善されているものの、全国的には依然として下位にあり、平成19年度の実績を見ると、生活系ごみの1人1日あたりの排出量（744g）は全国値（766g）を下回っているものの、事業系ごみの1人1日あたりの排出量（360g）が全国値（323g）を大きく上回っている状況にあります。

また、本県のリサイクル率は年々改善されているものの、全国値との乖離^{かいり}が依然として大きく、集団回収による資源化量が少ないことや紙類の資源化量が少ないことなどが主な要因となっています。

資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない資源循環型社会を構築していくためには、これまでの私たちの大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルやビジネススタイルを転換していくことが必要であり、そのため、県民や事業者、各種団体、行政などの多様な主体が、パートナーシップ^{*1}のもと、ごみの減量やリサイクルに取り組む県民運動を展開し、県民総参加によるごみ減量やリサイクルなど3Rの取組を推進していくことが課題となっています。

また、本県のごみのリサイクル率向上に向けて、課題となっている紙類のリサイクルを促進するための具体的なシステムづくりを推進していくことが求められています。

※1 パートナーシップ…行政、NPO、企業などが、共通の目的を持ち、お互いに対等な立場で課題解決のために協力すること。日本語では主に「協働」と訳されている。

□ 施策の概要

- ① 「もったいない・あおり県民運動」を展開し、県民総参加によるごみ減量やリサイクルなど3Rの取組を推進します。
- ② 本県の課題となっている紙類のリサイクルを促進するためのシステムづくりなど、ごみリサイクル率の向上のために効果的な取組を推進します。

□ 施策の展開方向

- ① 各種広報媒体やマスコミ等を活用した情報発信、県民を対象とした推進フォーラムの開催などを通して、「もったいない（MOTTAINAI）^{*2}」の意識の浸透を図り、ごみ減量やリサイクルに積極的に取り組む機運を醸成します。【環境政策課】
- ② 小売事業者等による容器包装廃棄物の発生抑制と、県民が自らライフスタイルを見直し、ごみ減量に取り組む契機とするため、事業者、協力団体等とレジ袋削減推進協定を締結し、「レジ袋無料配布取り止め（有料化）」の取組を推進します。【環境政策課】

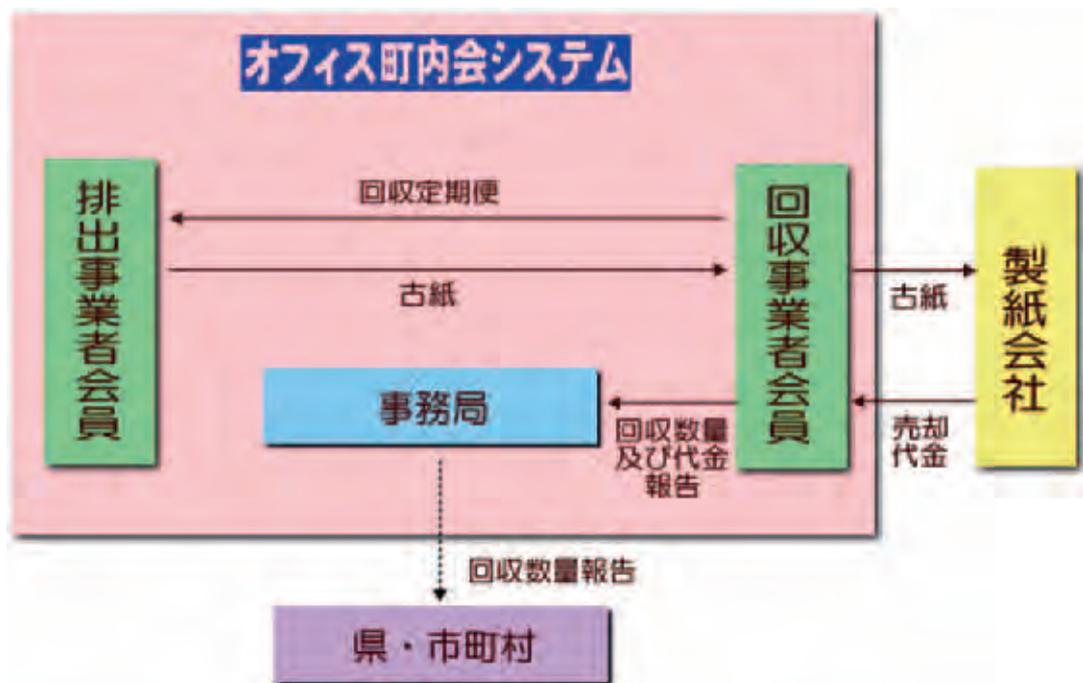
- ③ 県民や事業者が自らの取組内容を宣言する「もったいない・あおもりエコライフ宣言」の登録者・登録事業者の拡大を図るとともに、県民運動推進組織の構成団体である市町村や業界団体、各種団体等の取組内容をまとめたアクションプログラムの進行管理を行い、多様な主体による積極的な取組を推進します。【環境政策課】
- ④ 各市町村における1人1日当たりごみ排出量やごみリサイクル率の差異を解消し、全体の底上げを図るため、県民や事業者、市町村等が取り組むことが望まれる統一的な行動基準「もったいない・あおもりルール」を設定・提唱し、県民総参加による3Rの取組を推進します。
【環境政策課】
- ⑤ 商品の簡易包装や詰替商品の利用等による容器包装廃棄物の発生抑制、家庭から出る生ごみの水切りや堆肥^{たいひ}利用等による減量化、多量に排出する事業所による事業系ごみの減量・リサイクルなど、発生抑制（リデュース）のための取組を推進します。【環境政策課】
- ⑥ フリーマーケットやバザー等の利用による生活用品の有効利用、事務機器等の中古品の購入やリース・レンタル品の利用など、再使用（リユース）のための取組を推進します。
【環境政策課】
- ⑦ 市町村のルールに従った適正な分別・排出や、地域ぐるみでの資源ごみのリサイクル、イベント等で発生するごみの適正な分別・リサイクルなど、再生利用（リサイクル）の取組を推進します。【環境政策課】
- ⑧ 家庭から出る紙類などの資源ごみ回収を促進するため、地域における古紙回収拠点の整備を支援します。【環境政策課】
- ⑨ 地域やビル内の事業所等が共同で古紙回収に取り組む「オフィス町内会」の結成や活動、参加事業者拡大に関する相談支援、調整を行うとともに、オフィス町内会方式による古紙リサイクルシステムの普及を図ります。【環境政策課】
- ⑩ リサイクル率の向上に向けて市町村等の実情に応じた適正な分別収集区分の設定を推進するため、市町村分別収集計画の策定等に際して適切な技術的援助を行います。
【環境政策課】
- ⑪ 3R化の支援ツールとして国が策定した「一般廃棄物会計基準」や「一般廃棄物処理有料化の手引き」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」の市町村における活用・導入を促し、循環型社会構築に向け、市町村の地域条件に応じた適切な一般廃棄物処理システムへの移行を支援します。【環境政策課】

※2 もったいない（MOTTAINAI）…ケニア共和国の環境活動家のワンガリ・マータイ氏が世界に広めようと呼びかけているもので、日本語の「もったいない」の一言に3Rの精神がすべて込められている。

□ 各主体に期待される役割

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ ごみ減量やリサイクルなど3Rに関する啓発 ◎ コンポストの利用促進等の生ごみの減量化を促すための普及啓発 ◎ 多量排出事業者に対するごみ減量・資源化を促す普及啓発・指導 ◎ ごみの分別・排出状況の監視と適正な分別・排出の指導 ◎ 資源ごみの分別回収の促進 ◎ 集団回収に対する支援などの地域ぐるみによる資源ごみ回収の推進 ◎ 事業系紙ごみの焼却施設への搬入抑制・規制の実施
県 民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ マイバッグ持参やレジ袋・過剰包装の辞退 ◎ 使い捨て製品の不使用と詰め替え商品の購入・利用 ◎ 食品の買いすぎ、料理の作りすぎの防止 ◎ 生ごみのコンポストによる堆肥利用等の減量化の推進とごみとして出す場合の水切りの実施 ◎ フリーマーケットやリサイクルショップの積極的な活用 ◎ 家庭ごみの排出にあたっての市町村のルールに従った適正なごみの分別・排出 ◎ 資源ごみの行政回収や集団回収、店頭回収への協力 ◎ イベント等に参加した際のごみの発生抑制や適正な分別・リサイクルへの協力 ◎ 修理・修繕の励行など耐久消費財の長寿命化
排 出 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 繰り返し使用できる製品やエコマーク商品等の購入・利用 ◎ 両面コピーや裏面利用の徹底、使用済封筒の再利用等による紙ごみの減量 ◎ （多量排出事業者）ごみ減量計画の作成等のごみの減量・資源化への積極的な取り組み ◎ 事務機器等の中古品やリース・レンタル品の利用及び不要となった事務機器の他部署での再利用や業者等への売却等による有効利用 ◎ 事業系ごみの市町村のルールに従った適正な分別・排出 ◎ 資源ごみのリサイクルの徹底 ◎ 事業系紙ごみの古紙回収業者による回収・資源化や共同処理（オフィス町内会方式）の実施 ◎ イベント等の開催に係るごみの排出抑制と排出されたごみの適正な分別・リサイクルの実施
販 売 事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ マイバッグ持参の呼びかけとレジ袋無料配布取り止め、簡易包装の実施 ◎ 詰め替え商品や繰り返し使用できる商品、再生商品の販売促進 ◎ ばら売りや量り売りの商品の販売の推進 ◎ 容器包装廃棄物の店頭回収の実施

	◎ 商品や食品等の使用済の廃プラスチック容器の回収システムの整備と回収廃棄物の再利用・再生利用の推進
事業者団体	◎ ごみの減量やリサイクルなど3Rに関する啓発 ◎ 各業界における3Rに関する自主的活動の推進
環境保全団体	◎ ごみの減量やリサイクルなど3Rに関する啓発 ◎ 集団回収やフリーマーケットの開催など3Rに関する自主的活動の実施
学校等の教育機関	◎ ごみの減量やリサイクルなど3Rに関する環境教育・学習の推進



オフィス町内会のイメージ図

(2) 資源循環対策の推進

□ 現状と課題

資源循環型社会の構築には、家庭やオフィスにおける3Rを推進するだけでなく、産業活動から発生する廃棄物の発生抑制、リユース、リサイクルを推進していくことが重要です。

本県では、八戸市の臨港地域に立地している事業所群が中心となって形成されたあおもりエコタウンにおいて、これまで蓄積されてきたリサイクル技術などを活用した産業廃棄物のゼロエミッションシステムが構築されています。あおもりエコタウンでは、焼却灰・ホタテ貝殻のリサイクルや溶融飛灰のリサイクル、自動車シュレッダーダストのリサイクルなど、先駆的なゼロエミッション事業が展開されています。

産業廃棄物のリサイクルは、廃棄物最終処分量を減らすことが可能となるほか、廃棄物を資源として有効活用することにより、新たな雇用・産業の創造につながることから、リサイクル技術の開発や事業所間の連携、認定リサイクル製品の普及などの取組を引き続き推進していくことが必要です。

また、農林水産業や食品産業から発生する未利用バイオマス^{※1}については、有効利用が進んでいないことから、研究開発などを通じて未利用資源の有効利用を推進していくことが課題となっています。

※1 未利用バイオマス…動植物由来の再生可能な有機性資源(化石資源を除く。)のうち、現在その利用が進んでいないものこと。青森県の場合、稲わらや林地残材などのほかに、地域特有の未利用バイオマスとしてリンゴ搾汁残さ、リンゴ剪定枝、長いも加工残さなどがある。

□ 施策の概要

- ① 産業廃棄物の発生抑制、リユース、リサイクルの取組を推進します。
- ② 地域の未利用資源を製品原料やエネルギー源として活用するための研究開発、製品開発を推進します。

□ 施策の展開方向

- ① あおもりエコタウンにおけるゼロエミッションシステムの取組など、工業団地内企業や異業種間の連携による資源循環ネットワークの形成を推進します。【エネルギー開発振興課】
- ② リサイクルポート^{※2}に指定されている八戸港とあおもりエコタウンとの連携強化を図ることなどによって、静脈物流^{※3}の拠点として、港湾機能の充実と利便性の向上を図ります。

【港湾空港課、エネルギー開発振興課】

- ③ 自動車リサイクル法の適正運用を通じて、使用済自動車の適正処理とリサイクルを推進します。【環境政策課】
- ④ 建設リサイクル法の適正運用を通じて、建設廃棄物の発生抑制とリサイクルを推進します。

【整備企画課】

- ⑤ 建築物やインフラの長寿命化等を通じて廃棄物の発生抑制につながるファシリティマネジメント^{※4}の普及やアセット・マネジメント^{※5}を推進します。

【財産管理課、漁港漁場整備課、道路課、港湾空港課】

- ⑥ 青森県リサイクル製品認定制度の運用を通じて、資源の循環的利用と廃棄物の減量化を推進するとともに、青森県認定リサイクル製品優先使用指針に基づき、県の工事又は物品調達における認定リサイクル製品の優先的な使用を推進します。【環境政策課】

- ⑦ 農林水産業等から発生する稲わらや家畜排せつ物、林地残材、ホタテ貝殻、食品加工残さなど、未利用資源の有効活用に向けた取組を推進します。

【新産業創造課、農林水産政策課、食の安全・安心推進課、農産園芸課、

りんご果樹課、畜産課、林政課、水産振興課】

- ⑧ 農業集落排水汚泥や漁業集落排水汚泥のリサイクルを推進します。

【農村整備課、漁港漁場整備課】

- ⑨ コンポスト化などにより下水汚泥のリサイクルに引き続き取り組むほか、下水や下水汚泥からのリン回収など、下水・下水汚泥の高度利用化に関する研究を推進します。

【都市計画課】

- ⑩ 産業廃棄物税の活用により廃棄物の発生抑制、減量化及び再利用を促進するため、事業者の支援、試験研究開発、普及啓発や情報提供の事業を実施します。【税務課、環境政策課】

※2 リサイクルポート…国土交通省では、広域的なリサイクル施設の立地等に対応した静脈物流の拠点となる港湾を、港湾管理者の申請に基づき「リサイクルポート（総合静脈物流拠点港）」と指定し、「静脈物流拠点」として育成することとしており、本県では八戸港が指定されている。

※3 静脈物流…使用済みの製品や廃棄物（主に産業廃棄物）の輸送を指す。逆に、消費のための物の供給を動脈物流という。また、様々な産業の排出物や使用済製品を回収し、再利用、再生、廃棄することにかかわる産業のことを「静脈産業」と呼び、材料の調達から製造、配送までに関連する一連の産業を「動脈産業」と呼ぶのに対比して使われる。

※4 ファシリティマネジメント…企業・団体などの全施設及び環境を経営的視点から総合的に企画・管理・活用する経営管理活動」と定義しており、組織体が保有し、あるいは使用するすべての業務用施設設備を対象として、その有り方を最適に保つことを目的として、総合的、長期的視野に立ち、多面的な知識・技術を活用して行う計画、管理活動であると考えられている。

※5 アセット・マネジメント…資産（アセット）を効率よく管理・運用（マネジメント）するという意味があり、「アセットマネジメントシステム」はそのためのコンピュータシステム。

従来から、個人や企業の不動産・金融などの資産管理に用いられてきたが、最近では公共の資産である社会資本にもこのシステムを適用しようという動きがあり、アセットマネジメントシステムにより、資産としてとらえられた道路等について、道路構造物の状態を客観的に把握・評価し、中長期的な資産の状態を予測するとともに、予算的制約の下で、いつどのような対策をどこに行うのが最適であるかが決定される。

□ 各主体に期待される役割

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 青森県認定リサイクル製品の率先的な購入・使用 ◎ バイオマスタウン構想の策定などを通じた地域のバイオマス資源の有効利用の推進 ◎ 農業集落排水汚泥や漁業集落排水汚泥のリサイクルの推進 ◎ 下水・下水汚泥の高度利用化の推進
県 民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 青森県認定リサイクル製品の購入・使用
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 業種間や工業団地間の連携による廃棄物の融通・提供システムの構築 ◎ 自動車リサイクル法や建設リサイクル法などの各種リサイクル法に基づく使用済自動車や建設廃棄物などの適正処理とリサイクル ◎ 青森県認定リサイクル製品の購入・使用 ◎ 未利用資源を製品原料やエネルギー源として活用するための研究開発 ◎ 食品リサイクル・ループ^{※6}の形成など食品循環資源の活用
農 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 青森県認定リサイクル製品（特殊肥料）の購入・使用 ◎ 稲わらや家畜排せつ物などの未利用資源の有効利用
環境保全 団 体	<ul style="list-style-type: none"> ◎ リサイクル製品やグリーン購入に関する啓発及び情報提供
大学等の 研究機関	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 未利用資源を製品原料やエネルギー源として活用するための研究開発

※6 食品リサイクル・ループ…食品廃棄物のリサイクルによってリサイクル肥飼料等を作り、その肥飼料を使用して生産された農畜水産物等を当該肥飼料等の原料となった廃棄物を排出した食品関連事業者が引き取ること。

(3) 廃棄物の適正処理の推進

□ 現状と課題

資源循環型社会の構築には、廃棄物の3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）を推進するとともに、発生抑制や適正な循環的利用に努めても、なお発生する廃棄物については、適正処理の徹底により不法投棄などの廃棄物不適正処理を未然に防止し、生活環境を保全していく必要があります。

本県における廃棄物の不法投棄等の状況は、青森市が中核市に移行した平成18年度以降をみると、不法投棄等発見件数は減少が続いており、発見件数から解決件数を差し引いた未解決件数も減少しています。

しかしながら、特に、産業廃棄物の不法投棄は、県境不法投棄事案に見られるように、首都圏等から搬入され投棄されるなど広域化している上、硫酸ピッチなど長期にわたって放置されると周辺環境に重大な影響を及ぼす事案も発生していることから、引き続き、排出事業者や処理業者に対する立入調査や監視活動を実施していく必要があるほか、不法投棄などの不適正処理が発見された場合には、原因者等の特定や原状回復指導、必要に応じて行政処分を行うなどの厳正な対応が求められています。

また、平成11年に不法投棄が確認された岩手県との県境における不法投棄事案については、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法^{※1}の特定支障除去等事業実施計画に基づき、原状回復事業を着実に実施していく必要があるほか、不法投棄現場の環境再生の取組を進めていく必要があります。

このほか、美観を損ねる空き缶やたばこの吸い殻などの散乱の防止及び冬季の西風の影響を受けて本県の西海岸や陸奥湾東岸に漂着する海岸漂着ごみの処理についても、引き続き取り組んでいく必要があります。

※1 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法…平成10年6月以前に不適正処分された産業廃棄物によって生じる生活環境保全上の支障の除去などを計画的かつ着実に進めるため、平成15年6月に制定された。

□ 施策の概要

- ① 廃棄物不適正処理の未然防止対策を推進するとともに、不法投棄などの早期発見・早期解決に向けた取組を推進します。
- ② 青森・岩手県境不法投棄事案の原状回復事業を安全かつ着実に実施するとともに、不法投棄現場の環境再生の取組を推進します。
- ③ 海岸漂着ごみや空き缶等の散乱ごみの少ない良好な環境の維持を図ります。

□ 施策の展開方向

- ① 廃棄物の適正処理を徹底するため、廃棄物処理法等の関係法令に関する周知を図るとともに、不適正処理撲滅に向けた広報周知活動を実施します。【環境政策課】

- ② 産業廃棄物の排出事業者や処理業者、廃棄物処理施設への立入検査を適切に実施し、適正処理と処理施設の適切な維持管理の確保を図ります。【環境政策課】
- ③ 不法投棄の早期発見と早期解決を図るため、警察と連携して行う廃棄物積載車両の点検や早朝、夜間、休日の監視活動を行うほか、不法投棄監視カメラの活用を進めます。
【環境政策課】
- ④ 不法投棄などの不適正処理が発見された場合には、原因者等を特定し撤去などの原状回復を指導するとともに、必要に応じ行政命令や行政処分を行うなど厳正に対処します。
【環境政策課】
- ⑤ 廃棄物の不法投棄など悪質な環境犯罪に対する取締りを強化します。
【警察本部生活環境課】
- ⑥ 県民や事業者、団体、行政が一体となった不法投棄廃棄物撤去作業により、不法投棄防止に向けた意識啓発を図ります。【環境政策課】
- ⑦ PCB^{※2}（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の保管状況の適切な把握と適正保管に関する普及啓発に努めるとともに、PCB特別措置法に基づく計画的な処理を推進します。
【環境政策課】
- ⑧ 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議制度^{※3}の適切な運用により産業廃棄物の適正処理に向けた広域産業廃棄物対策を推進します。【環境政策課】
- ⑨ 国による産業廃棄物処理業者の優良性評価制度を活用するなどして産業廃棄物処理業者の情報公開等を促し、優良事業者の育成を図ります。【環境政策課】
- ⑩ 青森・岩手県境不法投棄事案の原状回復事業を安全かつ着実に実施するとともに、不法投棄現場の環境再生の取組を推進します。【県境再生対策室】
- ⑪ 国や市町村、海岸管理者などの関係機関や住民団体等と適切に連携・役割分担しながら海岸漂着ごみ対策を推進するとともに、空き缶等の散乱防止に関する意識啓発を図ります。
【環境政策課】

※2 PCB (Polychlorinated Biphenyls) …ポリ塩化ビフェニルの略称。熱安定性、電気絶縁性に優れ、電気機器の絶縁油などとして使用されていたが、製造過程で脱臭用のPCBが混入した米ぬか食用油を摂取した人に皮膚障害、肝機能障害などが発症したカネミ油症事件（昭和43年）を契機に、PCBの製造が禁止された。その後、PCBを含む製品の廃棄処理は進まず、事業者が保管してきたが、平成13年、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）が施行され、廃棄物となったPCBを含む製品の処理に関する枠組みが定められている。

※3 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議制度…本県の条例に基づき、県外で排出された産業廃棄物を県内に搬入しようとする事業者が事前に知事に協議することにより、県外産業廃棄物の適正な処理を図ろうとする制度。北東北三県の合意に基づき、平成16年1月から3県共同で運用されている。

□ 各主体に期待される役割

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 廃棄物の不適正処理防止に関する啓発 ◎ 県民や事業者、団体、行政が一体となった不法投棄廃棄物撤去作業への参加・支援 ◎ 環境美化の意識づくりや環境美化活動の推進
県 民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 廃棄物の不法投棄等に関する通報 ◎ 県民や事業者、団体、行政が一体となった不法投棄廃棄物撤去作業への参加 ◎ 海岸清掃活動や環境美化活動への参加
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 廃棄物処理法など関係法令の遵守による廃棄物の適正処理 ◎ 県民や事業者、団体、行政が一体となった不法投棄廃棄物撤去作業への参加・支援 ◎ P C B廃棄物の適正保管と法令に基づく届出及び適正処理 ◎ 海岸清掃活動や環境美化活動への参加・支援
環境保全 団 体	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 県民や事業者、団体、行政が一体となった不法投棄廃棄物撤去作業への参加 ◎ 海岸清掃活動や環境美化活動の実施
大学等の 研究機関	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 廃棄物の不適正処理による環境への影響に関する調査研究



あおもり循環型社会推進協議会による不法投棄防止撤去体験キャンペーン

5 未来を守る低炭素社会づくり

□ 現状と課題

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題であり、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告では、地球が温暖化していることに疑いの余地がなく、その原因は、二酸化炭素をはじめとする人の活動により発生する温室効果ガスの増加だとほぼ断定しています。

日本の2007年度における温室効果ガス排出量は、温室効果ガス排出削減のために採択された京都議定書の基準年である1990年と比較すると、9.0%増えている状態にあり、京都議定書における削減目標である基準年比6.0%削減の達成は厳しい状況にあります。

一方、本県の2005年度の温室効果ガス排出量は、工場の燃料転換や家電製品の普及、世帯数の増加、自動車の大型化などを背景に、基準年度である1990年度と比較すると、22.4%増加しており、低炭素社会の形成に向けて、まずは県民、事業者、行政などすべての主体が日常生活、仕事、余暇活動などあらゆる場面においてライフスタイルやビジネススタイルを見直しながら、省エネルギーに取り組む必要があります。

また、本県は、風力発電の導入量が全国トップであるなど、再生可能エネルギーのポテンシャルが豊富であり、県内において再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、エネルギー利用の先進的なモデルプロジェクトの実施などを通じて、我が国の低炭素社会づくりに貢献していくことが求められています。

このような省エネルギーの取組と本県の再生可能エネルギー利活用の取組を進めることで、環境と経済がより望ましい状態で作用し合い、環境に配慮することで経済が成長・発展し、それによってさらに環境が良くなるような環境と経済の好循環が生み出され、持続可能な地域社会の創造につながるものです。

(1) 省エネルギー型の社会づくり

- ① エネルギー高効率利用や省エネルギー性能の高い機器、住宅及び自動車等の活用を推進します。
- ② 省エネルギー型のライフスタイルやビジネススタイル、エコドライブ^{*1}の実践を推進します。
- ③ 機能集約型都市づくりなど面的な省エネルギー対策を推進します。

(2) 再生可能エネルギーの開発と利用の推進

- ① 風力、太陽光、太陽熱、雪氷熱^{せつひょうねつ}*2、温泉熱や木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの利活用をさらに進めます。
- ② 再生可能エネルギーの活用に関する先進的プロジェクトの具体化など、本県の豊かな再生可能エネルギーポテンシャルの活用により、日本の低炭素社会づくりへの貢献を進めます。

※1 エコドライブ…アイドリングストップや経済速度の遵守、急発進・急加速・急ブレーキの抑制など、誰でも実行できる手段で燃費を向上させることにより、省エネルギーや二酸化炭素、大気汚染物質の排出削減を図る運転技術のこと。

※2 雪氷熱…雪や氷の冷熱エネルギー(冷たい熱エネルギー)のことで、冬季間に貯蔵し、夏季の冷蔵、冷房その他の用途への利用が考えられています。新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法に位置付けられる石油代替エネルギーのひとつ。



電気自動車（EV）

□ モニタリング指標

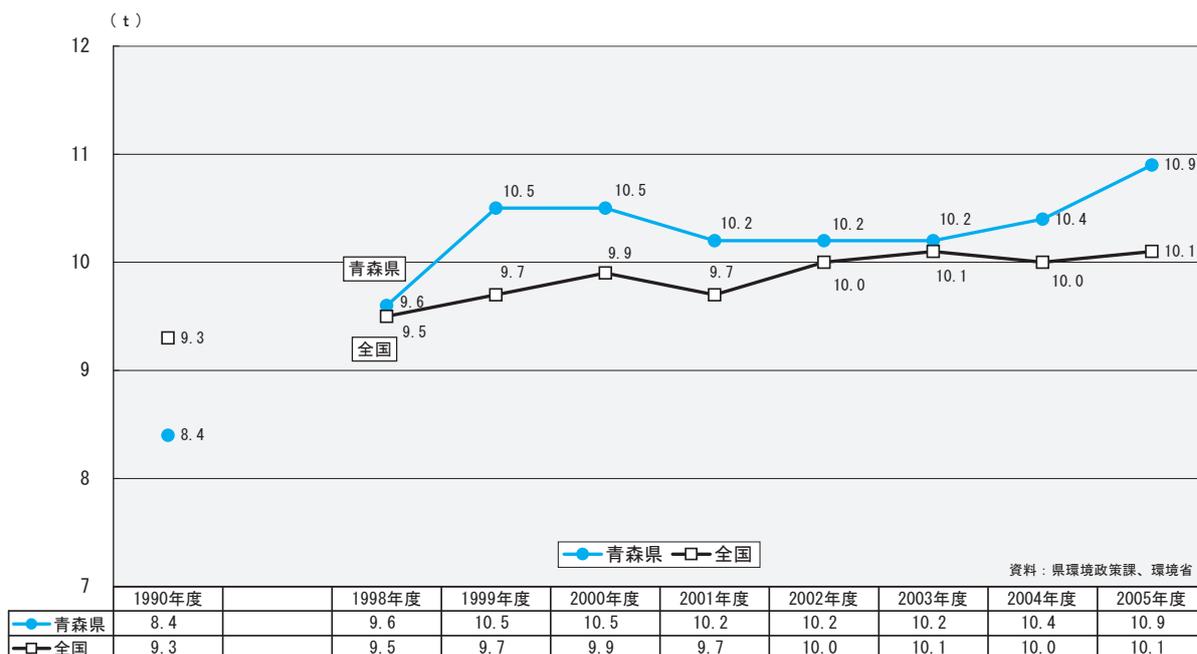
指標名	単位	指標の説明
二酸化炭素排出量	千t	県内における産業、運輸、民生（家庭・業務）等の各部門からの二酸化炭素排出量の合計で、省エネルギーの進捗状況や新エネルギーの導入状況を表す代表的な指標です。

二酸化炭素排出量



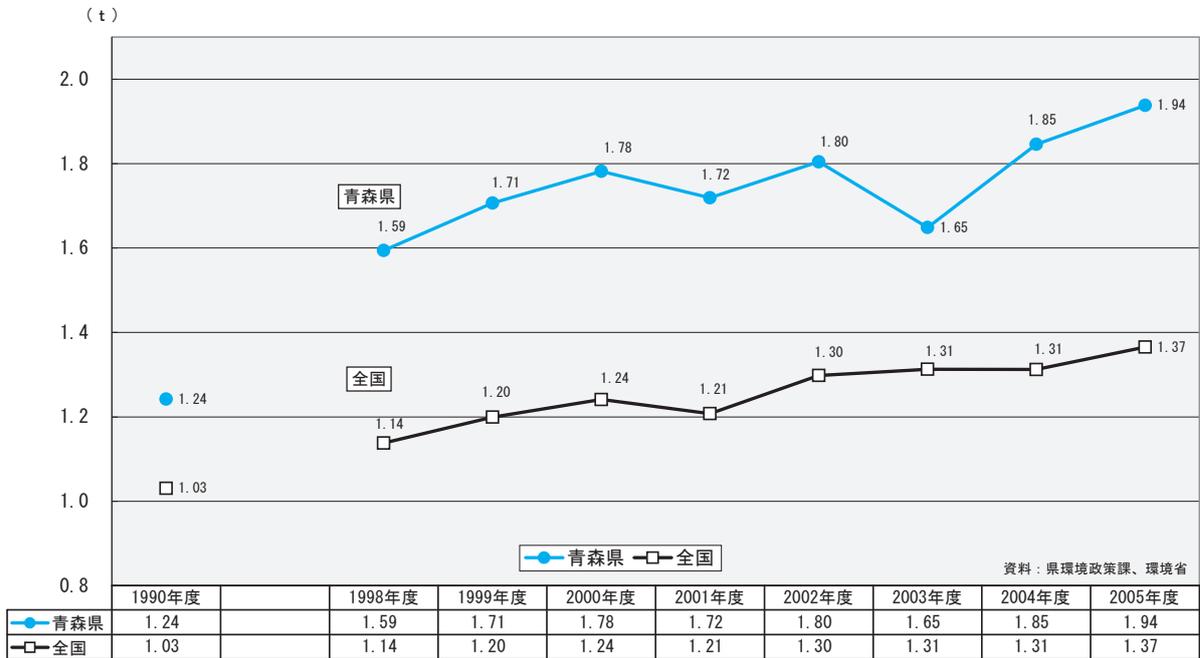
指標名	単位	指標の説明
県民1人当たりの二酸化炭素排出量	t	日常生活における省エネルギーの進捗状況や新エネルギーの導入状況を表す指標です。

県民1人当たりの二酸化炭素排出量



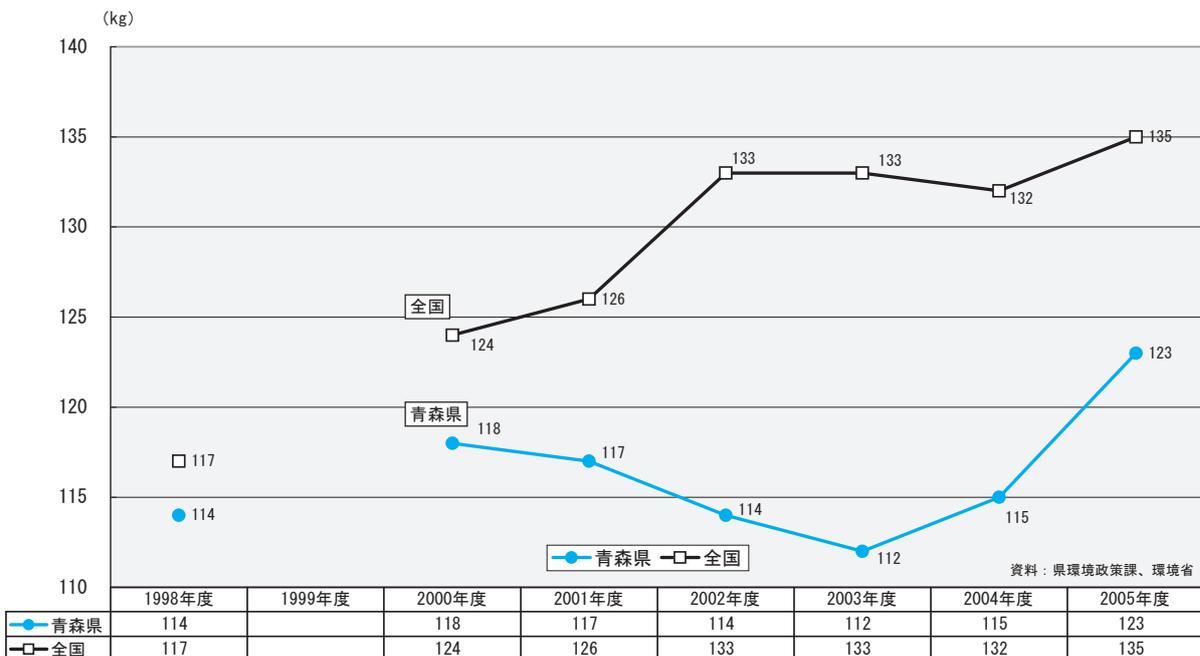
指標名	単位	指標の説明
民生部門（家庭系）における1人当たり二酸化炭素排出量	t	家庭における省エネルギーの進捗状況や新エネルギーの導入状況を表す指標です。

民生部門（家庭系）における1人当たり二酸化炭素排出量



指標名	単位	指標の説明
民生部門（業務系）における床面積（㎡）当たり二酸化炭素排出量	kg	ビルやオフィスにおける省エネルギーの進捗状況や新エネルギーの導入状況を表す指標です。

民生部門（業務系）における床面積（㎡）当たり二酸化炭素排出量

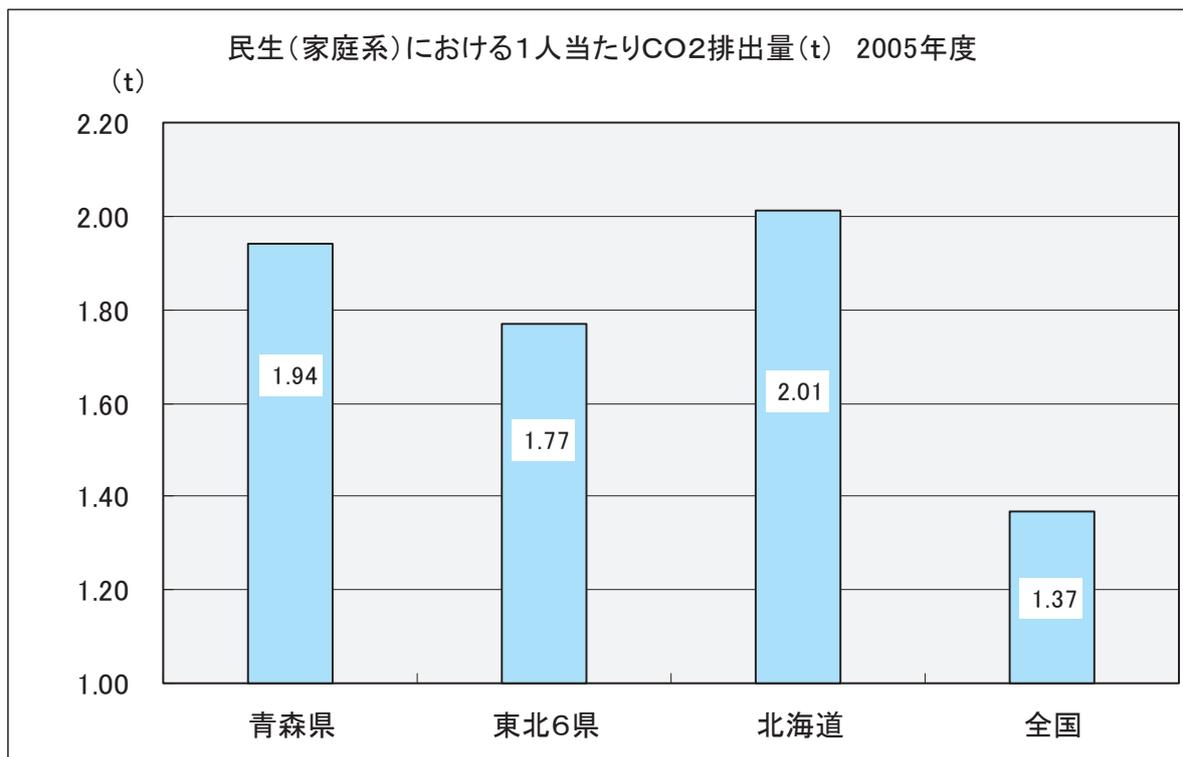


○民生（家庭系）における1人当たり二酸化炭素排出量の目標値について

青森県から排出される温室効果ガスのうち、約94%を二酸化炭素が占めており、2005年度の部門別の二酸化炭素排出量について基準年度である1990年度比で見ると、民生部門（家庭系）からの排出量の増加率（50.1%）が最も高くなっています。

2005年度の本県の民生部門（家庭系）における1人当たりの二酸化炭素排出量は1.94 tであり、全国の1.37 t、東北六県の1.77 tを上回り、北海道の2.01 tを下回る結果となっています。本県の1人当たりのエネルギー消費量が多いことが、全国や東北六県よりも二酸化炭素排出量が上回る要因となっています。

本県の1人当たりの排出量を東北6県レベルまで削減（-170kg）する場合、削減が必要な排出量を灯油に換算すると年間約68リットル相当、電気に換算すると年間約359kwh相当（1月当たり約30kwh相当）となります。



1人当たりの二酸化炭素排出量が多くても東北6県並となるよう、170kg（0.17 t）削減するためには、

例えば、

- ・待機電力を50%削減する（約60kg/年）
- ・風呂の残り湯を洗濯に使いまわす（約7kg/年）
- ・ジャーの保温を止める（約34kg/年）
- ・買い物袋を持ち歩き、省包装の野菜などを選ぶ（約58kg/年）
- ・テレビ番組を選び、1日1時間テレビ利用を減らす（約14kg/年）

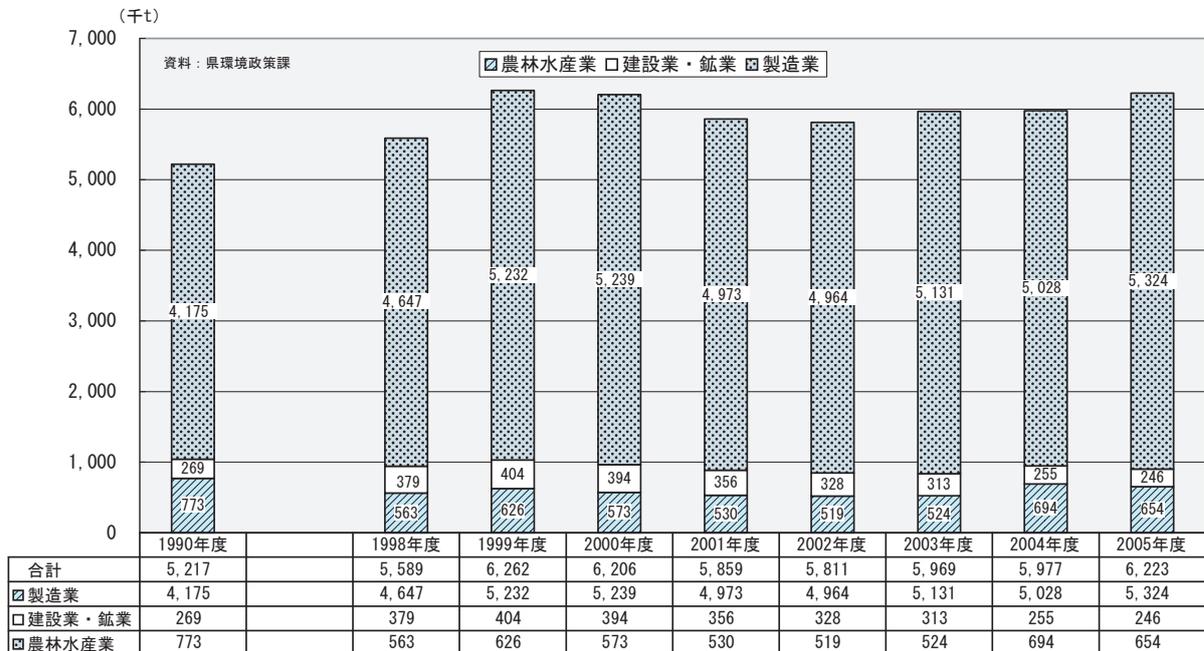
これらの取組によって合計で年間約173kgの削減が見込まれます。

また、省エネルギーの取組によって削減する方法のほかに、高断熱・高气密化や高効率給湯器の導入などによる住宅の省エネルギー化、太陽光発電システムやペレットストーブの導入などの再生可能エネルギーの活用によっても、二酸化炭素排出量を削減することができます。

注：省エネルギーによる取組は、全国地球温暖化防止活動推進センター（JCCCA）のホームページに掲載されている「家庭でできる10の取組」を参考にしています。

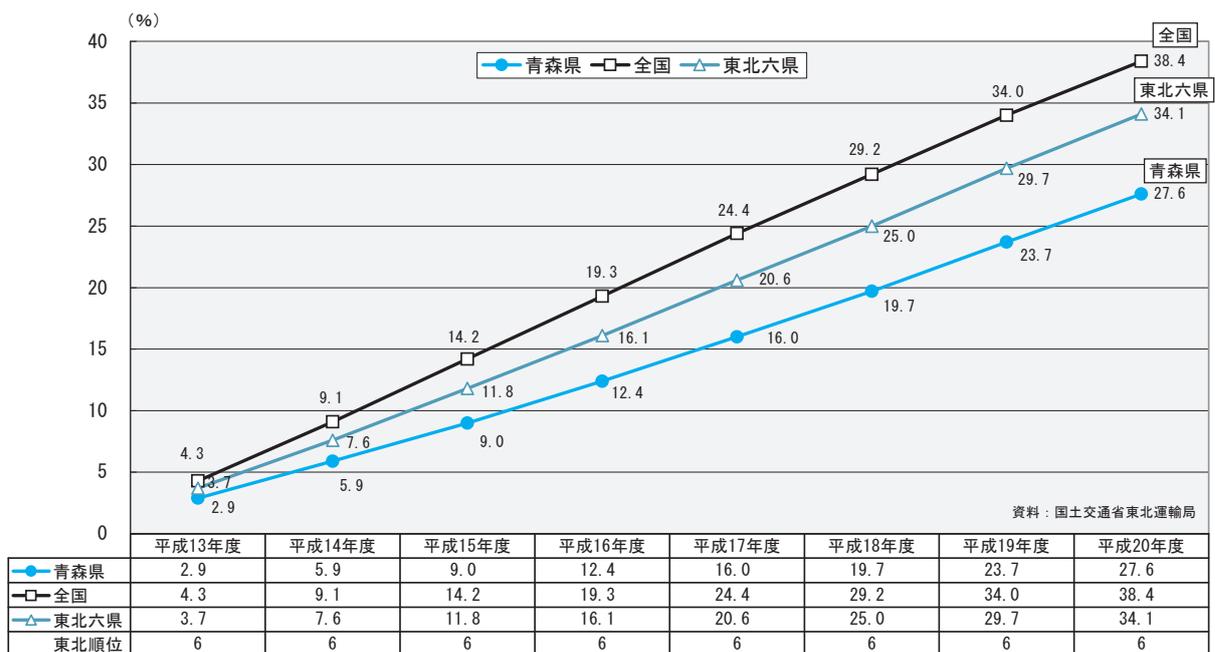
指標名	単位	指標の説明
産業部門の二酸化炭素排出量	千t	県内における産業部門（製造業、建設業・鉱業及び農林水産業）からの二酸化炭素排出量の合計です。

産業部門の二酸化炭素排出量



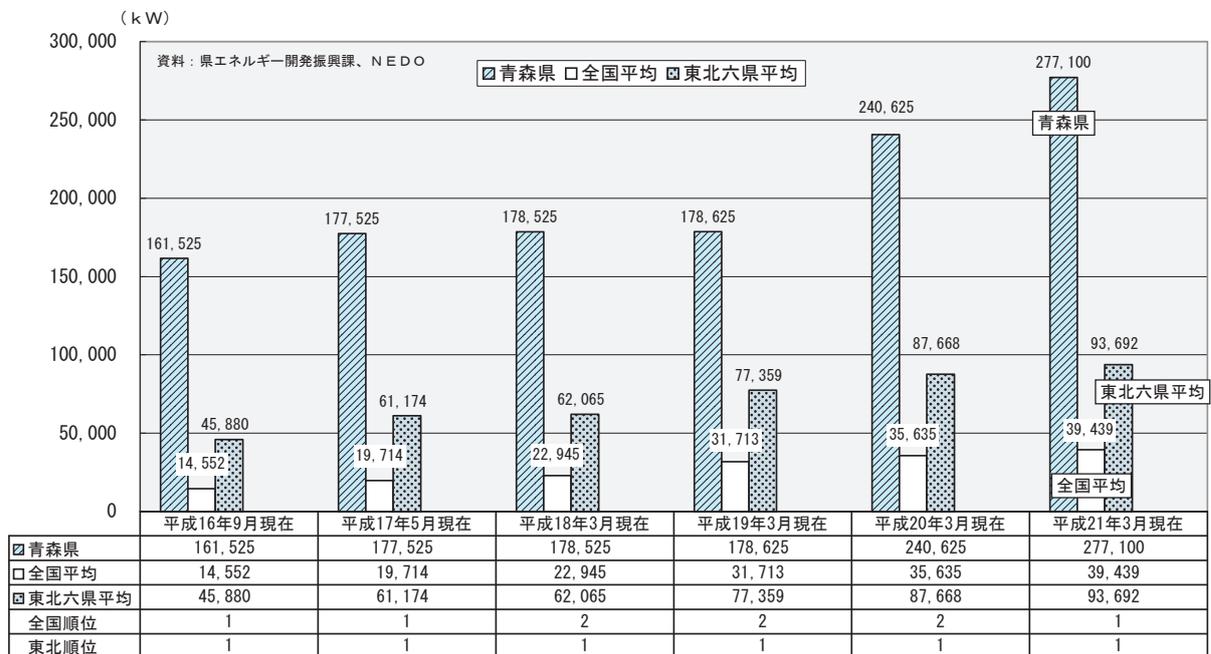
指標名	単位	指標の説明
低公害車普及率	%	電気自動車、ハイブリッド車、低燃費かつ低排出ガス認定車等の導入状況を表す指標です。

低公害車普及率



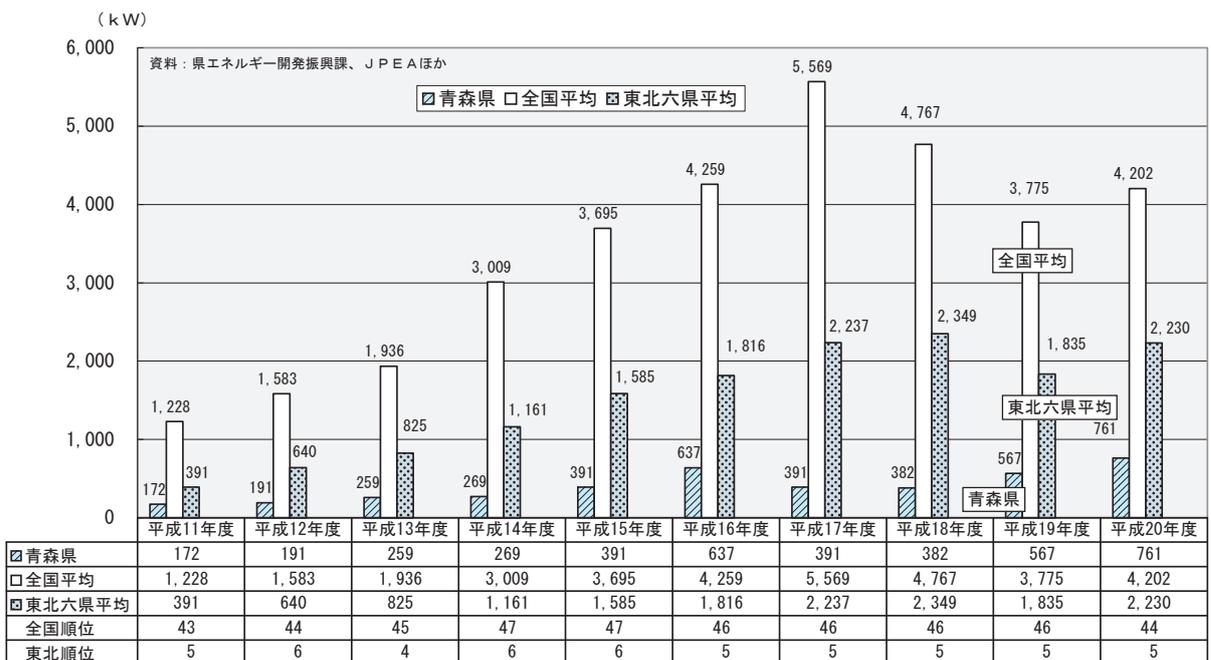
指標名	単位	指標の説明
風力発電導入量〔規模〕	kW	風力発電の導入状況を示す指標です。

風力発電導入量〔規模〕



指標名	単位	指標の説明
住宅用太陽光発電システム導入量〔出力〕	kW	住宅用太陽光発電システムの単年度の導入状況を示す指標です。

住宅用太陽光発電システム導入量〔出力〕



指標名	単位	指標の説明
木質ペレット生産量	t	化石燃料の代替エネルギーとして利用する木質バイオマス燃料の生産量です。

	平成20年度
実績値	1,958 t
全国順位	5
東北順位	2

(1) 省エネルギー型の社会づくり

□ 現状と課題

本県の2005年度（平成17年度）の温室効果ガス排出量は1,670万6千t-CO₂と、基準年度である1990年度（平成2年度）と比較すると22.4%（305万6千t-CO₂）増加しています。

県内の温室効果ガス排出量の94.1%が二酸化炭素であり、温室効果ガス排出量に占める二酸化炭素排出量の割合は、漸増しています。さらに、二酸化炭素の排出の約9割は産業部門、民生（家庭・業務）部門及び運輸部門におけるエネルギー使用によるものとなっています。

産業部門からの二酸化炭素排出量は、県全体の二酸化炭素排出量の39.6%を占め、2005年度の排出量は、1990年度と比較すると19.3%増加しており、省エネルギー法の規制の及ばない中小製造業からの排出量の増加、鉄鋼業及び非鉄金属業の生産量の増加に伴う電力使用量の増加が排出量の増加の主な要因と見られています。

運輸部門については、県全体の二酸化炭素排出量の16.0%を占め、2005年度の排出量は、1990年度と比較すると25.8%増加しており、自動車の普及台数の増加や大型車普及などによる燃費の悪化が、排出量の増加の主な要因と見られています。

民生部門については、県全体の二酸化炭素排出量の34.0%を占め、2005年度の排出量は、1990年度と比較すると50.1%増加しています。

民生（家庭）部門からの排出量増加の主な要因は、世帯数の増加に伴い基礎的なエネルギー使用量が増加していることに加えて、エアコンやパーソナルコンピュータなどの家電製品の大幅な普及による電気使用量の増加、暖房や融雪等に要する灯油使用量の増加などが見られています。また、民生（業務）部門からの排出量増加の主な要因は、建物床面積の増加に伴う空調・照明等に要するエネルギー使用量の増加や営業時間の増加などが見られています。

低炭素社会づくりを進めるためには、県民、事業者、行政などのあらゆる主体による取組が必要であり、省エネルギー性能の高い機器や住宅、自動車の普及を図るとともに、県民のライフスタイルや事業者のビジネススタイルを省エネルギー型に転換させていくための多様な取組を進めていくことが求められています。

□ 施策の概要

- ① エネルギー高効率利用や省エネルギー性能の高い機器、住宅及び自動車等の活用を推進します。
- ② 省エネルギー型のライフスタイルやビジネススタイル、エコドライブの実践を推進します。
- ③ 機能集約型都市づくりなど面的な省エネルギー対策を推進します。

□ 施策の展開方向

- ① 工場や事業場に対する省エネルギー診断の利用・普及を図るとともに、制度金融などの事業者向け融資制度の活用やE S C O事業^{*1}の普及などにより、工場や事業場、農家、林業者、漁業者への省エネルギー性能の高い機器や設備の導入を推進します。

【環境政策課、商工政策課、団体経営改善課、水産振興課、エネルギー開発振興課】

- ② 地中熱利用ヒートポンプ^{**2}システムなど農業分野における省エネルギーの先進的な取組の実証、普及を推進するとともに、「農業機械の省エネ利用マニュアル」の普及などを通じて農作業の省エネルギー化を推進します。

【農林水産政策課、農産園芸課】

- ③ トランスヒートコンテナ^{**3}による廃棄物焼却に係る低温廃熱の利用や廃棄物発電、下水熱の地域熱需要への活用など、廃棄されていたエネルギーの有効利用を推進します。

【環境政策課、都市計画課、エネルギー開発振興課】

- ④ 省エネルギーに関する統一的な行動基準づくりの設定について検討するとともに、「地球にやさしい青森県推進事業所」の登録事業所拡大などを進めることにより県内事業所におけるエコオフィス活動の普及を図ります。【環境政策課】

- ⑤ 自動車税のグリーン化などを通じてハイブリッド自動車や電動バイクなど燃費性能に優れた自動車の普及を進めるとともに、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車^{**4}などの次世代自動車^{**5}の利用モデルの発信により、将来の普及を推進します。

【税務課、環境政策課、エネルギー開発振興課】

- ⑥ 県民から公募したデザインによるステッカーの活用などを通じてエコドライブ推進運動参加者の拡大を図るとともに、自動車教習所におけるエコドライブ教習や自動車運転免許更新時講習の機会を活用した普及啓発などにより、県民へのエコドライブの浸透を図ります。

【環境政策課、警察本部運転免許課】

- ⑦ 電球型蛍光灯やLED電球、LED蛍光灯^{**6}など高効率な照明器具について、開発・普及状況にも着目しながら、販売店との共同キャンペーンの実施などにより、普及を推進します。

【環境政策課】

- ⑧ 窓断熱などの省エネリフォームによる省エネルギー効果についての情報提供の充実などを通じて、既存住宅の省エネルギー化を推進するとともに、住宅性能表示制度の普及・活用を進め、新築住宅の省エネルギー化を推進します。【環境政策課、建築住宅課】

- ⑨ 地球温暖化防止活動推進センターやあおもりアースレンジャーと連携するなどして、地球温暖化の現状や省エネルギーにつながる具体的な行動に関する情報を継続的に発信するとともに、環境家計簿^{**7}や省エネナビ^{**8}の利用による二酸化炭素の排出量・削減量の「見える化」の取組の普及などにより、家庭における省エネルギー活動を推進します。【環境政策課】

- ⑩ 省エネ家電製品や高効率給湯器、省エネ住宅、次世代自動車など家庭生活の省エネルギー化に資する製品やサービスに関する情報の総合的な提供を図り、県民の「緑の消費^{**9}」に関する潜在的需要の喚起と省エネ機器・設備の普及を推進します。【環境政策課】

- ⑪ 都市計画づくりにおいて、都市機能が集約され公共交通機関が利用しやすく、自転車道が整備されるなどの低炭素型都市の形成を目指します。【都市計画課】

- ⑫ 港湾機能や臨港道路の充実によりRORO船^{※10}など内航海運の活用を促進するとともに、鉄道輸送に転換した成功事例の紹介などにより、海運や鉄道を利用した物流体系に切り替えるモーダルシフト^{※11}を推進します。【環境政策課、港湾空港課】
- ⑬ 地球温暖化対策推進法の地方公共団体実行計画である「地球にやさしい青森県行動プラン」の見直しや庁舎の省エネルギーを着実に行うとともに、エコオフィス活動やグリーン購入、次世代自動車の導入など県による率先的な取組を進めるほか、市町村による実行計画の策定を支援します。【環境政策課、財産管理課】
- ⑭ 各主体が適切に役割分担しながら、県全体で低炭素社会づくりを進めるための組織や枠組づくりについて検討を進めます。【環境政策課】

- ※1 E S C O事業…EnergyServiceCompanyの略で、工場やビルにおける省エネルギー診断、建物の改修計画の立案、効果の計測など、省エネルギー関連のサービスを提供する契約を顧客と結び、顧客の省エネルギーメリットの一部を報酬として受け取る事業。投資経費は、省エネルギーにより削減された経費で賄い、契約終了後はその経費が顧客のメリットになる。
- ※2 ヒートポンプ…熱交換器と逆の原理で、低温側から高温側に熱を移動させる仕組みにより、低い温度の熱源から熱を吸収し、高い温度の熱源をさらに高くする機器で暖房・給湯などに使用できる。熱源として大気、地下水、コンピュータ排熱、ビルの雑排水、海水、下水、浴場排水などがある。
- ※3 トランスヒートコンテナ…ごみ焼却処理施設、発電所、工場等から発生する廃熱を潜熱蓄熱材を利用してタンクに貯蔵し、コンテナ車などの陸上輸送により、需要先まで熱を供給するシステムのこと。
- ※4 プラグインハイブリッド自動車…家庭用コンセントなどの電源からも充電して走行可能なハイブリッド電気自動車のこと。
- ※5 次世代自動車…ハイブリッド車(エンジンと電気モーターなど2種類以上の動力源を組み合わせる車両)や電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車など、新たな技術により二酸化炭素や大気汚染物質の排出量を減らした自動車のこと。
- ※6 LED電球・LED蛍光灯…LED(発光ダイオード)を光源に使った電球や蛍光灯のこと。旧来の白熱電球や蛍光灯よりも消費電力が小さく、また、寿命も長い。LED電球やLED蛍光灯に代えることで、電力消費量が削減され、二酸化炭素排出量の削減につながるが、普及が開始されたばかりであるため高価格である。
- ※7 環境家計簿…家庭での電気、ガス、水道、灯油、ガソリン等の使用料や支出額を集計して、二酸化炭素排出量などの環境負荷を計算できるように設計された家計簿のこと。各個人や世帯ごとの排出量の推移を把握し、季節別のエネルギー消費量を把握したり、二酸化炭素排出量の削減努力の成果の確認に役立てることができる。一方、世帯員数や地域のエネルギー消費構造により各世帯の二酸化炭素排出量は大きく異なってくるので、世帯同士で排出量を比較する場合などは注意が必要となる。
- ※8 省エネナビ…現在のエネルギーの消費量を金額で知らせると共に、利用者自身が決めた省エネ目標を超えるとお知らせし、利用者自身がどのように省エネをするのか判断させる機器のこと。
- ※9 「緑の消費」…省エネ家電、省エネ住宅、エコカーといういわゆる新三種の神器の普及をはじめ、環境に配慮した消費活動のこと。平成21年4月に当時の環境大臣が公表した「日本版グリーン・ニューディール」において、「緑の社会資本」、「緑の地域コミュニティ」、「緑の投資」、「緑の技術革新」とともに、環境が経済を牽引していくための取組として示された。
- ※10 RORO船…ローローせん。Roll-on/roll-off shipの略。フェリーのようにランプを備え、トレーラーなどの車両を収納する車両甲板を持ち、自走で搭載/揚陸できる構造の貨物船のこと。
- ※11 モーダルシフト…より環境負荷の小さい交通手段に切り替える取組のこと。二酸化炭素の排出削減のため、自動車による貨物輸送から鉄道や船舶などに切り替えることによって、環境保全上のメリットが期待されるが、コンテナ列車・船の確保やその拠点となる駅や港湾の整備などが課題となる。

□ 各主体に期待される役割

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定 ◎ 地球温暖化防止や省エネルギーの取組に関する啓発 ◎ 廃棄物発電や下水熱の利用など廃棄されていたエネルギーの有効利用の推進 ◎ 次世代自動車や高効率照明器具などの省エネルギー性能の高い機器・設備等の率先導入 ◎ エコドライブ推進運動への参加・職員へのエコドライブの普及 ◎ 都市機能が集約され公共交通機関が利用しやすいなどの低炭素型の街づくりの推進 ◎ グリーン購入の率先実行
県 民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 次世代自動車や高効率照明器具、高効率給湯器などの省エネルギー性能の高い機器・設備等の導入 ◎ 省エネリフォームによる既存住宅の省エネルギー化や住宅新築時の省エネルギー化 ◎ 環境家計簿の作成や省エネナビの設置による家庭からの二酸化炭素排出量の把握 ◎ 家庭でできる温暖化対策の実践 <ul style="list-style-type: none"> 【実践例】 ○ 冷房・暖房時の室温の適切な設定（夏の冷房時28℃、冬の暖房時20℃） ○ 週2日往復8 kmの車の運転をやめる ○ 1日5分間のアイドリングストップを行う ○ 家電製品の待機電力を50%削減する（主電源をこまめに切るなど） ○ シャワーを1日1分家族全員が減らす ○ 風呂の残り湯を洗濯に使い回す ○ 炊飯ジャーや電気ポットの保温を止める ○ 家族が同じ部屋で団らんし、暖房と照明の利用を2割減らす ○ 買い物袋を持ち歩き、省包装の野菜を選ぶ ○ テレビ番組を選び、1日1時間テレビ利用を減らす ◎ エコドライブ推進運動への参加・実践 <ul style="list-style-type: none"> 【実践例】 ○ ふんわりアクセル『eスタート』 ○ 加減速の少ない運転 ○ 早めのアクセルオフ ○ エアコンの使用を控えめに ○ アイドリングストップ ○ 暖機運転は適切に ○ 不要な荷物は積まずに走行

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 次世代自動車や高効率照明器具、高効率給湯器、高性能産業炉などの省エネルギー性能の高い機器・設備等の導入 ◎ コージェネレーションシステム^{*12}などエネルギー利用効率の高い設備の導入 ◎ 事業活動に伴う温室効果ガス排出量の把握 ◎ 省エネルギー診断の活用 ◎ 「地球にやさしい青森県推進事業所」制度への登録 ◎ エコドライブ推進運動への参加と従業員へのエコドライブの普及 ◎ 鉄道や海運を利用した物流体系への転換（モーダルシフト） ◎ 従業員の通勤手段を自家用車から公共交通機関、自転車などに転換するエコ通勤の実施やノーマイカーデーの実施 ◎ グリーン購入の実行
農業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地中熱ヒートポンプシステムの導入や農業機械の適切な利用などによる農作業の省エネルギー化
環境保全団体	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地球温暖化防止や省エネルギーの取組に関する啓発
学校等の教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地球温暖化防止や省エネルギーの取組に関する環境教育・学習の推進 ◎ 学校施設における省エネルギーの推進

※12 コージェネレーションシステム…発電と同時に発生した排熱も利用して、給湯・暖房などを行うエネルギー供給システム。従来の発電システムでのエネルギー利用効率は40%程度で、残りは廃熱として放出されるが、コージェネレーションシステムでは理論上最大80%まで高めることができる。



青森県エコドライブ推進運動シンボルマーク
 (青森市 前田菜摘さんが考案してくれました。)

(2) 再生可能エネルギーの開発と利用の推進

□ 現状と課題

低炭素社会の構築には、省エネルギー型の社会づくりや適切な森林の整備・保全を通じた森林吸収源対策を進めるとともに、風力や太陽光、太陽熱、バイオマス、地熱、水力など発電過程における二酸化炭素の排出が少なく、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すことが可能な再生可能エネルギーの利活用を進めることが重要です。

本県は風況に優れた風力発電の適地を豊富に有しており、風力発電の導入量は平成20年度末で277,100k wと全国第一位となっており、風力発電に関する高いポテンシャルを有しています。また、県南地域における太陽光発電の発電量は東京よりも大きいなど、太陽エネルギー利用についても高いポテンシャルを有している地域があり、太陽光発電・太陽熱利用の今後の普及拡大が見込まれています。

そのほか、木質バイオマス燃料や家畜排せつ物などのバイオマス資源、温泉熱・排湯熱、雪氷冷熱などのエネルギーにも恵まれており、本県は多様で豊富な再生可能エネルギーのポテンシャルを有している地域です。

また、これまで県内では、多様な再生可能エネルギーを組み合わせ安定した電力供給を行う「マイクログリッド^{*1}」の実証試験や全国に先駆けて蓄電池併設型風力発電所^{*2}の設置が行われるなど、我が国の環境・エネルギー分野のトップランナーとして先進的なプロジェクトが展開されています。

このような再生可能エネルギーのポテンシャルやこれまでのエネルギー分野における蓄積を踏まえて、県では、平成18年11月に「エネルギー産業振興戦略」を策定し、エネルギーの高度利用やエネルギー関連の先進的プロジェクトの具体化を通じて、我が国の持続可能な社会の先駆けとなることを目指してきたほか、「風力発電導入推進アクションプラン」（平成18年2月）、「地中熱利用推進ビジョン（平成20年2月）」、「太陽エネルギー活用推進アクションプラン（平成21年2月）」の策定・推進を通じて再生可能エネルギーの開発と利用を図ってきました。

本県の豊富な再生可能エネルギーの開発・利用とエネルギー利用の先進的なモデルプロジェクトの実施を通じて本県の低炭素社会づくりを進めるとともに、日本の低炭素社会づくりに貢献していくことが求められています。

※1 マイクログリッド…比較的規模が小さいエリアにおいて、太陽光、風力、バイオマスなどを地域特性を活かした複数の分散型電源を導入し、全体を制御・運用しながら、供給先の需要に合わせた運転を行うシステムのこと。地域で作り出した電力を地域で消費することが可能になる。

※2 蓄電池併設型風力発電…発電した電力を蓄え、気象条件にかかわらず安定した電力の供給を行うための蓄電池を併設した風力発電施設による発電のこと。

□ 施策の概要

- ① 風力、太陽光、太陽熱、雪氷熱、温泉熱や木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの活用をさらに進めます
- ② 再生可能エネルギーの活用に関する先進的プロジェクトの具体化など、本県の豊かな再生可能エネルギーポテンシャルの活用により、日本の低炭素社会づくりへの貢献を進めます。

□ 施策の展開方向

- ① 太陽光発電など太陽光利用に関するポテンシャルや設置費用、補助制度、投資回収年数などについて情報提供を図るとともに、公共施設への導入を促進するなど、家庭や公共施設、事業所等への太陽エネルギー利用機器の普及を推進します。【エネルギー開発振興課】
- ② 風力発電の立地をさらに進めるため、蓄電池併設型風力発電やマイクログリッド型風力発電など系統連系安定化に関するモデルプロジェクトの実施を推進します。
【エネルギー開発振興課】
- ③ 地中熱を利用した暖冷房、融雪、給湯システムについて、実証導入と普及啓発事業を通じて、認知度の向上、導入効果の周知、関係各界の連携等を図ることにより、住宅や事業所の建設の際の一般的な選択肢とし、県内での自立的な普及拡大につなげていきます。
【エネルギー開発振興課】
- ④ 県内温泉地における温泉熱・排湯熱の地域利用システムモデルを構築するなど、温泉熱の有効活用を推進します。【エネルギー開発振興課】
- ⑤ 雪室りんごや雪の下人参、雪室低温貯蔵施設など雪を活用した付加価値の高い農産物貯蔵を推進するとともに、雪冷房システムの研究など雪氷熱の活用方策について研究を進めます。
【農林水産政策課、農産園芸課、エネルギー開発振興課】
- ⑥ 木質バイオマス燃料の活用を推進するため、ペレットボイラーやチップボイラー、ペレットストーブの普及を進めるとともに、林地残材やりんご剪定枝など農業、林業分野における未利用木質資源の有効活用に取り組みます。
【農林水産政策課、農産園芸課、林政課】
- ⑦ 下水汚泥等の燃料化、バイオエタノールやバイオコークス^{※3}などバイオ燃料に関する調査研究を推進します。【新産業創造課、監理課、都市計画課】
- ⑧ 海流発電による海洋エネルギー^{※4}の利用など、基礎研究段階にあるエネルギー利用の実用化に向けた調査研究に取り組みます。【エネルギー開発振興課】

※3 バイオコークス…植物系バイオマスを原料に製造されるバイオマス固形燃料の一種。近年、近畿大学等により製造技術が開発された。石炭コークスの代替燃料として製鉄や鑄造の工程等に利用でき、これらの分野の温室効果ガス排出削減に資すると期待されている。

※4 海洋エネルギー…潮汐、潮流、波浪及び海水の温度差などの海洋現象を利用したエネルギーのこと。現在では、潮の干満で流出入する海水によってタービンを回し発電する潮汐発電や、海岸線に寄せる波エネルギーを利用して発電を行う波力発電などが実験されている。

□ 各主体に期待される役割

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 再生可能エネルギーの活用に関する啓発 ◎ 公共施設における再生可能エネルギー利用機器の率先導入 ◎ 小水力発電やバイオマス発電など地域の再生可能エネルギーの開発
県 民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 太陽光発電システムや太陽熱温水器などの再生可能エネルギー利用機器の導入 ◎ BDF^{※5}の原料となる廃食用油の回収への協力
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 太陽光発電システムや太陽熱温水器、ペレットボイラー・チップボイラーなどの再生可能エネルギー利用機器の導入 ◎ BDFなどのバイオ燃料の利用
農 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 雪室りんごや雪下野菜、雪室低温貯蔵施設など農業における雪氷熱の利用 ◎ ペレットボイラーやチップボイラーの導入などの木質バイオマス燃料使用設備の導入
環境保全 団 体	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 再生可能エネルギーの活用に関する啓発 ◎ BDFなどのバイオ燃料の製造や原料となる廃食用油の回収
学校等の 教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 再生可能エネルギーの活用に関する環境教育・学習の推進
大学等の 研究機関	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 再生可能エネルギーの活用に関する研究開発

※5 BDF…Bio Diesel Fuel（バイオディーゼルフューエル）の略。廃食用油を精製して作られる軽油代替燃料のこと。硫黄酸化物をほとんど含まず、ディーゼル車の燃料として注目されている。燃費や走行性は軽油とほぼ同じで、軽油と混ぜて使用できる。最近では、ガソリンの代替燃料又は混合燃料として植物由来のバイオエタノールを活用していくための技術開発も進められている。

6 社会全体で環境配慮に取り組む人づくり・システムづくり

□ 現状と課題

特定の工場などが汚染源となるが多かった高度成長期の産業型公害に比べ、近年の都市・生活化型公害や地球温暖化問題では、一人ひとりの生活者やそれぞれの事業者が、被害者であると同時に加害者であるという特徴を併せもっています。

先人から引き継いできた本県の豊かな環境を保全し、さらに次世代に引き継ぐための取組は、一人ひとりの県民やそれぞれの事業者が、自らが環境保全の担い手であるとの自覚を持ち、ライフスタイルやビジネススタイルの変革を進めていくことが必要です。

そのためには、社会全体で環境配慮に取り組むための継続的な人づくりが重要であり、また、環境配慮に取り組む人や事業者が評価され、経済的にもメリットを享受できる仕組みを社会全体で作り上げていく必要があります。

(1) 環境配慮に取り組む人財の育成

- ① 環境について考え、環境配慮の取組を実践できる人財を育成するため、子どもから大人までを対象に、環境教育・学習の機会の充実を図ります。
- ② 環境保全活動や環境教育・学習の担い手となる中心的な人財の育成を推進します。

(2) 日常生活や事業活動に環境配慮を織り込む仕組みづくり

- ① 環境配慮による成果や環境負荷量の「見える化」の推進などを通じて、県民や事業所などによる環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルの実践を促進します。
- ② 事業所等による社会的責任に基づく環境保全の取組を推進します。
- ③ 経済的インセンティブの活用等により環境保全活動・環境配慮行動を促す仕組みづくりを推進します。

(3) 環境情報の提供と環境活動のネットワークづくり

- ① 地域の環境に関する情報や環境保全活動、環境保全団体に関する情報提供の充実を図ります。
- ② 地域の環境保全活動の中核となる環境NPOなどの団体の活動とネットワークづくりを推進します。

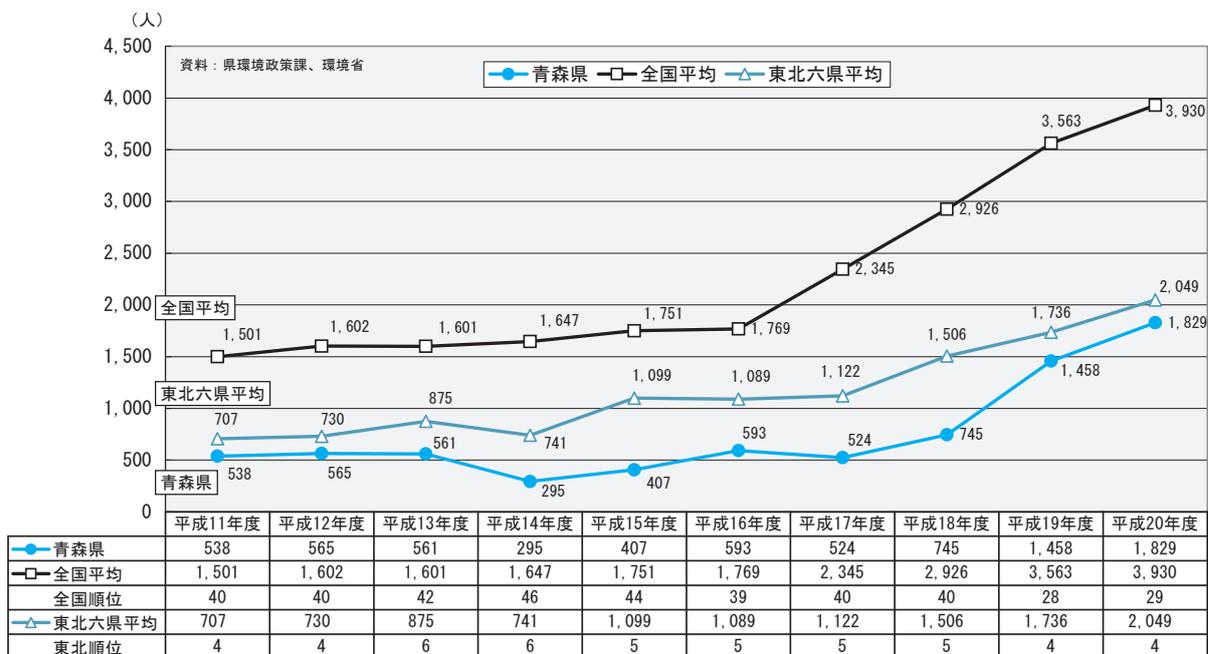
(4) 環境影響評価の推進

- ① 環境影響評価制度の適切な運用を通じて、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされるよう推進します。

□ モニタリング指標

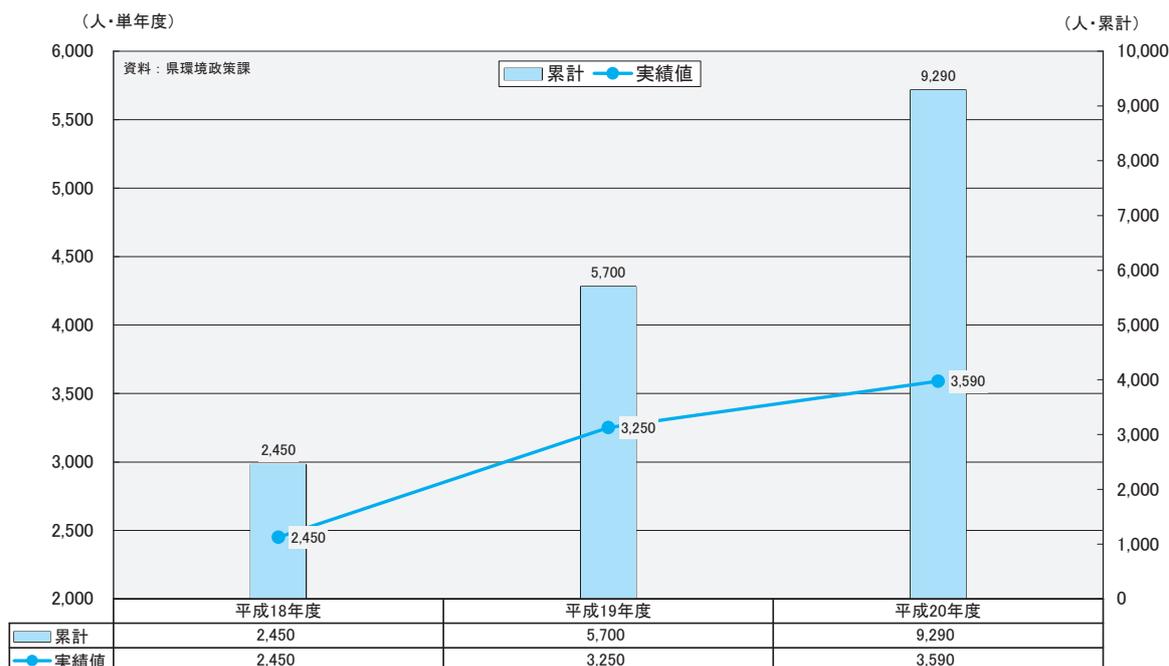
指標名	単位	指標の説明
こどもエコクラブ会員数	人	地域において子どもたちが自主的な環境学習や実践活動に取り組む環境活動クラブである「こどもエコクラブ」に登録している子どもの数を表す指標です。

こどもエコクラブ会員数



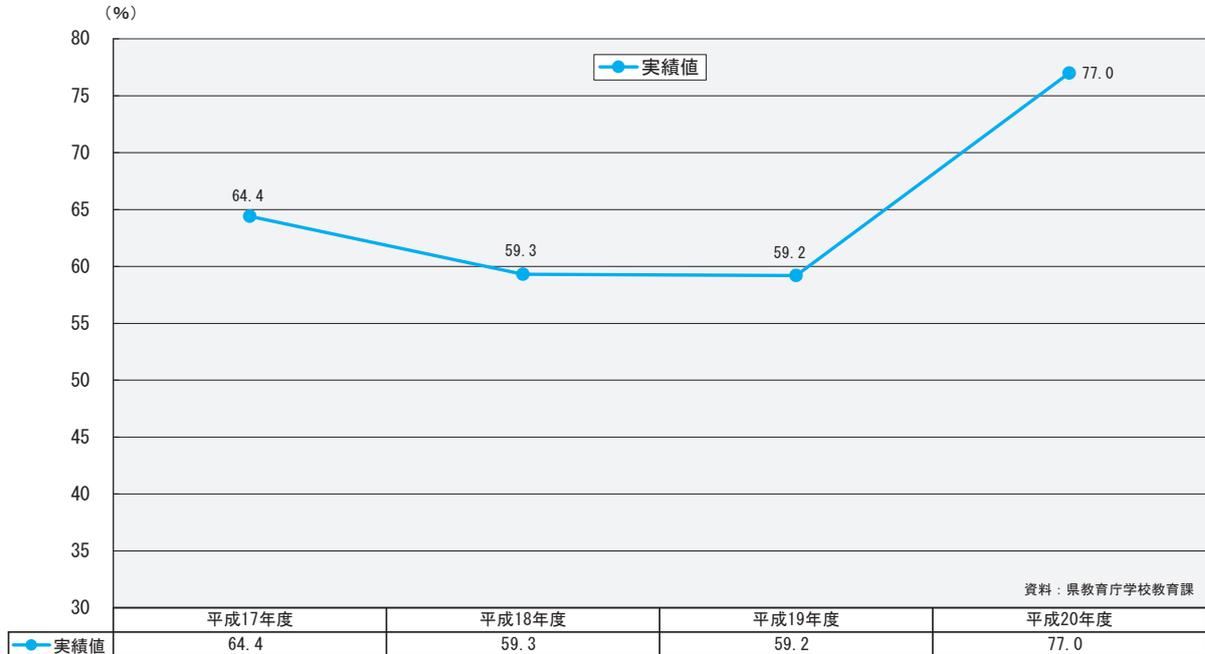
指標名	単位	指標の説明
環境出前講座参加者数	人	県が作成した環境教育プログラムにより、学校や地域等で実施する「環境教育出前講座」に参加した県民の数を示す指標です。

環境出前講座参加者数



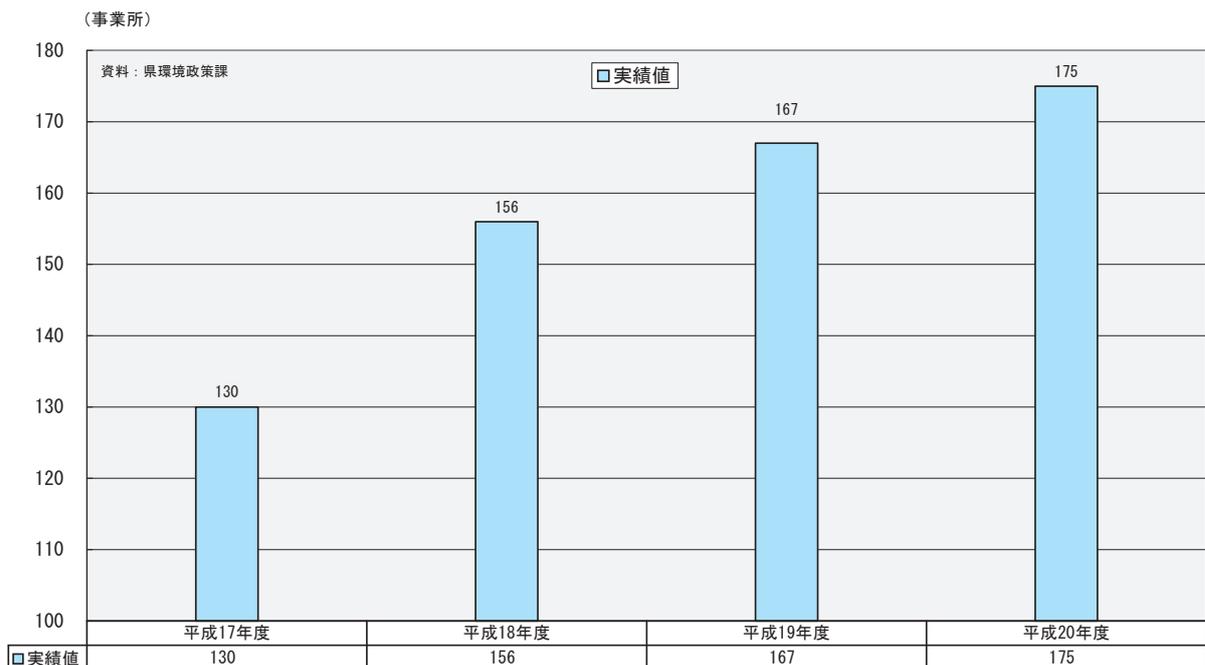
指標名	単位	指標の説明
総合的な学習の時間で環境をテーマとした学習活動を行っている小中学校の割合	%	総合的な学習の時間において「環境」をテーマとした学習活動を行っている小中学校の割合です。

総合的な学習の時間で環境をテーマとした学習活動を行っている小中学校の割合



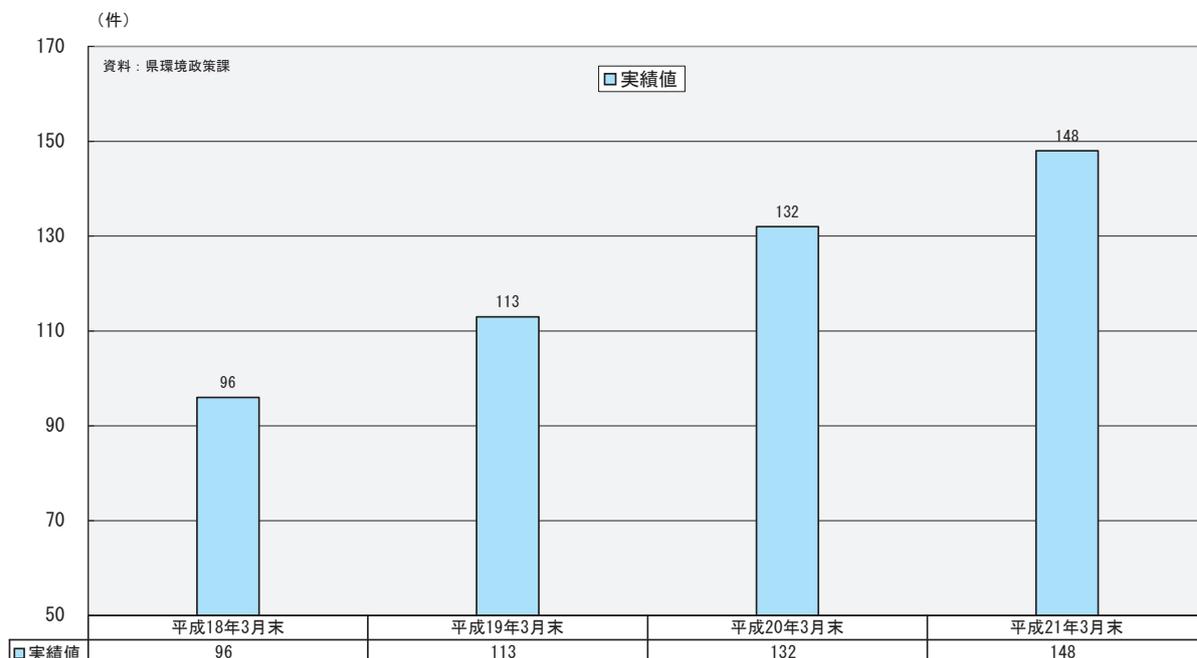
指標名	単位	指標の説明
環境マネジメントシステム導入組織数	事業所	環境マネジメントシステム（ISO14001、EA21、KES（AES）など）を導入している県内の事業所数です。

環境マネジメントシステム導入組織数



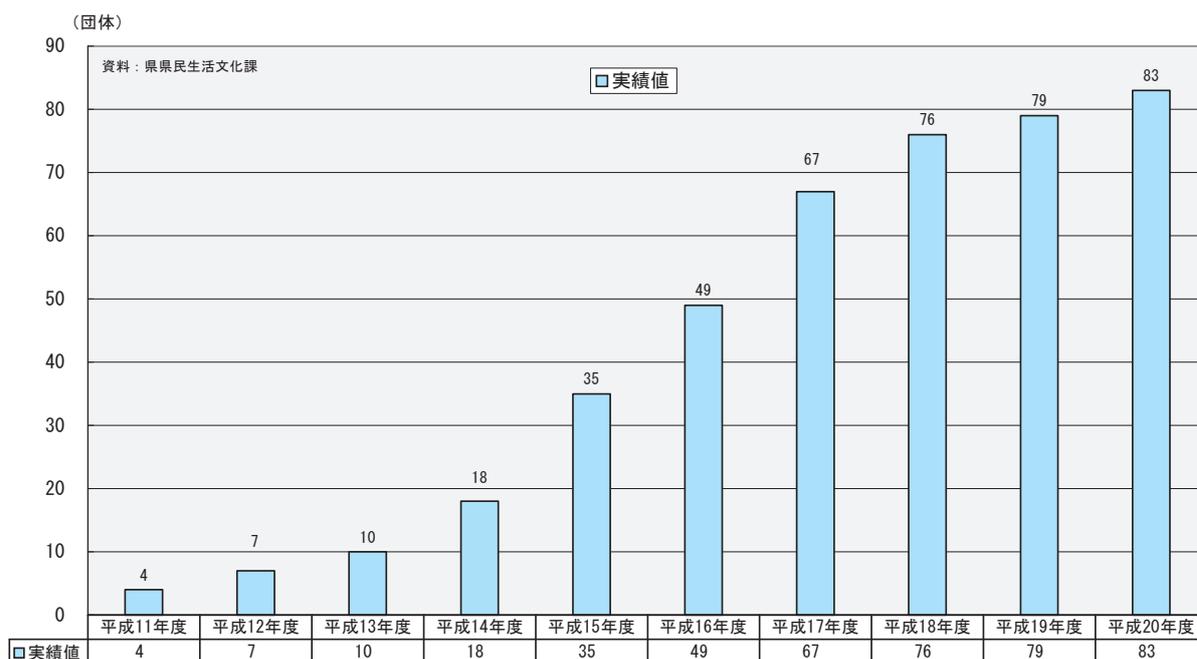
指標名	単位	指標の説明
地球にやさしい青森県推進事業所登録数	件	「地球にやさしい青森県推進事業所」（環境に配慮した取組を実践している事業所）制度に登録している事業所数です。

地球にやさしい青森県推進事業所登録数



指標名	単位	指標の説明
環境の保全を図る活動を行うNPO法人の数	団体	特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、知事が認証したNPO法人のうち、法人の定款に記載されている特定非営利活動の内容に「環境の保全を図る活動」が含まれている法人の数

環境の保全を図る活動を行うNPO法人の数



(1) 環境配慮に取り組む人財の育成

□ 現状と課題

家庭ごみの増加、地球温暖化などの今日の環境問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式が大きな要因となっており、その解決には、一人ひとりの県民が日常生活を見直し、環境への負荷が少ないライフスタイルに転換していく必要があります。

そのためには、私たち自身が、環境の中で生き、その恵みを受けて生活していることを実感し、私たちの行動に伴う環境負荷が地域や地球の環境に影響を及ぼしていることを理解する必要があります。また、こうした実感や理解を基に、環境問題の本質や取組の方法を自ら考え、環境配慮の取組を実践していくことのできる人財を育成していくことが重要であり、そのためには環境教育・学習の取組を推進することが必要です。

県では、平成18年3月に青森県環境教育・学習基本方針を策定するなど、様々な主体との連携による環境教育・学習の取組を推進しています。

これまで、小学校を対象とした環境出前講座を開催してきたほか、環境教育プログラムの開発、こどもエコクラブの育成などに取り組んできましたが、環境配慮の環がさらに広がっていくよう、今後は、子どもから大人までを対象とした幅広い環境教育・学習の取組を進めていく必要があります。また、地域において自主的な環境教育・学習活動が実施されるよう、人財の発掘と育成に取り組んでいく必要があります。

□ 施策の概要

- ① 環境について考え、環境配慮の取組を実践できる人財を育成するため、子どもから大人までを対象に、環境教育・学習の機会の充実を図ります。
- ② 環境保全活動や環境教育・学習の担い手となる中心的な人財の育成を推進します。

□ 施策の展開方向

- ① 児童生徒の学習段階に応じたプログラムや親子向けプログラムなどを活用した学校や児童館、健全育成団体、イベントに参加した親子など多様な主体を対象とする環境出前講座の実施などにより、省エネルギーや3Rの推進など環境にやさしいライフスタイルを実践できる人財の育成を推進します。【環境政策課】
- ② 事業所による地域住民や子ども向けの環境教育・学習活動を推進するとともに、事業所や職場単位での環境学習活動を推進するため、「出前トーク」により講師を派遣するなどの支援に努めます。【環境政策課】
- ③ 生物多様性の重要性について県民に理解を深めてもらうため、学校や家庭、地域における、生きもの調査や水質調査などの体験型の自然環境教育活動を推進します。

【自然保護課、学校教育課、生涯学習課】

- ④ 自然環境教育と省エネルギーや3Rに関する環境教育を統合的に行う機会づくりに努めるなど、低炭素社会づくり、循環型社会づくり、自然共生社会づくりに総合的に取り組むことが出来る人財の育成を図ります。【環境政策課、自然保護課】
- ⑤ 出前講座の開催等を通じて、青森・岩手県境不法投棄事案に対する県民の理解を深め、環境保全に対する意識向上を図ります。【県境再生対策室】
- ⑥ リサイクル活動や生きもの調査など、地域において子どもたちが自主的な環境学習や実践活動に取り組む環境活動クラブである「こどもエコクラブ^{*1}」の結成、活動を促進するとともに、身近な活動支援者となるこどもエコクラブサポーターの育成を図ります。
【環境政策課】
- ⑦ 学校などが行う環境教育・学習活動に活用可能なプログラムや教材の整備に努めます。
【環境政策課、学校教育課】
- ⑧ 県総合学校教育センターにおける研修等を通じて、教員の環境教育に係る資質の向上に努めます。【学校教育課】
- ⑨ 「環境マイスター^{*2}」など環境教育・学習に関する専門的知識と経験を有する人財の育成と地域の環境教育・学習活動への活用を推進するとともに、地域が自主的・自立的に行う環境教育・学習活動の担い手となる人財の発掘・育成を進めます。【環境政策課】

※1 こどもエコクラブ…地域における子どもたちの主体的な環境学習や活動を支援するため、国が平成7年度に創設した制度。幼児から高校生までの数人のメンバーと大人のサポーターでグループをつくり、こどもエコクラブ全国事務局に登録する。

※2 環境マイスター…環境について学びたいという県民に、幅広い環境問題について分かりやすくアドバイスする専門家として県が養成し、認定した人財で、現在、25名が認定されている。

各種団体や職場等からの依頼を受けて、地球環境問題や水環境、公害、リサイクル、省資源・省エネルギー、自然保護など環境保全活動に関する講演会・講習会、ワークショップなどにおける講師などとして活動している。

□ 各主体に期待される役割

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 環境教育・学習活動の機会や場の提供 ◎ 地域の環境保全をテーマとした出前講座等の実施 ◎ 地域の環境教育・学習活動を担う人財の発掘
県民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域で行われる環境教育・学習活動への参加 ◎ 環境教育・学習活動で学んだこと的家庭内での共有と実践
事業者・団体	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 事業所や職場、地域単位による環境出前講座などを利用した環境教育・学習活動への取組 ◎ 事業所や地域における環境保全活動の中心となる人財の育成
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 事業者の環境技術や事業活動における環境保全の取組を活用した地域の児童・生徒等に対する環境教育・学習機会の提供
環境保全団体	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 環境教育・学習活動機会の提供 ◎ 県や市町村、事業者等が行う環境教育・学習活動への支援
学校等の教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 環境出前講座の利用などによる環境教育・学習活動の推進 ◎ 児童・生徒の自主的な環境保全活動の推進



県立自然ふれあいセンターの日曜観察会

(2) 日常生活や事業活動に環境配慮を織り込む仕組みづくり

□ 現状と課題

今日の環境問題は、私たちの日常生活や事業活動が大きな要因となっていることから、一人ひとりの県民や各事業者が、日常生活や事業活動を見直し、環境への負荷が少ないライフスタイル・ビジネススタイルに転換していく必要があります。

私たちのライフスタイルやビジネススタイルを変えていくためには、自分たちの行動が環境にどの程度の影響を与えているのかを把握し、さらに行動の変化による成果を知る「見える化」の取組が重要です。

また、環境配慮への取組を一層促進していくためには、環境配慮の取組を社会的・経済的に評価していくことが重要であり、環境配慮に取り組む事業者の製品やサービスを優先的に購入・利用する取組を進めるなど、県民や事業者の環境配慮を誘引する取組などを通じて、日常生活や事業活動に環境配慮が織り込まれていく仕組みづくりを進めていく必要があります。

□ 施策の概要

- ① 環境配慮による成果や環境負荷量の「見える化」の推進などを通じて、県民や事業所などによる環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルの実践を促進します。
- ② 事業所等による社会的責任に基づく環境保全の取組を推進します。
- ③ 経済的インセンティブの活用等により環境保全活動・環境配慮行動を促す仕組みづくりを推進します。

□ 施策の展開方向

- ① 環境家計簿や省エネナビの利用による二酸化炭素の排出量・削減量の「見える化」の取組の普及などにより、家庭における省エネルギー活動を推進します。【環境政策課】
- ② カーボンフットプリント制度^{*1}やフードマイレージ^{*2}に関する情報提供を推進し、製造や流通、販売の過程を通じて環境負荷の少ない商品・サービスを選択する環境づくりを進めます。【環境政策課】
- ③ 二酸化炭素排出量・削減量の大きさを平易に理解できるよう、身近な事柄を例とする分かりやすい情報提供に努めます。【環境政策課】
- ④ カーボン・オフセット^{*3}の考え方や取組の普及を通じて、県民や事業者等による温室効果ガスの排出削減の取組を推進します。【環境政策課】
- ⑤ 環境負荷低減に資する製品・サービスを調達するグリーン購入への率先的な取組を通じて、県民や事業者等によるグリーン購入の取組を推進します。【環境政策課】
- ⑥ 事業者の事業活動から生ずる環境負荷の低減に向け、ISO14001、エコアクション21、KES(AES)などの環境マネジメントシステム^{*4}や環境会計^{*5}の導入・運用を推進します。【環境政策課】

⑦ 環境に配慮した取組を実践している事業所を登録・公表する「地球にやさしい青森県推進事業所」登録制度の運用を通じて事業所による環境配慮の取組を推進するとともに、環境会計や環境マネジメントシステムなど高度な取組を実施している事業所を「プレミアム地球にやさしい青森県推進事業所」に位置付けるなどして、事業者の取組の高度化を推進します。

【環境政策課】

⑧ 環境マネジメントシステム導入事業者等のネットワーク組織の運営を支援するとともに、ネットワーク組織をプラットフォームとして、マテリアルフローコスト会計^{※6}などの先進的な環境配慮の取組のモデル的な導入と普及を図ります。【環境政策課】

⑨ 事業者等に対する生物多様性民間参画ガイドラインの普及に努めます。【自然保護課】

⑩ グリーン電力^{※7}(熱^{※8})証書制度やオフセット・クレジット制度^{※9}、国内クレジット制度^{※10}など、再生可能エネルギーの創出、温室効果ガスの削減プロジェクトに資金が還流する仕組みについての周知と制度の利用を推進します。

【環境政策課、商工政策課、農林水産政策課、林政課、エネルギー開発振興課】

⑪ 県内金融機関等との連携強化を図り、県民や事業者等の環境保全に資する取組を金融面から支える環境金融^{※11}の取組についての研究を進めます。【環境政策課】

- ※1 カーボンフットプリント制度…カーボンフットプリントとは、直訳すると「炭素の足跡」。我々が購入・消費している全ての商品・サービスが作られてから捨てられるまでの各過程で排出された「温室効果ガスの量」を合算し、それをCO₂排出量に換算して分かりやすく表示すること。カーボンフットプリントは、CO₂排出量の「見える化」の一つの手段として、期待が高まっている。
- ※2 フードマイレージ…食料の(=food) 輸送距離(=mileage)という意味。輸入相手国別の食料輸入量重量×輸出国までの輸送距離を表す。食品の生産地と消費地が近ければフード・マイレージは小さくなり、遠くから食料を運んでくると大きくなる。産地と消費地が遠くなると輸送にかかわるエネルギーがより多く必要となり、地球環境に大きな負荷を掛けることになる。
- ※3 カーボン・オフセット…日常生活や経済活動において避けることができないCO₂等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方のこと。
- ※4 環境マネジメントシステム…企業などの事業組織が法令などの規制基準を遵守することにとどまらず、自主的・積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行し、評価・点検する作業が一連の手続きとしてシステム化されたものをいう。国際規格として「ISO14001」が定められているほか、中小事業者向けの国内規格として環境省の「エコアクション21」、地域独自のシステムである「KES(AES)」などが運用されている。国内規格の環境マネジメントシステムは、導入・運用コストが相対的に安価とされている。
- ※5 環境会計…事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を可能な限り定量的(金額又は数量)に測定し、伝達する仕組みのこと。企業によって測定方法が異なり、統一された基準はないが、環境省がガイドラインを作成し、企業による環境会計の導入を促進している。
- ※6 マテリアルフローコスト会計…製造プロセスにおける資源やエネルギーのロスに着目して、そのロスに投入した材料費、加工費、設備償却費などを“負の製品のコスト”として、総合的にコスト評価を行なう原価計算、分析の手法。マテリアルフローコスト会計を使って分析、検討されるコストダウン課題は、省資源や省エネにもつながっていくとされている。
- ※7 グリーン電力…風力、太陽、バイオマス、水力など、温室効果ガスや有害ガスの排出が少なく、環境への負荷が小さい自然エネルギーにより発電された電気のこと、又はそのような電気を選んで購入できるプログラムのこと。電気としての価値に加え、環境価値部分を評価して追加料金を払うことで、市場で競争力を持たせ、再生可能エネルギーを普及させようとする考え方に基づいている。
- ※8 グリーン熱…バイオマス燃料や太陽熱、雪氷熱など自然由来の熱エネルギーのことで、グリーン電力の「熱」版の考え方。
- ※9 オフセット・クレジット制度…海外におけるプロジェクトにより実現された二酸化炭素の排出削減・吸収量を国連が認証する「京都メカニズムクレジット」に対して、国内におけるプロジェクトにより実現された温室効果ガス排出削減・吸収量をクレジット(排出枠)として認証する制度。オフセット・クレジット制度により認証されたクレジットは、主にカーボン・オフセットの取組に用いられる。

※10 国内クレジット制度…大企業の資金・技術により中小企業が排出を削減した場合、当該大企業がその削減量を自らの削減分として自主行動計画等に反映させるしくみ。中小企業の排出削減量を国内クレジットとして認証し、大企業が中小企業からクレジットを購入することにより、排出量取引が行われる。

※11 環境金融…個人や企業等の環境配慮行動を促進する金融機関による自主的な取組を指す。近年、国内外の金融機関により、環境に配慮した取組を行う個人や事業者向けに、高い預金金利を設定した金融商品や低い貸出利息を設定したローンが開発されるなどしており、企業や個人の環境配慮行動を金融面でサポートする取組が広がっている。

□ 各主体に期待される役割

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 製造から流通、販売、廃棄などの一連の過程における環境負荷の少ない商品・サービスの優先購入・利用 ◎ 入札等において環境配慮や環境保全に積極的に取り組んでいる事業者を評価する仕組みの導入 ◎ 環境マネジメントシステムの率先導入
県 民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 環境家計簿の作成や省エネナビの設置による家庭からの二酸化炭素排出量の把握 ◎ 製造から流通、販売、廃棄などの一連の過程における環境負荷の少ない商品・サービスの優先購入・利用 ◎ 環境配慮や環境保全に積極的に取り組んでいる事業者の商品やサービスの優先購入・利用 ◎ カーボン・オフセットの取組を通じた温室効果ガスの排出削減
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 事業活動に伴う温室効果ガス排出量の把握 ◎ 製造から流通、販売、廃棄などの一連の過程における環境負荷の少ない商品・サービスの優先購入・利用 ◎ 環境配慮や環境保全に積極的に取り組んでいる事業者の商品やサービスの優先購入・利用 ◎ 事業規模や事業形態等に適した環境マネジメントシステムの導入 ◎ 環境会計の導入や環境報告書^{※12}の作成 ◎ 「地球にやさしい青森県推進事業所」制度への登録 ◎ 生物多様性に配慮した事業活動の実施 ◎ カーボン・オフセットの取組を通じた温室効果ガスの排出削減 ◎ 国内クレジット制度を活用した温室効果ガスの排出削減活動の実施 ◎ オフセット・クレジット制度を活用した排出クレジットの獲得・販売
環境保全 団 体	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 事業所が行う環境保全活動への助言・支援 ◎ 環境マネジメントシステム導入による効果の啓発や導入支援

※12 環境報告書…企業などの事業者が、経営責任者の緒言、環境保全に関する方針・目標・計画、環境マネジメントに関する状況（環境マネジメントシステム、法規制遵守、環境保全技術開発等）、環境負荷の低減に向けた取組の状況（CO₂排出量の削減、廃棄物の排出抑制等）等について取りまとめ、名称や報告を発信する媒体を問わず、定期的に公表するもの。

(3) 環境情報の提供と環境活動のネットワークづくり

□ 現状と課題

県民や事業者などの環境問題に対する理解を深め、環境に配慮した自主的な取組を促進していくためには、多様な情報が整理され、わかりやすく提供されることが重要です。

また、環境問題への関心が高まる中で、県民や事業者等から、環境保全に関する制度や施策をはじめ、様々な環境情報の提供を求められるようになっており、正確な情報を迅速に提供していくことが求められています。

県では、これまでもホームページや広報紙、メールマガジン^{※1}などを通じて、様々な環境情報を提供してきましたが、環境については対象となる分野が広く、複数の部局や多くの行政機関により多様な取組が行われているため、情報が点在してしまいがちなことが課題となっています。

このため、環境に関する情報を体系的に収集・整備し、一元的に提供するとともに、できるだけ分かりやすく伝えていくことが求められています。

また、県内では、環境保全に自主的に取り組む団体が徐々に増加しており、地域の環境保全活動を進める上で重要な役割を担っている団体も存在しています。

一方で、各団体間の連携・情報共有が十分に進んでいない地域もあり、海岸清掃など同種の活動が、同じ時期に、同じ地区で計画されるなどの齟齬が生じている場合もあります。

環境保全に自主的に取り組む団体間や行政とのパートナーシップを形成するためのネットワークづくりを引き続き進めていく必要があります。

※1 メールマガジン…自治体や政府、企業や個人などが、特定の読者に向けて電子メールで定期的に情報を配信するもの。略して「メルマガ」ともいう。青森県では、エコライフ情報や環境イベント等の情報を掲載した「あおり地球クラブメールマガジン」を毎月1回、登録会員向けに配信している。

□ 施策の概要

- ① 地域の環境に関する情報や環境保全活動、環境保全団体に関する情報提供の充実を図ります。
- ② 地域の環境保全活動の中核となる環境NPOなどの団体の活動とネットワークづくりを推進します。

□ 施策の展開方向

- ① ホームページを通じて地域の環境の現状に関する情報や環境保全に関する制度・施策に関する情報等の提供を進めるとともに、県民にとって分かりやすく、利用しやすいホームページの作成に努めます。【環境政策課】
- ② 環境保全活動を担う人財や団体に関する情報の整理、一元的な提供に努めます。

【環境政策課】

- ③ 環境教育・学習や環境保全活動に関するイベント等の情報収集、提供に努め、県民の参加促進を図ります。【環境政策課】
- ④ 環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルを実践するための具体的な取組方策や取組事例、環境教育プログラム、各種普及啓発資料等をホームページ等の各種媒体を活用して提供していきます。【環境政策課】
- ⑤ 環境NPOや行政、事業者等が参加する情報交換会を開催するなどして、環境保全に関するネットワークづくりを推進します。【環境政策課】
- ⑥ NPOの活動を支援するため、NPOの適正な運営に関する研修機会や情報の提供に努めます。【県民生活文化課、環境政策課】

□ **各主体に期待される役割**

市町村等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域の環境に関する情報の収集・公表 ◎ 環境教育・学習活動や環境保全活動に関する情報の収集・提供
県民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域の環境に関する情報の収集 ◎ 環境教育・学習活動や環境保全活動に関する情報の収集と活動への参加 ◎ 環境NPOなど地域の環境保全活動に取り組む団体への参加
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 環境NPOなど地域の環境保全活動に取り組む団体への支援
環境保全団体	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 環境教育・学習活動や環境保全活動に関する情報発信 ◎ 環境保全に関する活動方針や組織、運営形態などに関する情報の公開 ◎ 環境配慮や環境保全活動に関する他の団体・主体とのネットワークづくり ◎ 県や市町村等が開催する研修機会等への積極的な参加



環境活動表彰・発表・交流会の「環境活動わいわい会議」

(4) 環境影響評価の推進

□ 現状と課題

私たちの回りでは、道路整備や河川工事、工場の立地・稼働、廃棄物処理施設の設置及び土地区画整理など、様々な工事や事業、開発行為が行われています。

これらの工事や事業などは、私たちの生活に利便性や快適さをもたらし、また、地域経済の活力を生み出しますが、一方で大気汚染や水質汚濁、騒音・振動、悪臭などの発生により、地域の生活環境や生態系などに大きな影響を与える場合があります。

環境影響評価（環境アセスメント^{※1}）は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業について、その実施前に、事業者自らが環境影響を調査・予測・評価することを通じ、環境保全対策を検討するなど、その事業を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みです。

本県においては、平成9年4月に青森県環境影響評価要綱を施行し、環境影響評価を実施してきましたが、平成11年6月の環境影響評価法の施行を契機に環境影響評価を事業者の法的義務とするとともに、住民関与の機会を拡大するなど制度の見直しを行い、廃棄物処理施設やゴルフ場を含む19の事業を対象とする青森県環境影響評価条例を平成12年6月から施行しています。

環境影響評価については、社会経済情勢の変化や新たな環境課題を踏まえた適切な対応が求められることから、環境影響評価に関する技術的な情報の提供や審査技術の向上のための取組を進めていく必要があります。

※1 環境アセスメント…開発事業の実施により公害の発生、自然環境の破壊など環境保全に重大な支障をもたらすことのないように、当該開発事業が環境に及ぼす影響を事前に調査、予測及び評価を行うこと。

□ 施策の概要

- ① 環境影響評価制度の適切な運用を通じて、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされるよう推進します。

□ 施策の展開方向

- ① 環境影響評価制度の適正運用を図るとともに、環境影響評価に関する技術的情報や実施状況に関する情報提供を進めます。【環境政策課】
- ② 環境への影響の解析や予測手法などの審査技術の向上のための取組を推進します。
【環境政策課】
- ③ 環境影響評価に関する情報収集と科学的知見の蓄積を進めます。【環境政策課】
- ④ 環境影響評価制度の調査研究を進め、必要に応じて技術指針などの見直しを適切に実施します。【環境政策課】
- ⑤ 事業の計画策定段階における新たな環境アセスメント制度（戦略的環境アセスメント）について情報収集を進めます。【環境政策課】

□ 各主体に期待される役割

市町村等	◎ 環境影響評価方法書、準備書に対する環境保全上の意見の提出
県 民	◎ 環境影響評価方法書、準備書に対する環境保全上の意見の提出
事 業 者	◎ 環境影響評価条例などの関係法令に基づく適切な手続と環境保全についての適正な配慮

第5章 計画の推進に当たっての県の重点施策

1 世界自然遺産白神山地の保全・活用と自然共生社会づくり

世界自然遺産白神山地は、原始的なブナ天然林が分布している地域であり、多数の貴重な動植物が確認されるなど、学術的にも重要な地域で、世界遺産条約に則って厳正に保護し、次世代に継承していく必要があります。

一方、県民アンケート調査では、県民の自然環境に関する保全活動や学習活動への参加意欲は低迷しており、県民共通の財産である世界自然遺産白神山地の適切な保全と利用を通じて、自然保護思想の普及と県内各地における自然環境保全活動への参加を促していく必要があります。

また、白神山地以外にも広く存在する本県の豊かな自然環境との共生を進めるため、貴重な生態系を有する里地里山の保全の重要性の理解や環境負荷を低減しながら自然とふれあう取組、多くの動植物が生息する森林の整備・保全活動への多様な主体の参画を推進していく必要があります。

(1) 白神山地保全・活用推進プロジェクト

- ・白神山地への入山者のマナー向上のための普及啓発の推進
- ・白神山地ビジターセンターや十二湖エコ・ミュージアムセンターなどの利用を通じた自然体験・自然観察活動の推進
- ・白神山地の自然と文化を体験する「白神エコツアーリズム」の推進

(2) あおもり自然共生社会推進プロジェクト

- ・生物多様性の保全を進めるうえでの里地里山の重要性についての県民理解の促進
- ・奥入瀬エコツアーリズムプロジェクトなどの環境負荷を低減しながら自然とふれあう取組の推進
- ・青森県レッドデータブックの活用等による希少野生生物についての県民理解の促進と希少野生生物保護の推進
- ・森林環境教育や県民参加の植林活動、企業による森林整備・保全活動などを通じた森林づくりに対する多様な主体の参画推進

2 「もったいない (MOTTAINAI)」の意識で取り組む循環型社会づくり

廃棄物の適正処理やリサイクルの問題に対する県民の関心は高く、県民アンケート調査では、「廃棄物の適正処理やリサイクル、不法投棄の問題」に「非常に関心がある」又は「関心がある」と答えた県民の割合は、87.8%に上っています。

本県のごみ（一般廃棄物）の排出量は、全国的には依然として下位にあるものの、生活系ごみの1人1日あたりの排出量は全国値を下回っており、全国値を大きく上回る事業系ごみの排出量が、県全体のごみの排出量を押し上げている面があります。

県民アンケート調査でも、ごみの排出抑制やリサイクルなどの県民の3Rに対する取組は全国と比較しても取組が進んでいるとの結果が出ていますが、県内事業者の環境保全に関する取組の関心度は全国と比べると低いという結果が出ています。

これらのことから、3Rへの高い取組意欲を持つ県民を中心に取組の環を広げていく、県民総参加型の運動を展開し、多くの県民・事業者の参加と実践を促していく必要があります。

また、取組に対する負担感を感じる事業者があることから、事業者間の協働による3Rの取組を普及するとともに、環境保全の取組を評価する仕組みの充実などが必要です。

(1) 県民総参加型3R推進プロジェクト

- ・ 県民が自らライフスタイルを見直し、ごみ減量に取り組む契機とするための「レジ袋無料配布取り止め（有料化）」の取組の推進
- ・ 県民や事業者が自らの取組内容を宣言する「もったいない・あおもりエコライフ宣言」の登録者・登録事業者の拡大
- ・ 「もったいない・あおもり県民運動」推進組織の構成団体である市町村や業界団体、各種団体等の取組内容をまとめたアクションプログラムの推進
- ・ 県民や事業者、市町村等が取り組むことが望まれる統一的な行動基準「もったいない・あおもりルール」の設定・提唱による3Rの取組推進

(2) ごみ減量・循環型経営システム推進プロジェクト

- ・ オフィス町内会方式による古紙リサイクルシステムの普及
- ・ 県内事業者の事業規模や事業形態に適した環境マネジメントシステムの導入支援
- ・ 環境に配慮した取組を実践している事業所を登録・公表する「地球にやさしい青森県推進事業所」登録制度の普及と制度の充実
- ・ 事業所や職場単位で行う環境学習活動への講師派遣などによる支援
- ・ 各種媒体を活用した環境に配慮したビジネススタイルを実践するための具体的な取組方策等に関する情報提供の推進

3 未来を守る低炭素社会づくり

地球温暖化問題（低炭素型の社会システムづくり）は、世界的にも重要課題ですが、県民アンケート調査でも、「地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球環境問題」に「非常に関心がある」又は「関心がある」と答えた県民は85.6%と県民の高い関心を集めている問題です。

本県の二酸化炭素の排出状況を見ると、中小事業所や民生（家庭・業務）部門及び運輸部門からの排出量の増加が多くなっていますが、自動車への依存度が高い本県の交通事情を考慮すると、中小事業所や民生（家庭・業務）部門の取組を優先的に進めていく必要があります。

このため、省エネルギー性能の高い機器や住宅、設備の導入と太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー利用機器の導入を進めていくほか、全国と比べて環境保全に関する取組の関心度が低い本県の事業者の取組を促すため、経営改善にも資する省エネルギー対策の推進と事業者の環境保全の取組を評価する仕組みの充実が必要です。

また、日本の低炭素社会づくりにも貢献していくため、再生可能エネルギーに関する豊富なポテンシャルを活かしたモデルプロジェクトの実施や成果の発信、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車などの次世代自動車の利用モデルの発信を進めます。

（1）省エネ・再エネ導入推進プロジェクト

＜住宅の省エネルギー化の推進＞

- ・省エネリフォームによる省エネルギー効果に関する情報提供の充実
- ・省エネルギー住宅ガイドラインの作成

＜省エネ機器・再エネ機器の導入促進＞

- ・家庭生活の省エネルギー化に資する製品、サービスに係る情報の総合的な提供の推進
- ・太陽光発電システムの導入方法や設置コスト、投資回収年数などを示したガイドラインの作成

（2）低炭素型経営システム推進プロジェクト

＜中小事業者の省エネルギーの推進＞

- ・工場や事業場に対する省エネルギー診断の利用・普及の促進
- ・制度金融などの事業者向け融資制度の活用を通じた工場や事業場、農家、林業者、漁業者への省エネルギー性能の高い機器や設備の導入推進
- ・県内事業者の事業規模や事業形態に適した環境マネジメントシステムの導入支援

＜事業者の環境保全の取組を評価する仕組みの充実＞

- ・環境に配慮した取組を実践している事業所を登録・公表する「地球にやさしい青森県推進事業所」登録制度の普及と制度の充実

（3）エネルギー先進的利用モデル実証・発信プロジェクト

- ・蓄電池併設型風力発電やマイクログリッド型風力発電など系統連系安定化に関するモデルプロジェクトの推進
- ・電気自動車やプラグインハイブリッド自動車などの次世代自動車の利用モデルの発信

4 あおもりの豊かな環境を守り・創る人財の育成

持続可能な地域社会づくりには、一人ひとりの県民が自らの日常生活を見直し、環境への負荷が少ないライフスタイルに転換していくことが必要です。そして、行動の変革は、私たち自身が環境の中で生き、その恵みで生活していることを実感し、私たちの行動に伴う環境負荷が、地域の環境や地球環境に大きな影響を及ぼしていることを理解することによって促されることから、環境教育・学習の推進が重要となります。

県民アンケート調査において、「ライフスタイルの変革には、小さい頃からの意識付けが重要であり、また、周囲の大人への影響も大きい」との意見が多く寄せられたとおり、生活習慣が身につけていない子どもの頃から、学習段階に応じた適切な環境教育を行うことが必要です。

また、ライフスタイルの転換は、経済社会活動の主な担い手である大人が率先して行うべきものですが、大人が環境学習活動に参加する機会は限られているのが実情です。一方、事業所や職場単位での潜在的な環境学習ニーズがあることから、行政が持つノウハウや情報等の活用により事業所や職場単位での環境学習を支援することが必要です。

このほか、地域の環境教育・学習活動が自主的、自立的に展開されていくための担い手となる人財の発掘・育成や環境配慮の環を広げるための適切な情報提供と各主体間のパートナーシップを推進するためのネットワークづくりが必要です。

(1) 多様な主体が参加する環境教育・学習推進プロジェクト

- ・学校や児童館、健全育成団体、イベントに参加した親子など多様な主体を対象とする環境出前講座の実施による環境にやさしいライフスタイルを实践できる人財の育成
- ・事業所や職場単位で行う環境学習活動への講師派遣などによる支援
- ・学校や家庭、地域における体験型の自然環境教育活動の推進
- ・地域の自主的・自立的な環境教育・学習活動を担う人財発掘と育成の推進

(2) 環境配慮の環を広げるパートナーシップ推進プロジェクト

- ・各種媒体を活用した地域環境・地球環境に関する情報や環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルを实践するための具体的な取組方策等に関する情報提供の推進
- ・環境教育・学習や環境保全活動に関するイベント等の情報の収集・提供の推進
- ・環境NPOや行政、事業者間のパートナーシップを推進するネットワークづくり

第6章 開発事業等における環境配慮指針

1 開発事業等における環境配慮の考え方

2 環境配慮指針

- (1) 構想・計画地選定段階**
- (2) 土地の改変などの敷地整備や建築・建設段階**
- (3) 操業や日常利用段階**
- (4) 事業の終了・廃業段階**

第6章 開発事業等における環境配慮指針

1 開発事業等における環境配慮の考え方

現在、県内においても、道路などの社会資本の整備をはじめ、私たちの生活に快適さや利便性をもたらす各種の地域開発事業が実施されていますが、開発による環境への影響も懸念されています。

開発と環境保全は、いずれか一方が優先するものではなく、環境と経済が調和し、持続可能な社会の形成に向けて、社会基盤の整備を核とした地域振興と豊かな自然環境などの保全を通じた地域づくりがバランスよく適切に進められていくことが必要です。

本県の豊かで美しい自然環境や歴史的・文化的環境を保全し、これらをより良好な地域環境として創造し、次世代へ引き継いでいくためには、環境に大きな影響を及ぼすおそれがある開発や立地の構想・計画策定時から、開発終了後の土地利用までのあらゆる段階において、環境への負荷をできる限り最小限にとどめる配慮と対応が必要です。

このため、開発事業等における環境配慮指針として、開発事業等の構想や計画立案、事業の実施に当たって事前に環境に配慮すべき基本的な事項などについて、次の区分により示すものです。

- (1) 構想・計画地選定段階
- (2) 土地の改変などの敷地整備や建築・建設段階
- (3) 操業や日常利用段階
- (4) 事業の終了・廃業段階

2 環境配慮指針

(1) 構想・計画地選定段階

① 自然環境の保全への配慮

ア 水循環・水環境への配慮

- ・源流域や水道水源、名水などの湧水、湿原、滝、溪谷、池沼などの良好な自然環境とその周辺での開発はできるだけ避ける。
- ・河川、海域及びその周辺の水環境が有する水質浄化機能や植生、野生動植物の生息・生育環境の保全に配慮する。
- ・湖沼、池、湾などの閉鎖性水域の後背流域における水質の汚濁負荷を増大させるような大規模な自然改変や開発を行う場合は、水域への影響に十分配慮する。
- ・水辺空間や散策路など、住民が水辺とふれあえる場所の確保や創出に努める。

イ 緑地・森林への配慮

- ・自然環境保全地域、緑地保全地域、自然公園での事業の実施に当たっては、関係法令を遵守し、優れた自然環境や自然景観の保全に十分配慮する。
- ・保安林指定区域での森林や樹木の伐採は、法令を遵守し、地形改変などは必要最小限にとどめるようにする。
- ・原生的な森林や自然植生、特定植物群落などの良好な自然環境や希少な植生の生育地及びその周辺地での開発はできるだけ避ける。
- ・地域の自然環境を良好な状態で維持・形成している森林や樹林などの緑地の保全に努める。
- ・森林や樹林等が有する水源かん養機能などの多面的機能の保全と向上に努める。
- ・防風林及び屋敷林などの森林や樹林地が有する防災や気候緩和機能の保全に努め、機能増進の観点から連続した緩衝緑地帯の創造に配慮する。
- ・事業計画地内の自然林や自然植生、希少な植物群落の保全に配慮するとともに、残存緑地や公園などとして適切に保全し、森林や樹林地は混交林^{※1}、複層林化に努める。
- ・湿地や水辺、森林、草原、海浜などを野生動植物の生息・生育環境と一体的に保全するように努める。
- ・道路や大規模施設などの整備に当たっては、連続する樹林地や緑地などの自然環境の分断防止などに配慮する。
- ・特異な地形や地質、自然現象などの自然景観資源については、地域らしさを構成する環境資源として保全し、適切な活用を努めるとともに、その周辺地での開発はできるだけ避ける。

※1 混交林 … 広葉樹と針葉樹など、性質の異なる2種類以上の樹種から構成される森林。様々な樹種で構成されることから、そこに棲む生物も多様性に富む。

- ・観光レクリエーション開発などの面的開発事業の実施に当たっては、林地内での転圧や踏圧などによる雨水等の不浸透化、下草や落葉・落枝の除去などによる生物の生息・生育環境への影響が生じないようにする。
- ・計画地内に良好な自然景観がある場所では、残存緑地や公園などとして保全や活用に努め、地域住民への開放などにも配慮する。
- ・優れた自然景観の眺望の阻害や眺望施設などからの自然景観への影響が生じないように十分配慮する。

ウ 身近な自然環境への配慮

- ・里山などの樹林地や緑地の保全に配慮し、市街地や居住空間、観光レクリエーションの場に近い斜面緑地の保全や眺望の確保などに努める。
- ・里山など日常生活にかかわりのある農林地や水辺における希少な野生動植物の生息・生育地、繁殖地の保全に配慮する。
- ・希少な野生動植物の生息・生育地及び繁殖地周辺での大規模開発や自然改変は避け、身近に自然とふれあえる場として活用できるように努める。
- ・農林産物の生産や水源かん養、景観保全、小動物の生息など、里地里山が有している多面的機能の保全に努める。
- ・小動物などの生息の場となっている里地里山の農林地や小川、用水路、河川・河川敷、水田の畦畔などの自然的環境との連続性に配慮する。
- ・地域の人々が古くから親しんできた水辺やなぎさなど、身近な自然空間の保全と創出に努める。

エ 生物多様性の確保への配慮

- ・鳥獣保護区内での事業の実施に当たっては、法令等を遵守し、野生動植物の生息・生育環境の適切な保全と向上に努める。
- ・事業計画地の選定に当たっては、希少な野生動植物の生息・生育地及びその周辺地域での開発はできるだけ避ける。
- ・野生動植物の生息・生育地となる流域や水域単位での水環境の保全に配慮する。
- ・野生動植物の生息・生育地や繁殖地などに流入する水域における自然改変や事業の実施はできるだけ避け、水環境や表土、植生などを一体とした自然環境の保全に配慮する。
- ・森林や草原、湿原、水辺の植生など、野生動植物の生息・生育環境の分断はできるだけ避ける。
- ・道路などの交通施設の整備に当たっては、希少野生動植物の生息・生育地の迂回や野生動物の移動空間の分断防止などに配慮する。
- ・生物の生息・繁殖や連続した移動環境の場となる河川、湖沼、池、湿地などの自然環境の保全に配慮する。

- ・自然海岸や海浜、干潟・藻場、沿岸等の淡水と海水が混じり合う汽水域などでの自然環境や野生動植物の生息・生育環境の保全に努める。
- ・事業の実施に伴う潮流の変化など、地域の環境や海域の生態系への影響の防止に十分配慮する。

オ 温泉への配慮

- ・過剰揚湯による温泉資源の枯渇やゆう出量の減少など、周辺の源泉及び自然環境への影響防止に努める。
- ・温泉排水による河川や水辺などの水質汚濁等の防止に努める。
- ・温泉施設等からの眺望の保全に配慮する。
- ・観光・保養施設である温泉地とその周辺の自然環境及び景観への影響の防止に努める。

② 大気、水及び土壌等の生活環境への配慮

ア 大気環境への配慮

- ・土地の改変や埋立てによる大気の流れの変化などが生じやすい地域での大規模な改変はできるだけ避ける。
- ・廃熱や粉じん、排ガスなどを大量に発生したり、有害化学物質を使用するような事業の実施はできるだけ避ける。
- ・盆地など大気の流れが滞りやすい地域では、廃熱や粉じん、排ガスなどが大量に発生しやすい事業の実施はできるだけ避ける。
- ・道路などの整備に当たっては、自動車の排ガスによる動植物の生息・生育環境への影響や自然景観への影響が生じないよう十分に配慮する。
- ・住宅地や教育・文化施設、福祉・厚生・医療施設の周辺における畜産施設の整備など、悪臭の発生源となりやすい事業の実施はできるだけ避ける。
- ・悪臭が発生しやすい事業を実施する場合は、防臭設備の設置や製造加工工程の改良など適切な対策に努める。

イ 水環境への配慮

- ・水源の上流域における有害物質などの使用や貯留を伴う事業の実施は避ける。
- ・有害物質の地下浸透や流出防止に十分な安全対策を講ずる。
- ・自然環境の改変に伴う土砂流出の防止や施設からの排水及び雨水排水の水質浄化対策に努める。

ウ 騒音・振動の防止への配慮

- ・住宅や工業用地の混在化の抑制など、騒音公害の未然防止に努める。
- ・住宅地や教育・文化施設、福祉・厚生・医療施設、交通量の多い道路沿線の周辺では、騒音や振動などを発生しやすい事業の実施をできるだけ避ける。
- ・道路等の交通施設のルートを選定等に当たっては、騒音・振動などの交通公害の未然防止や交通安全対策の推進に配慮する。
- ・物資の大量輸送や自動車交通量の増大などを伴う事業の実施に当たっては、交通渋滞の発生しやすい地域や住宅地等への車両の乗り入れ・通過等の抑制に努め、通勤者の公共交通機関利用や大量輸送手段の活用、輸送時間調整などに配慮する。

エ 地盤環境への配慮

- ・地盤が軟弱な地域では、大量の地下水の揚水を伴う事業はできるだけ避ける。
- ・地盤が軟弱な地域では、荷重が大きい構造物の設置や大規模な盛土を伴う事業の実施をできるだけ避け、十分な地盤沈下防止対策に努める。

③ 資源循環や廃棄物の適正処理への配慮

- ・開発事業等に伴って発生が見込まれる廃棄物の性状を踏まえ、発生抑制、減量化、再使用及び再生利用などに努める。
- ・開発事業等に伴って発生した廃棄物の処理を委託する場合は、周辺の廃棄物処理業者やリサイクル事業者などの状況などを適切に把握し、できるだけ再生利用に努める。
- ・構想の策定段階から、事業の実施に伴って発生する廃棄物の処理に必要な費用負担を見込むなど、事業の実施後における廃棄物の適正処理の確保に努める。

④ 快適環境への配慮

ア 身近にふれあえる緑や水辺の保全と創造への配慮

- ・野生動植物の生息・生育地などは、その生息・生育に影響を及ぼさないよう、緑地や公園、身近な自然環境とのふれあいの場として適切に活用できるように配慮する。
- ・湧水や清流、巨樹・巨木林、自然海岸など、地域の自然環境を形成している水辺や地形、植生などの保全に努める。
- ・河川やせせらぎ、水路、池などの水辺の植生や樹林、樹木等の保全と適切な活用に配慮する。
- ・屋敷林や防風林、並木、生け垣などの身近にある緑資源が有する気象緩和や防災、景観保全などの多面的機能の保全と向上に努める。
- ・事業計画地内や周辺地の緑化により、連続する生物の移動環境や生息・生育地、繁殖地の確保と創出に努める。
- ・農林地の有する環境浄化や公害緩和機能などの保全と活用に配慮し、農林地の集団性が確保されるよう努める。
- ・水辺空間や散策路など、住民が水辺とふれあえる場所の確保や創出に努める。

イ 良好な景観への配慮

- ・湧水、清流、巨樹・巨木林、自然海岸、史跡・名勝、天然記念物、歴史的建造物など、地域の景観を形成している自然環境や歴史的・文化的環境の保全に努める。
- ・主要道路等の沿線からの眺望の確保や農林地などの緑地景観の保全に配慮する。
- ・地域の景観形成に関する協定などに配慮した事業の推進に努める。

ウ 歴史的・文化的環境への配慮

- ・文化財などの歴史的・文化的遺産やその周辺に影響を与えないよう適切な土地利用に努める。
- ・道路などの整備に当たっては、排ガスや騒音、通過交通の振動などによって、文化財等に影響を与えないよう適切なルート選定や緩衝緑地などの確保に努める。
- ・史跡・名勝や天然記念物、歴史的建造物、町並みなどへの眺望の確保と周辺地の景観の保全に配慮する。
- ・歴史的・文化的遺産の周辺地域での建築物や建造物の設置に当たっては、これらの遺産の視界的妨げや連続性の分断などの防止に努める。
- ・祭り、行事、民俗芸能等の実施場所や街道周辺での開発や整備に当たっては、祭りなどの実施やその雰囲気などに影響を与えないような空間の確保・提供と建築物等のデザインなどに配慮する。
- ・歴史的・文化的遺産と一体的に地域の環境を形成している水辺や地形、植生などの自然環境の保全と適切な活用に配慮し、地域の歴史的・文化的環境の保全に努める。
- ・地域の生活に密着し親しまれてきた巨樹・巨木林、石垣、地蔵尊など身近な歴史的・文化的素材の保護と適切な活用に努める。
- ・埋蔵文化財は可能な限り現状で保存することが望ましいものであり、周知の埋蔵文化財包蔵地^{※1}内で開発事業を計画するに当たっては、その適切な保存に努める。
- ・歴史的な築堤や護岸、船着き場など、水辺が有する歴史的・文化的環境の保全に配慮し、環境教育の場などとして活用できる親水空間の創出に努める。

⑤ 地球環境への配慮

- ・開発事業等の内容が大量のエネルギー消費を伴うものである場合には、太陽光（熱）、風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムなどの導入・活用に努める。
- ・開発事業等の内容が大量の廃熱や温排水などを伴うものである場合には、周辺地域の施設の熱源や温水などとして有効利用できるように努める。
- ・開発事業等の内容が窒素酸化物などを排出するものである場合には、その排出抑制に努め、周辺の自然環境や生活環境などへの影響が生じないように配慮する。

※1 周知の埋蔵文化財包蔵地 … 埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地のこと。遺跡。

(2) 土地の改変などの敷地整備や建築・建設段階

① 土地・植生の改変（造成、敷地整備）段階での環境配慮

ア 農林地等の緑地や植生の改変に係る環境配慮

- ・ 改変計画地内に生育する希少種や貴重種、巨樹・巨木林、自然植生、湿原、景観木・花木などを良好な環境資源としてとらえ、その保全に努めるとともに、改変せざるを得ない場合には、改変区域内の植栽空間などへの移植に配慮する。また、移植に当たっては、表土の保全と一体的な生育環境の保全に配慮する。
- ・ 残存緑地や樹木・樹林などの周縁の植生の保全と確保に配慮する。
- ・ 植生の改変や農林地等の緑地の改変に当たっては、植生や緑地が持つ水源かん養、表土保全、災害防止などの多面的機能の保全に努めるとともに、適切な植栽や緑化などの代替措置に努める。
- ・ 間伐などによって発生した林地残材の有効利用や計画地内緑地などにおける小動物の生息場所への活用などに努める。
- ・ 冬期や豪雨・長雨の時期には、表土保全や表土流出防止などの観点から、大規模な樹木の伐採や地表植物の改変などをできるだけ避ける。
- ・ 人工林の伐採に当たっては、水源かん養や表土保全、大気浄化などの多面的機能の維持・増進に配慮するとともに、生物の生息・生育環境の確保等の観点から特に必要な場所については落葉広葉樹林等の育成など、混交林、複層林化に努める。

イ 地形や地盤の改変に係る環境配慮

- ・ 地形の改変に当たっては、自然地形を生かすように工夫し、できるだけ改変規模の低減に努めるとともに、地形が果たしてきた水資源保全、気候調節、景観形成などの役割に配慮し、それらへの影響の低減に努める。
- ・ 地形の改変に当たっては、表土の保全と活用に配慮し、表土の一時貯留と保育、計画地内での公園や緑地などの植栽空間への活用に努める。
- ・ 表土の露出放置による土ぼこりなどの影響をできるだけ低減するよう努める。
- ・ 地形の改変に伴う土砂流出による河川や湖沼、海等の水質汚濁の防止や適切な沈泥池や緑地などの緩衝地の確保、地表面の露出放置の防止と早急な植栽や緑化対策などに努める。
- ・ 表土の流出防止や土砂災害防止のため、雪解け時期や豪雨・長雨の時期における地形改変や表土の露出放置などはできるだけ避ける。
- ・ 埋蔵文化財包蔵地である場合は、その土地の保護・保全に配慮する。
- ・ 野外レクリエーション施設の整備、農地や草地開発等の実施に当たっては、できるだけ自然地形を活用した利用計画とし、地域の自然景観や自然環境の保全に配慮する。
- ・ 流通団地や工業団地、大規模ニュータウン等の大規模造成工事の実施に当たっては、小区画ごとに順次実施し、造成地の安定と緑地や植栽の育成に努める。

- ・造成などにより、大規模な法面や擁壁が生じないように十分配慮するとともに、緑化等の擁壁等の多自然型工法などに努める。
- ・地盤や岩盤の掘削などを行う場合には、地下水脈や地下水の流動経路の分断や遮断に十分配慮し、湧水や地下水の保全に努める。
- ・地盤の掘削、軟弱地盤地での地盤安定化のための地下水の排水、流路の遮断、地盤凝固剤の注入などを行う場合には、周辺地域での地盤沈下や地下水汚染などの防止に配慮する。
- ・盛土や埋土を行う場合には、搬入する土砂の性状などに十分配慮し、地下水汚染物質などが含まれる土砂等の使用を避けるとともに、地下水や環境汚染の防止に努める。

ウ 水系や水辺の変更に係る環境配慮

- ・尾根筋などの分水界^{※1}や源流域の改変はできるだけ避け、改変する場合でも、極力自然地形を生かすように配慮する。
- ・河道^{※2}の変更や新水路の設置を行う場合には、下流での流況や自然環境への影響に配慮する。
- ・地域の水循環を保全するため、河道からの地下浸透機能や伏流水の確保及び保全に適切に配慮した護岸や河床の整備に努める。
- ・伏流水等の流動や自然排水など自然状態での水循環の保全や用水の確保等に努める。
- ・道路等の整備に当たっては、トンネル化やオープンカット^{※3}などに伴う伏流水や地下水の保全と流路の分断防止に努める。
- ・水辺の自然環境の分断防止に努め、連続性の確保と創出に配慮する。
- ・水辺の自然環境や緑地の保全と浄化機能の向上、流水や落水の有する水質浄化機能などの保全に努める。
- ・瀬や淵、落水、河川敷など、多様な河川環境を持つ水環境の再生や創出に努め、魚類などの野生生物の生息・生育環境の保全と創造に努める。
- ・堰や堤防、落差工などの設置により河川流路を遮断する場合は、魚類などの水生生物の遡上や移動を妨げないよう魚道の設置などに努める。
- ・地域の自然や河川環境に適した多自然川づくりなどにより、身近に自然とふれあえる場の確保に努めるとともに、橋梁などの設置に当たっては、地域の景観に配慮する。
- ・ダムなどの大規模な水面を持った池や湖沼を造成する場合には、流量や水質、河川の水温や周辺気温の変化、土砂の流出など、地域の自然環境への影響に配慮する。
- ・水位の変動に伴う湖岸の侵食、表土の露出など、生態系や自然景観への影響に配慮する。

※1 分水界 … 異なる水系の境界線

※2 河道 … 河川の水が常に流れている部分のこと。

※3 オープンカット … 地表面から直接掘削する工法のこと。

- ・多様な湖岸環境の保全と創出、中州や浮島などの造成により、水辺の自然環境の向上や水質浄化などに努める。
- ・埋立てなどの水面開発や養殖施設の設置などを行う場合は、水質汚濁の防止に配慮し、地域の良好な水辺景観の保全に配慮する。
- ・大規模施設などの建築に当たっては、水辺からの景観に十分配慮した建築物の配置やデザインなどの工夫に努める。

エ 海域環境の変更に係る環境配慮

- ・海岸などの護岸整備を行う場合は、沿岸域の自然環境の分断防止に努め、多自然型工法等の活用により自然の連続性や親水性の確保に努める。
- ・海岸や海域環境の変更に伴う潮流の変化など海象^{*1}条件の変化による海域生態系への影響防止に努める。
- ・埋立てや干拓、堤防の設置やしゅんせつなどによる土砂や底質の自然環境への流出、潮流の変化による沿岸の侵食や堆積作用の変化など、海象条件の変化による海域生態系や水質への影響の防止に努める。
- ・海岸線の変更、防波堤や消波ブロックなどを設置する場合は、海岸景観の保全と地域景観との調和に配慮する。

オ 敷地整備段階での重機の使用に係る環境配慮

- ・植生の伐採、地形や地盤の改変などを行う場合の重機の使用に伴う排ガスや騒音・振動が周辺の生活環境や野生動物の生息環境に及ぼす影響の防止に努める。
- ・低騒音・防振機器の活用、遮音壁などの設置、野生動物の繁殖時期における重機の使用抑制などに努める。
- ・重機による地形改変などを行う場合は、適切な散水などにより土ぼこりの発生防止に努める。

カ 土砂等の搬出・搬入に係る環境配慮

- ・土地の改変などを行う場合は、地域内から地域外への土砂の搬出入の抑制に努める。
- ・表土や植物を他地域へ搬出する場合は、搬入地での生態系への影響に十分配慮する。
- ・搬入する土砂などに含まれる土壌汚染物質の有無を確認するなど、改変地域及び周辺地域の地下水や土壌への影響の防止に努める。

キ 廃棄物処理等への配慮

- ・地形改変等に伴って発生する抜根などは適正に処理する。
- ・建築物等の解体に伴う建設廃材などはできるだけリサイクルに努め、リサイクルできない廃棄物は適正に処理する。

※1 海象 … 強風、潮流など海洋における自然現象の総称。

② 建造物等の設置、建築・建設段階での環境配慮

ア 道路（車歩道）、雨水排水路の設置に係る環境配慮

- ・道路などの整備に伴う野生動物の繁殖地と生息地との移動空間の分断を避けるように配慮し、適切な生物移動空間の確保と創出に努める。
- ・野生動物のれき死の防止のため、その横断環境の創出などに努める。
- ・側溝や排水路に落ちた野生動物がはい上られるような側壁の工夫に努める。
- ・道路等の整備に当たっては、大気が停滞しやすい地域などにおける自動車の通過や交通渋滞などに伴う排ガスの多量発生防止と、排ガスの緩和や浄化のための緑地帯の確保に努める。
- ・道路などの整備に当たっては、高盛土や高架等による景観の分断や大規模法面の発生などをできるだけ抑え、適切な緑化などによる景観の保全に努める。
- ・道路などの整備に当たっては、沿道における景観資源や眺望地点、水辺や海浜等への進入空間の確保に努めるとともに、電線類の地中化や適切な緑化などに配慮した良好な景観の形成に努める。
- ・道路などの整備に当たっては、夜間等における光害の防止、照り返しなどの防止に配慮した街路樹の設置や沿道の樹木、緑地の保全などに努める。
- ・高架道路などの整備に当たっては、日照障害や電波障害などの防止に努める。

イ 基礎や地下建造物の建設に係る環境配慮

- ・基礎や地下建造物の建設等に当たっては、計画地及び周辺の地盤条件を十分に調査し、水道、電気、ガス等のライフラインの切断や破壊の未然防止に努める。
- ・大規模な基礎や地下空間利用などの地下建造物の建設に当たっては、地下帯水層の分断防止や排水などによる周辺地域の地下水位の低下の防止などに努める。
- ・地下空間の建設やその利用に当たっては、浸水や地盤の陥没などの防止、避難経路の確保などに努める。
- ・ライフラインを地下に埋設する場合は、地盤の振動や沈下、液状化等に伴うラインの分断などによる災害の未然防止に努める。

ウ 低層建築物の建設に係る環境配慮

- ・建築物周辺において、まとまりがあり、連続した緑地の確保など、敷地の緑化や屋上緑化などに配慮し、野鳥や昆虫など身近な野生生物の生息・生育や移動環境の創出に配慮する。
- ・主要道路等の沿線で建築物を建設する場合は、景観の眺望の確保に努める。
- ・地域の景観を形成する環境資源が計画地内や計画地に隣接して分布する場合は、施設や建築物の配置、建物のデザイン等の工夫に配慮し、周辺地からの眺望の確保、建造物等による視覚的遮へい防止に努める。

- ・都市部において、高密度な低層建築物を建設する場合は、建造物やアスファルト舗装、表土の転圧等による地表面の不浸透域化の防止や地下浸透対策など地下水のかん養機能の維持や向上に配慮する。
- ・宅地開発など低層建築物群を建設する場合は、宅地内や住宅間にまとまりのある連続した緑地の創出などにより快適な居住空間の確保に努める。
- ・地盤が軟弱な場所では、盛土や建築物の荷重などによる地盤沈下への影響について十分配慮する。

エ 高層建築物・大規模施設等の建設に係る環境配慮

- ・計画地内や周辺地の緑地保全や緑化、食餌植物^{※1}の植栽などに配慮し、生物の生息・生育や移動環境の確保、誘導など、野鳥や昆虫などの身近な生物とのふれあいの場の確保と創出に努める。
- ・地下水かん養域での建設に当たっては、建造物や舗装等による地表面の不浸透域化に十分配慮し、建築物周辺での適切な雨水の地下浸透緑地の確保に努める。
- ・高層建築物の建設に伴い確保されるオープンスペース等については、周辺地域と一体となった自然環境の保全と緑化などに努め、緑地の地域住民への開放や地域の自然環境の向上に配慮する。
- ・主要道路等の沿線での大規模な建造物の建設による景観の眺望の遮へい防止に努める。
- ・地域の景観を形成する自然環境資源が計画地内や計画地に隣接している場合、周辺地からの眺望の確保に努め、建造物などによる視覚的遮へいの防止に配慮するとともに、文化財などの歴史的・文化的資源からの眺望や景観の保全に配慮する。
- ・高層建築物や大規模施設などの建設に伴って発生する、いわゆるビル風の防止や地域の良好な風道などの保全に努める。
- ・高層建築物等の建設に伴う日照障害や電波障害などの防止に努める。
- ・地盤が軟弱な場所では、盛土や建築物の荷重などによる地盤沈下への影響について十分配慮する。

オ 高架構造物の建設に係る環境配慮

- ・送電線や鉄塔などの高架建造物を建設する場合は、地域の地盤・気象などの自然環境や景観について十分な調査を行い、自然環境の保全や災害防止に配慮したルートを選定に努めるとともに、周辺地域における日照障害や電波障害などの防止に努める。
- ・橋梁などを建設する場合は、周辺の景観に配慮するとともに、基礎の設置等に伴う水辺環境や自然環境の保全に努める。

※1 食餌植物 … 鳥や昆虫などが餌として食べる花や葉、果実などの植物のこと。

カ 海底・海中建造物の設置や建設に係る環境配慮

- ・海底や海中建造物の建設に当たっては、海流等への影響、底質のかくはんなどによる水質汚濁や海洋生態系への影響に十分配慮し、海域環境の保全に努める。
- ・底質が軟弱な場所での荷重が大きい建造物の設置や土砂の埋立て等に当たっては、地盤沈下などによる影響について配慮する。

(3) 操業や日常利用段階

① 交通量の増大に係る環境配慮

- ・交通量の増大による交通渋滞の防止や交通公害の低減、交通安全対策に努める。
- ・沿道の緑化や緑地帯の創出、ゆとりある横断施設などの確保に努める。
- ・生活道路と通過用道路との分離などによって宅地内の道路等における通過交通を抑制・調整し、通過交通用道路の沿道における緑化や緑地帯の確保に努めるなど、快適な居住環境の確保や交通安全対策の充実に配慮する。
- ・敷地内への通過交通の乗り入れ制限や速度制限をはじめ、通過交通用道路や沿道の緑地帯の確保など、交通公害の緩和に配慮する。
- ・施設内における自転車利用など、交通手段による環境負荷の軽減に努める。
- ・従業員の自家用車通勤の自粛や公共交通機関の活用など、交通渋滞や自動車等による環境汚染の軽減に努める。

② 大規模駐車場等に係る環境配慮

- ・適正な進出入路の確保などにより駐車場への出入口で交通渋滞が生じないように配慮する。また、駐車待機道の確保、駐車施設案内掲示板の設置などに努める。
- ・駐車場周辺や駐車場内の緑化や植栽に努め、周辺からの景観の保全や駐車車両などの遮へいなどに配慮する。

③ 雨水や地表水の貯水や排水に係る環境配慮

- ・ダムや貯水池などの管理に当たっては、水位の変化に伴う湖岸の侵食等の防止対策に配慮し、適切な緑化や水辺景観、自然環境の保全と育成に努める。
- ・ダムなどの後背流域における森林の保全や人工林の混交林、複層林化などにより、水源かん養機能の維持増進、土砂等の流出防止や堆砂の軽減に努める。
- ・雨水の流出調整池の管理に当たっては、護岸等の多自然化や水辺の緑化を図り、生物の生息・生育環境の確保に配慮するとともに、適切な水量調整などにより、河川の適正水量の維持や水質の浄化などに努める。
- ・湖沼や池などの閉鎖性水域に雨水や地表水を直接排水する場合は、施設内からの環境汚染物質の流出などによる水質汚濁や富栄養化の防止に努める。
- ・農地開発等に伴う排水路の管理に当たっては、河川・湖沼などに農薬や肥料等を含む排水が直接流入しないように沈泥や浄化の機能を有した池を確保するなど、水質の浄化に努める。

④ 水資源利用に係る環境配慮

- ・水資源の有効利用や節水など水資源の保全に配慮し、施設等における水の再利用システムや雨水利用システムなど、水の循環利用が可能となるような設備の導入に努める。

- ・地下水の揚水などを行う場合は、周辺地域での地下水位の低下や地盤沈下等の防止に十分配慮する。

⑤ 産業排水に係る環境配慮

- ・産業排水は適正に処理するとともに、循環利用による排水量の低減や高度処理による汚濁負荷量の低減などに努める。
- ・環境汚染物質等について、漏洩や流出などの防止と適正管理に努めるとともに、地下水かん養域や水道水源上流域などでの地下水汚染物質の発生や利用を伴う事業の実施は避ける。

⑥ 肥料や飼料、農薬などに係る環境配慮

- ・肥料や飼料、農薬などの散布に当たっては、生態系への影響や地下水汚染、水質汚濁などの防止に努める。
- ・養殖場等で給餌を行う場合は、湖沼などの閉鎖性水域における水質汚濁の防止や生態系の保全に配慮し、適切な給餌に努める。ただし、陸奥湾においては湾口部のごく一部を除いて給餌養殖を行わないこととしている。
- ・ゴルフ場等において芝生の管理などを行う場合は、農薬の適正使用に努めるとともに、公共用水域への影響が生じないように配慮する。
- ・居住地や野生動植物の生息・生育環境周辺における除草剤や殺虫剤などの農薬の散布はできるだけ避ける。

⑦ 大気汚染物質や粉じん等の発生に係る環境配慮

- ・燃料の燃焼などに伴う大気汚染物質の発生を極力抑制できる施設や設備の導入に努めるとともに、燃料及び原料の転換や製造工程の改良などによる地域の大気汚染の緩和に配慮する。
- ・大気汚染物質の発生を伴う施設では、周辺の緑化対策や緩衝緑地の育成と管理などに努め、大気汚染の緩和に配慮する。
- ・敷地や施設周辺での表土の露出放置や粉じん等を発生しやすい物質の放置などを避け、貯留施設の整備により、粉じんなどの飛散の防止に努める。

⑧ 廃熱やエネルギーの大量使用に係る環境配慮

- ・施設やその周辺の緑化に努め、廃熱の大気への拡散防止に配慮するとともに、ヒートアイランド化の防止などに努める。
- ・大量の廃熱などを発生する施設を有する事業を実施する場合は、廃熱などの有効利用や周辺住宅・社会施設等の冷暖房、温水プール、施設園芸等の農業利用への活用などに配慮する。

⑨ 騒音・振動、悪臭等の発生に係る環境配慮

- ・防音・防振機器の導入、防音・防振技術の改良、新たな技術の開発や研究などにより、施設の操業等における騒音・振動の発生の防止に努める。
- ・製造・加工工程の改良や施設の密閉化、脱臭設備の設置・改善などにより、悪臭の発生防止に努める。
- ・周辺地での緩衝緑地帯の確保や創出により、騒音・振動、悪臭などの発生防止に努める。

⑩ 環境汚染物質の発生・貯蔵等に係る環境配慮

- ・各種環境汚染物質の発生や貯蔵などを伴う施設・設備の操業に当たっては、汚染物質の大気や河川、地下水、海域、土壌や農地、生物の生息・生育地などへの流出や漏洩の防止対策に努めるとともに、適正な汚染物質の管理に努める。
- ・危険物質の貯蔵や輸送に当たっては、爆発や漏洩などの防止に努め、貯蔵施設周辺では、災害の未然防止などの観点から十分な緑地やオープンスペースの確保と創出に努める。

⑪ 廃棄物の発生に係る環境配慮

- ・廃棄物の発生の少ない原料等の使用に努める。
- ・廃棄物の減量化、資源化やリサイクル等の積極的な推進に努める。
- ・廃棄物の保管、運搬、処分等の管理を徹底し、漏洩や流出、不法投棄などを防止する。
- ・過剰包装の抑制などに努める。
- ・製品等の長寿命化を図るとともに、使用後の資源化や廃棄物となった場合の処理の容易性などに配慮した製品の開発に努める。

(4) 事業の終了・廃業段階

① 施設の操業停止や廃業に伴う環境保全への配慮

ア 環境汚染の未然防止

- ・危険物や有害物、廃棄物などの撤去及び適正な処理に万全を期する。
- ・危険物や有害物などの保管等の状況を把握するとともに、廃業や操業停止後の継続的な維持管理や監視、速やかな対応ができるよう適切な体制の整備に努める。
- ・有害物質を使用している施設を廃止した場合には、その土地及び周辺の土壌調査を行うなど、土壌汚染の未然防止に努める。

イ 廃業施設等の安全管理

- ・危険物や有害物などの長期間の保管等は避けるとともに、それらの保管状況や土壌汚染、地下水汚染等の定期的なモニタリングに努め、環境汚染が判明した場合は速やかに改善策を講じる。
- ・老朽施設や建造物等の早期解体・処分などの安全対策に配慮する。
- ・施設と一体となって整備された植栽帯や調整池、護岸等の環境保全施設や防災施設などの適正な維持管理に努める。

ウ その他

- ・長期にわたる廃業施設などの放置は避け、適切な周辺緑化や植栽により地域景観の保全に努める。
- ・ごみの散乱や不法投棄の防止、ハエ、ゴキブリなどの衛生害虫の発生防止に努める。
- ・排水の垂れ流しの防止と排水施設の適切な維持管理に努める。
- ・周辺地域の環境を考慮した適切な跡地利用がなされるよう配慮する。
- ・自然地域における事業終了後の跡地整備は、その土地及び周辺の自然環境の復元や回復に努め、野生動植物の生息・生育環境をはじめとする環境保全機能の向上に配慮する。

② 建築物等施設の解体に伴う環境保全への配慮

- ・施設や建築物を解体する場合は、コンクリートや鉄骨・鉄筋、木材、建材などの分別に努め、再利用や有効利用に配慮するとともに、適正処理を徹底する。
- ・アスベストなどの有害物質の飛散・流出の防止や適正処理に万全の措置を講ずる。なお、昭和47年までに製造されたコンデンサーやトランスは、ほとんどに絶縁油としてPCB^{※1}が使用されていることから、特別管理産業廃棄物として適正に保管するとともに、法令に基づく保管等の状況報告を適切に行う。
- ・施設等の解体に伴う建築資材や廃材などの搬入や搬出に伴う自動車交通量の増大、交通渋滞などによる自動車公害防止や交通安全対策に努める。
- ・危険物や有害物質の貯留施設、埋設施設等の解体に当たっては、周辺地域への影響の未然防止や適正な災害の発生防止対策に努める。

③ 埋立て・造成等の事業終了に伴う環境保全への配慮

ア 環境汚染の未然防止

- ・埋立てに使用した土砂等の性状や量、場所（位置）などを記録・保存するように努める。
- ・事業が終了した土地の環境モニタリングに努めるとともに、汚染の拡大防止や速やかな措置を適切に講じることができるような体制の整備に努める。
- ・植栽や緑化など表土の被覆により土砂の流出や粉じんの発生等の防止に努める。

イ 事業終了後の安全管理

- ・大気や河川・海域、地下水や土壌・農地などへの環境汚染物質の流出防止に万全の措置を講ずる。
- ・環境モニタリングにより、環境汚染の早期発見と適切な措置に努める。
- ・土砂災害や地盤災害に対する継続的な安全性の点検や災害防止対策に努める。
- ・埋立てや造成により形成された斜面（法面）の適切な維持管理に努める。
- ・採石や道路掘削整備などの事業終了後における斜面崩壊や落石等の監視を行い、災害の未然防止に努める。

※1 PCB (Polychlorinated Biphenyls) … ポリ塩化ビフェニルの略称。熱安定性、電気絶縁性に優れ、電気機器の絶縁油などとして使用されていたが、製造過程で脱臭用のPCBが混入した米ぬか食用油を摂取した人に皮膚障害、肝機能障害などが発症したカネミ油症事件（昭和43年）を契機に、PCBの製造が禁止された。その後、PCBを含む製品の廃棄処理は進まず、事業者が保管してきたが、平成13年、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）が施行され、廃棄物となったPCBを含む製品の処理に関する枠組みが定められている。

- ・埋立地や地盤の掘削地等における地盤の不等沈下^{※1}や圧密沈下^{※2}などの継続的な監視に努める。
- ・事業終了後の土地や施設等に対する立入防止対策に努める。

ウ その他

- ・主要道路等の沿線や眺望点などからの景観保全に配慮し、適切な周辺緑化や植栽により地域景観や自然景観の保全に努める。
- ・周辺地域の環境を考慮した適切な跡地利用に配慮する。
- ・自然地域における事業終了後の跡地整備を行う場合は、自然環境の復元や回復に努め、野生動植物の生息・生育環境をはじめとした環境保全機能の向上に配慮する。

※1 不等沈下 … 建築物などが建っている場所の地盤の一部が沈下したり、沈下の程度が均等でない地盤沈下の現象のこと。不等沈下が進むと、建物が傾き、外壁などの亀裂、ドアや窓の枠にすき間が生じ、ひどい場合には、日常生活に支障が生じることもある。

※2 圧密沈下 … 地盤を構成する土には、すき間があり、その部分には空気や水が存在しているが、建築物などの荷重によって、粘土性の地中のすき間にある空気や水が減少し、地盤が沈下する現象のこと。

環境配慮指針の構成

(1) 構想・計画地選定段階

① 自然環境の保全への配慮

- ア 水循環・水環境への配慮
- イ 緑地・森林への配慮
- ウ 身近な自然環境への配慮
- エ 生物多様性の確保への配慮
- オ 温泉への配慮

② 大気、水及び土壌等の生活環境への配慮

- ア 大気環境への配慮
- イ 水環境への配慮
- ウ 騒音・振動の防止への配慮
- エ 地盤環境への配慮

③ 資源循環や廃棄物の適正処理への配慮

④ 快適環境への配慮

- ア 身近にふれあえる緑や水辺の保全と創造への配慮
- イ 良好な景観への配慮
- ウ 歴史的・文化的環境への配慮

⑤ 地球環境への配慮

(2) 土地の改変などの敷地整備や建築・建設段階

① 土地・植生の改変（造成、敷地整備）段階での環境配慮

- ア 農林地等の緑地や植生の改変に係る環境配慮
- イ 地形や地盤の改変に係る環境配慮
- ウ 水系や水辺の変更に係る環境配慮
- エ 海域環境の変更に係る環境配慮
- オ 敷地整備段階での重機の使用に係る環境配慮
- カ 土砂等の搬出・搬入に係る環境配慮
- キ 廃棄物処理等への配慮

② 建造物等の設置、建築・建設段階での環境配慮

- ア 道路（車歩道）、雨水排水路の設置に係る環境配慮
- イ 基礎や地下建造物の建設に係る環境配慮
- ウ 低層建築物の建設に係る環境配慮
- エ 高層建築物・大規模施設等の建設に係る環境配慮
- オ 高架構造物の建設に係る環境配慮
- カ 海底・海中建造物の設置や建設に係る環境配慮

(3) 操業や日常利用段階

- ① 交通量の増大に係る環境配慮
- ② 大規模駐車場等に係る環境配慮
- ③ 雨水や地表水の貯水や排水に係る環境配慮
- ④ 水資源利用に係る環境配慮
- ⑤ 産業排水に係る環境配慮
- ⑥ 肥料や飼料、農薬などに係る環境配慮
- ⑦ 大気汚染物質や粉じん等の発生に係る環境配慮
- ⑧ 廃熱やエネルギーの大量使用に係る環境配慮
- ⑨ 騒音・振動、悪臭等の発生に係る環境配慮
- ⑩ 環境汚染物質の発生・貯蔵等に係る環境配慮
- ⑪ 廃棄物の発生に係る環境配慮

(4) 事業の終了・廃業段階

- ① 施設の操業停止や廃業に伴う環境保全への配慮
 - ア 環境汚染の未然防止
 - イ 廃業施設等の安全管理
 - ウ その他
- ② 建築物等施設の解体に伴う環境保全への配慮
- ③ 埋立て・造成等の事業終了に伴う環境保全への配慮
 - ア 環境汚染の未然防止
 - イ 事業終了後の安全管理
 - ウ その他

第7章 計画の推進

- 1 計画の推進体制**
- 2 計画の進行管理**

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

この計画は、本県の豊かで美しい自然にあふれる環境を後世に伝えていくとともに、歴史と文化を大切にしながら、循環と共生による持続可能な地域社会を目指すものです。

このため、各種の施策を総合的かつ計画的に推進しながら、よりよい環境づくりのための体制を整備していく必要があります。

(1) 各主体の役割

本県の良好な環境を保全し創造することによって、循環と共生による持続可能な地域社会をつくっていくためには、施策を推進する行政はもちろんのこと、県民、事業者、民間団体、環境保全団体などのあらゆる主体が自らの役割を認識し、適切な役割分担の下でパートナーシップを形成しながら、日常的・継続的に環境配慮や環境保全活動に取り組んでいく必要があります。

(2) 計画の普及

この計画については、概要版を作成するとともに、県の環境ホームページ「エコ・ナビ・あおもり」に掲載するなど、広く計画内容の普及を図り、県民一人ひとりが地域の環境づくりについて考え、環境保全行動を実践することとなるよう理解と協力を求めます。

また、県自らが事業者及び消費者として他の主体の模範となるよう環境にやさしい製品・サービスの購入や消費など環境の保全に関する行動に率先して取り組んでいきます。

(3) 全庁的な調整・連携

この計画が目指す本県の環境の将来像を実現するためには、関係部局等の密接な相互連携並びに施策の調整を図り、関連する施策を総合的かつ計画的に推進することが必要です。

このため、環境問題についての総合的な対策を推進する観点から、全庁的に各種施策や事業の調整・連携を図るとともに、計画の進行管理を適切に行います。

(4) 職員研修の充実

環境行政を担当する県職員が、環境問題に対する認識を持ち、体系的な知識や最新の技術などを習得することによって、環境問題に適切に対応することができるよう、職員研修の充実強化を図ります。

(5) 国及び地方公共団体との連携・協力

今日の環境問題は、地球温暖化など地球規模のものや県境を越えた産業廃棄物の移動、資源循環システムの構築など、国や近隣道県との緊密な連携を図ることが重要となっています。

このため、国等の施策との整合性を図りながら取組を推進するとともに、環境に関する北海道・北東北での広域連携の強化に努め、近隣道県の共通課題の解決に向けて施策の調整を行うなど広域的な視点からの取組を推進します。

また、市町村は、地域の環境の特性を熟知し、県民に最も身近な環境保全施策を展開することができる地方公共団体であることから、市町村との連絡協議の場を通じた意見交換などにより、連携・協力の強化を図ります。

(6) 県民の意見の反映

この計画の実効性を高めるためには、県民、事業者、各種団体、環境保全団体、市町村等の理解と協力が必要であり、また、県民の参加による環境の保全及び創造に関する活動を推進していくためにも、県民の意見を把握し、その意見や提言などを踏まえながら事業や取組を進めていくことが重要です。

このため、環境審議会などの意見を聴くとともに、県民や事業者とのコミュニケーションを図る体制の整備など、適切な手法の活用により、県民の意見が反映されるようにします。

(7) 財政上の措置

この計画で示した各種施策や取組を着実に実施していくためには、予算等の財政上の措置が必要となるものもあります。

このため、計画の進捗状況や県内の環境の状況などを勘案しつつ、各施策が総合的かつ計画的に推進されるような必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

2 計画の進行管理

この計画を着実に推進していくため、全庁的な連携により計画の適切な進行管理を行うとともに、本計画の推進状況について環境審議会に報告するほか、環境白書等により公表します。

参 考 資 料

- 1 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例
- 2 第三次青森県環境計画の策定経過
- 3 青森県環境審議会委員名簿
- 4 青森県環境保全施策推進協議会設置要綱
- 5 青森県環境保全施策推進協議会委員名簿
- 6 第三次青森県環境計画策定庁内連絡会議設置要綱
- 7 環境に関する県民アンケート調査の概要
- 8 環境に関する事業者アンケート調査の概要
- 9 青森県環境計画及び第二次青森県環境計画の施策体系

1 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例

平成8年12月24日

青森県条例第43号

目次

前文

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第一節 施策の基本方針(第九条)

第二節 環境計画(第十条)

第三節 環境の保全及び創造のための施策等(第十一条―第二十三条)

第四節 地球環境の保全の推進等(第二十四条・第二十五条)

第三章 環境の保全及び創造のための施策の推進(第二十六条―第二十九条)

附則

私たちのふるさと青森県は、本州の最北端に位置し、三方を海に囲まれ、陸奥湾を抱え込むように東に下北半島、西に津軽半島が北方に伸び、変化に富んだ美しい海岸線を擁している。また、原生的なブナ林に覆われた世界遺産である白神山地をはじめとした緑の山々、豊かな森林にはぐくまれた水を源とする多くの清流や湖沼など豊かで美しい自然に恵まれている。

四季折々の変化に富んだ豊かで美しい自然と私たちの先人のたゆまぬ努力は、悠久の歴史の中で特色ある北国の文化をはぐくんできた。私たちは、各地に存在する縄文の遺跡、中世及び近世の城跡、寺社及び工芸品など、そして、各地の郷土色豊かな風俗慣習、民俗芸能などに心の安らぎや郷土への誇りと愛着を感じることができる。

私たちは、このような環境から多くの恵みを受けてきたが、資源やエネルギーの大量消費と大量の廃棄物を伴う都市化の進展や生活様式の変化は、生活の利便性を高める一方で、大気、水、そして土壌の汚染をはじめとする様々な問題をもたらし、私たちの生活の安全性を脅かすとともに、地球全体の環境にも大きな影響を及ぼすようになってきた。

このような状況の中、私たちは、ふるさとに残る豊かで美しい自然とそのもたらす恵沢を後世に伝えていく責務を負っている。このため、すべての県民の参加と連携により、私たちの日常生活や事業活動と環境の調和を図りながら、豊かで美しい青森県の環境の保全と創造を目指し、さらには地球規模の環境問題への地域からの取組を推進することを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破

壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

- 3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第三条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境が県民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることにかんがみ、広く県民がその恵沢を享受するとともに、これが将来の県民に継承されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、多様な自然に恵まれた本県の地域特性を生かし、人と自然との調和が確保されるよう適切に行われなければならない。

- 3 環境の保全及び創造は、すべての者の参加と公平な役割分担の下に、すべての者が環境の保全及び創造に関する行動に自主的かつ積極的に取り組むことによって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されることを旨として行われなければならない。

- 4 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

第五条 削除

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第七条 県民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(青森県環境白書)

第八条 知事は、毎年、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした青森県環境白書を作成し、これを公表しなければならない。

第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第一節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第九条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、総合的かつ計画的に行うものとする。

- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- 三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
- 四 身近な緑と水辺及び優れた景観の保全及び創造、歴史的文化的資源の活用等により、潤いと安らぎのある環境が保全され、及び創造されること。
- 五 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるよう、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されること。
- 六 地球環境の保全に適切な配慮がなされること。

第二節 環境計画

(環境計画)

第十条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「環境計画」という。)を定めなければならない。

2 環境計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 環境の保全及び創造に関する目標
- 二 環境の保全及び創造に関する施策の方向
- 三 環境の保全及び創造に関する配慮の指針
- 四 その他環境の保全及び創造に関する重要な事項

3 知事は、環境計画を定めようとするときは、あらかじめ、青森県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、環境計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境計画の変更について準用する。

第三節 環境の保全及び創造のための施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十一条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、環境計画との整合を図り、環境の保全及び創造について配慮するものとする。

(環境影響評価の推進)

第十二条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第十三条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講

ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第十四条 県は、事業者又は県民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置をとることとなるよう誘導するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第十五条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(潤いと安らぎのある環境の保全及び創造)

第十六条 県は、潤いと安らぎのある環境を保全し、及び創造するため、緑と水に親しむことのできる生活空間の整備、美しい自然景観をはじめとする優れた景観の形成、歴史的文化的資産の保全等が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第十七条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用(以下「資源の循環的な利用等」という。)が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用等に率先して努めるものとする。

(環境管理の促進)

第十八条 県は、事業者が行う環境管理(事業者が、その事業活動の実施に当たって、自主的に環境の保全及び創造に関する方針及び目標を定め、その方針及び目標を達成するための計画を策定して実施し、その実施状況を点検して必要な是正の措置を講じ、並びにこれらについて客観的な監査を行う一連の取組をいう。)を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興等)

第十九条 県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により、事業者及び県民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第二十条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第二十一条 県は、第十九条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団

体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第二十二條 県は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 県は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(放射性物質による大気の汚染等の防止についての配慮)

第二十三條 県は、環境の保全に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止について特に配慮するものとする。

第四節 地球環境の保全の推進等

(地球環境の保全の推進)

第二十四條 県は、地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 県は、国等と連携し、環境の保全に関する調査、研究、情報の提供等を行うことにより、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(地球環境の保全に資する行動計画)

第二十五條 知事は、県、事業者及び県民がそれぞれの役割に応じて地球環境の保全に資するように行動するための計画を定め、その普及及び啓発を行うとともに、これに基づく行動が推進されるようにしなければならない。

第三章 環境の保全及び創造のための施策の推進

(国及び他の地方公共団体との協力)

第二十六條 県は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(市町村への支援)

第二十七條 県は、市町村が環境の保全及び創造に関する施策を行う場合には、これを支援するよう努めるものとする。

(県民の意見の反映)

第二十八條 県は、環境の保全及び創造に関する施策に県民の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第二十九條 県は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年条例第59号) 抄

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

2 第三次青森県環境計画の策定経過

年 月 日	事 項 等
平成21年1月～2月	第三次青森県環境計画策定に係る県民等意識調査
平成21年3月25日	平成20年度第1回青森県環境保全施策推進協議会（策定方針の検討）
平成21年4月30日	平成21年度第1回青森県環境保全施策推進協議会（策定方針の検討）
平成21年9月18日	第1回第三次青森県環境計画策定庁内連絡会議（素案骨子の検討）
平成21年11月13日	第2回第三次青森県環境計画策定庁内連絡会議（素案の検討）
平成21年11月20日	平成21年度第2回青森県環境保全施策推進協議会（素案の検討）
平成21年12月11日	平成21年度第3回青森県環境保全施策推進協議会（素案の検討）
平成21年12月28日	あおり県民政策提案制度実施要綱に基づき、第三次青森県環境計画（原案）についてパブリック・コメントを実施（1ヵ月間）
	第三次青森県環境計画（原案）について市町村に意見照会
平成22年1月27日	第9回青森県環境審議会（第三次青森県環境計画（原案）の報告）
平成22年2月16日	第10回青森県環境審議会（第三次青森県環境計画（案）の諮問・答申）
平成22年3月15日	知事決裁（計画策定）
平成22年4月2日	庁議報告

3 青森県環境審議会委員名簿

(五十音順、平成22年2月1日現在)

氏 名	役 職 名	備 考
青 山 正 和	弘前大学農学生命科学部教授	
安 宅 榮 一	アタカ・コンサルタント事務所代表	
阿 部 幸 子	八甲田地区パークボランティア連絡会事務局長	
飯 考 行	弘前大学人文学部准教授	
石 澤 照 代	社団法人青森県観光連盟理事	
石 田 幸 子	弘前大学農学生命科学部教授	
猪 瀬 武 則	弘前大学教育学部教授	
内 山 操	社会福祉法人慈成会めぐみ保育園園長	
小 田 光 子	弘前大学教育学部非常勤講師	
角 谷 千 恵 子	つがる森林組合主任	
葛 西 瑛 子	社団法人青森県ユネスコ協会副会長	
葛 西 恭 子	AMLS (アムレス) 協議会理事	
工 藤 茂 樹	西目屋村観光ガイド会会長	
工 藤 一 彌	青森県総合学校教育センター副所長	
熊 谷 浩 二	八戸工業大学工学部土木建築工学科長・教授	
今 田 慶 行	財団法人黎明郷弘前脳卒中センター院長	
佐 藤 久 美 子	八戸工業高等専門学校准教授	
澤 田 庄 一 郎	日本地質学会会員	
嶋 中 由 紀 子	社団法人青森県建築士会女性委員会委員	
進 藤 順 治	北里大学獣医学部准教授	
関 幸 子	青森大学薬学部准教授	
高 松 利 恵 子	北里大学獣医学部講師	
珍 田 典 子	青森市交通安全母の会副会長	
對 馬 和 義	社団法人青森県猟友会会長	
長 尾 キ ヨ	自然観察指導員	
糠 塚 い そ し	弘前大学大学院理工学研究科教授	
野 坂 ナ リ 子	野辺地町漁業協同組合女性部長	
針 生 倅 吉	日本野鳥の会青森県支部長	
福 士 憲 一	八戸工業大学学務部長・土木建築工学科教授	副 会 長
藤 田 均	青森大学大学院環境科学研究科長・教授	会 長
本 多 輝 夫	青森県公衆浴場業生活衛生同業組合理事長	
三 浦 み や 子	学校法人光星学院八戸短期大学看護学科教授	
山 下 祐 介	弘前大学人文学部准教授	

4 青森県環境保全施策推進協議会設置要綱

(設置)

第1 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年12月青森県条例第43号）第10条の規定に基づき策定する環境計画（以下「環境計画」という。）の進行管理等を行うため、学識経験者等を委員とする青森県環境保全施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2 協議会は、委員9人以内をもって構成する。

2 委員は、学識経験者等から知事が委嘱する。

(委嘱期間)

第3 委員の委嘱期間は、2年とする。ただし、再委嘱を妨げない。

(所掌事務)

第4 協議会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 環境計画に掲げられた施策の推進状況や目標の達成状況に関する評価及び助言を行うこと。
- (2) 環境計画の改定案について検討を行い、意見を述べること。

(会議)

第5 協議会の会議は、環境生活部長が招集する。

(庶務)

第6 協議会の庶務は、環境生活部環境政策課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、環境政策課長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年7月17日から施行する。
- 2 要綱第3の規定に関わらず、平成21年11月2日付けで委嘱を受けた委員の委嘱期間は、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成17年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月29日から施行する。

5 青森県環境保全施策推進協議会委員名簿

(順不同、平成21年12月31日現在)

氏名	役職名
福士 憲一	八戸工業大学学務部長・土木建築工学科教授
阿部 幸子	八甲田地区パークボランティア連絡会事務局長
石田 幸子	弘前大学農学生命科学部教授
安宅 榮一	アタカ・コンサルタント事務所代表
庄 司 肇	(社)青森県産業廃棄物協会副会長
藤 田 均	青森大学大学院環境科学研究科長・教授
日景 弥生	弘前大学教育学部教授
加賀谷 重男	青森産業保健推進センター産業保健相談員

6 第三次青森県環境計画策定庁内連絡会議設置要綱

(目的)

第1 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年12月青森県条例第43号）第10条の規定に基づき第三次青森県環境計画を策定するに当たり、計画案の検討等を行うため、第三次青森県環境計画策定庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2 連絡会議の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 第三次青森県環境計画案の検討
- (2) その他第三次青森県環境計画の推進に必要となる事項の検討

(構成員)

第3 連絡会議は、別表に掲げる課（室、チーム）の長が指名する職員により構成する。

2 連絡会議の議長は、環境生活部環境政策課長を持って充てる。

3 議長は、必要に応じて、第1項による構成員以外の者を連絡会議の会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(会議)

第4 連絡会議の会議は、環境生活部環境政策課長が招集する。

(庶務)

第5 連絡会議の庶務は、環境生活部環境政策課において処理する。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は環境生活部環境政策課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月11日から施行する。

別表（要綱第3関係）

部局等	課（室、チーム）
総務部	財政課、税務課、財産管理課
企画政策部	企画調整課
環境生活部	県民生活文化課、環境政策課、原子力安全対策課、自然保護課、 県境再生対策室
健康福祉部	保健衛生課
商工労働部	商工政策課、経営支援課、工業振興課、新産業創造課、観光企画課
農林水産部	農林水産政策課、食の安全・安心推進課、団体経営改善課、構造政策課、 農産園芸課、りんご果樹課、畜産課、林政課、農村整備課、 あおもりの「冬の農業」推進チーム、水産振興課、漁港漁場整備課
県土整備部	監理課、整備企画課、道路課、河川砂防課、港湾空港課、都市計画課、 建築住宅課
エネルギー総合対策局	エネルギー開発振興課
教育庁	学校教育課、学校施設課、生涯学習課、文化財保護課
警察本部	生活環境課、運転免許課

7 環境に関する県民アンケート調査の概要

1 調査の概要

(1) 実施目的

第三次青森県環境計画策定に関する基礎調査の一環として、県民の環境に対する評価や関心、環境問題に対する考え方及び環境配慮のための取組状況などを把握することによって本県の環境保全における課題や施策の重点化方向を明らかにし、新たに策定する計画に反映させるため、県民を対象としたアンケート調査を実施したものです。

(2) 実施方法

- ① 調査地域 県全域
- ② 調査対象 県内に居住する満20歳以上の男女3,000人
- ③ 抽出方法 住民基本台帳からの無作為抽出(市町村に依頼)
- ④ 調査方法 郵送法(配布、回収とも郵送)。※途中に礼状兼督促状の送付を1回行った。
- ⑤ 調査期間 平成21年1月29日～平成21年2月12日
(ただし、2月27日到着分までの調査票を集計対象とした。)

(3) 調査内容

- ① 青森県の環境のイメージや特徴(本県において誇れる環境の特徴)
- ② 居住地周辺の環境に対する満足度と不満の原因
- ③ 環境問題に対する関心度合い
- ④ 環境配慮行動等の実践状況
- ⑤ ごみ問題について
ア 3R・4Rの認知度
イ リデュースのために心がけている取組
- ⑥ 地球温暖化問題について
ア 地球温暖化の原因に対する理解
イ 家庭でできる地球温暖化対策の取組状況・今後の取組意向
ウ 地球温暖化対策のために許容できる新たな家計負担
エ 地球温暖化防止と生活の便利さに対する考え方
- ⑦ 環境に関する情報や環境学習について
- ⑧ 環境保全活動への参加状況
- ⑨ 環境保全活動や環境教育・環境学習のための団体への所属状況
- ⑩ 行政への要望
- ⑪ 自由意見

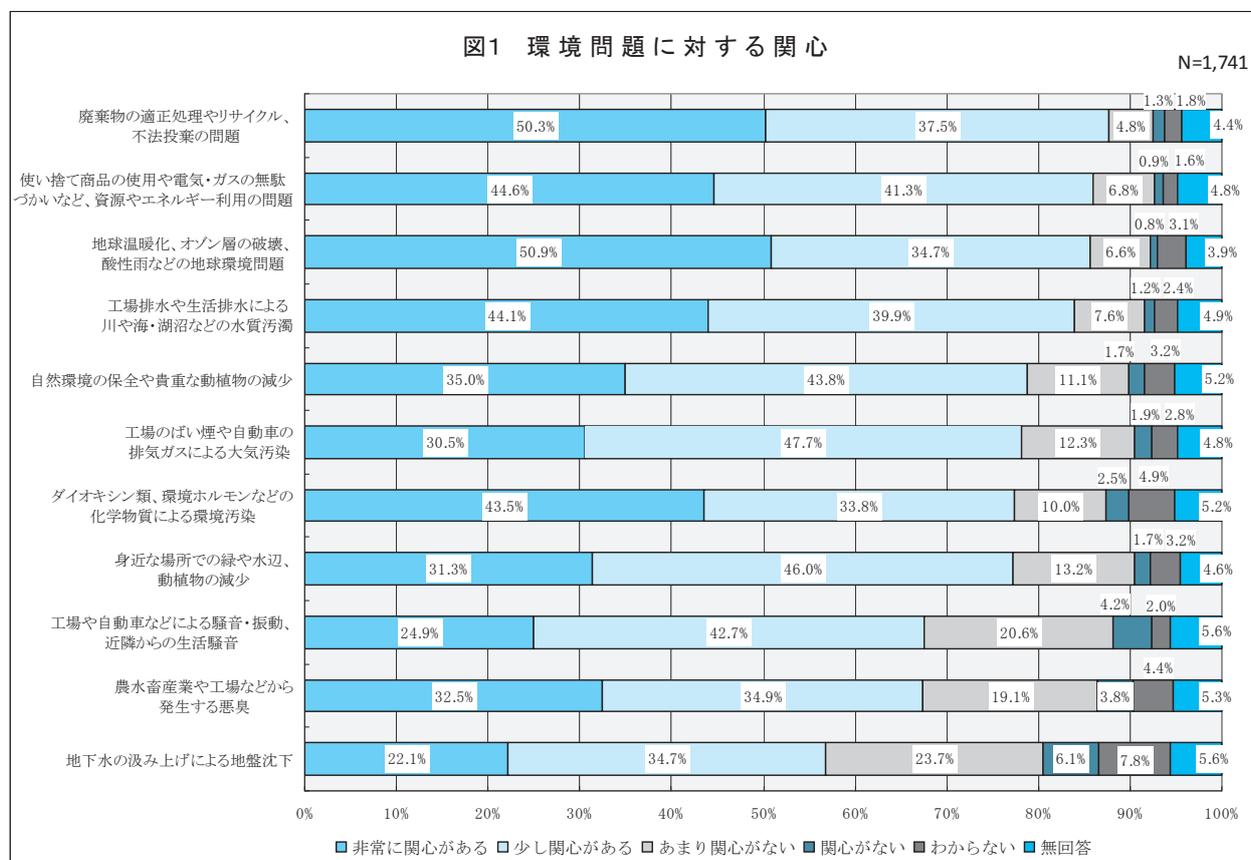
(4) アンケートの回収結果

標本数 ①	総回収数	無効 (白紙回答)	有効回答数 ②	有効回答率 (②/①×100)
3,000	1,743	2	1,741	58.0%

2 主な調査結果

(1) 環境問題に対する関心

＜環境問題に対してあなたがどの程度関心をお持ちかおたずねします。＞

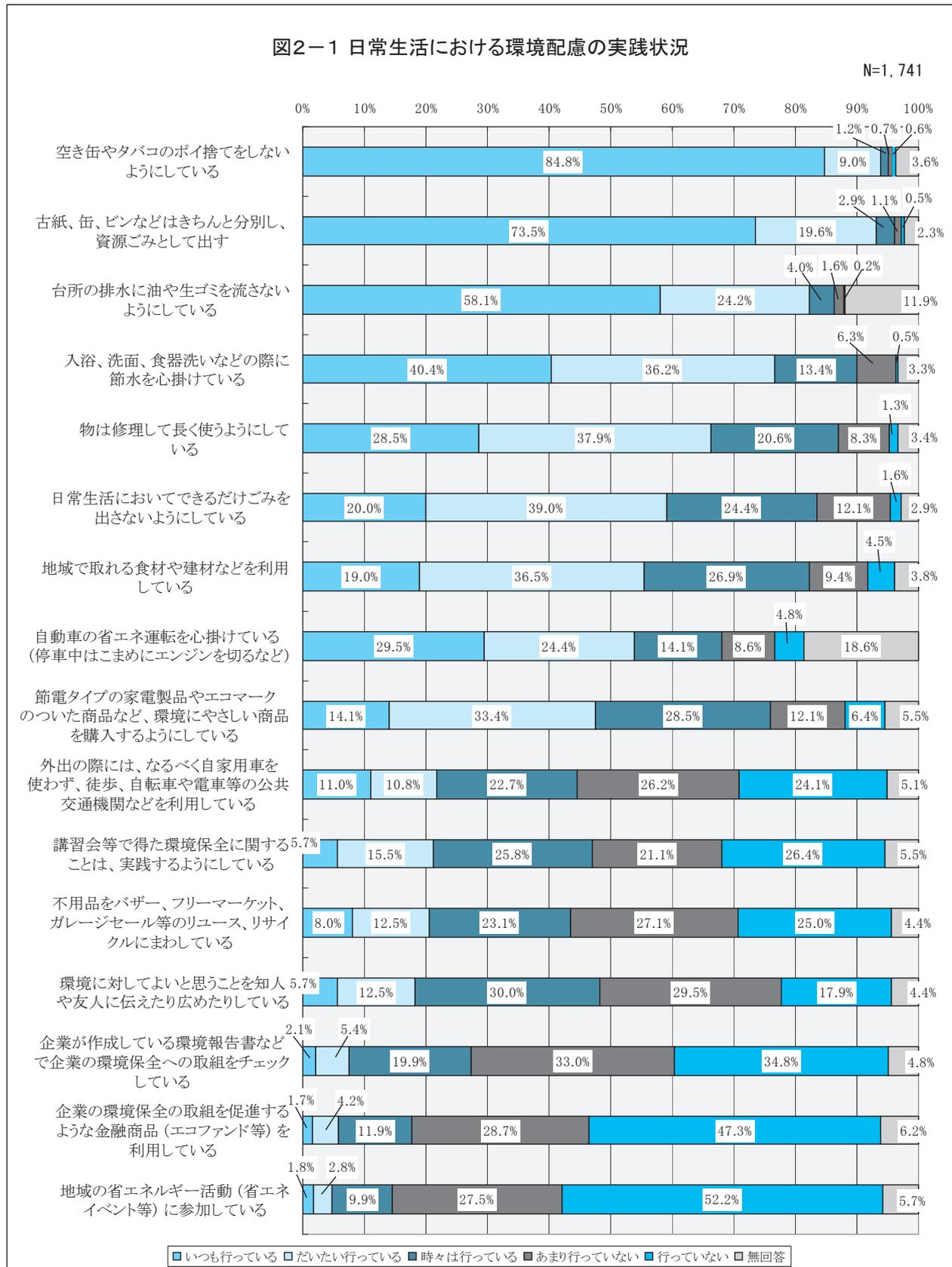


環境問題に対する関心を尋ねたところ、「非常に関心がある」又は「少し関心がある」と回答した人の合計が最も多かったのは、「廃棄物の適正処理やリサイクル、不法投棄の問題」で（計87.8%）、次に「使い捨て商品の使用や電気・ガスの無駄づかいなど、資源やエネルギー利用の問題」（計85.9%）、「地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの地球環境問題」（計85.6%）、「工場排水や生活排水による川や海・湖沼などの水質汚濁」（計84.0%）の順になっています。（図1）

“ ごみ問題、エネルギー・地球温暖化問題、水環境の保全への関心度が高い ”

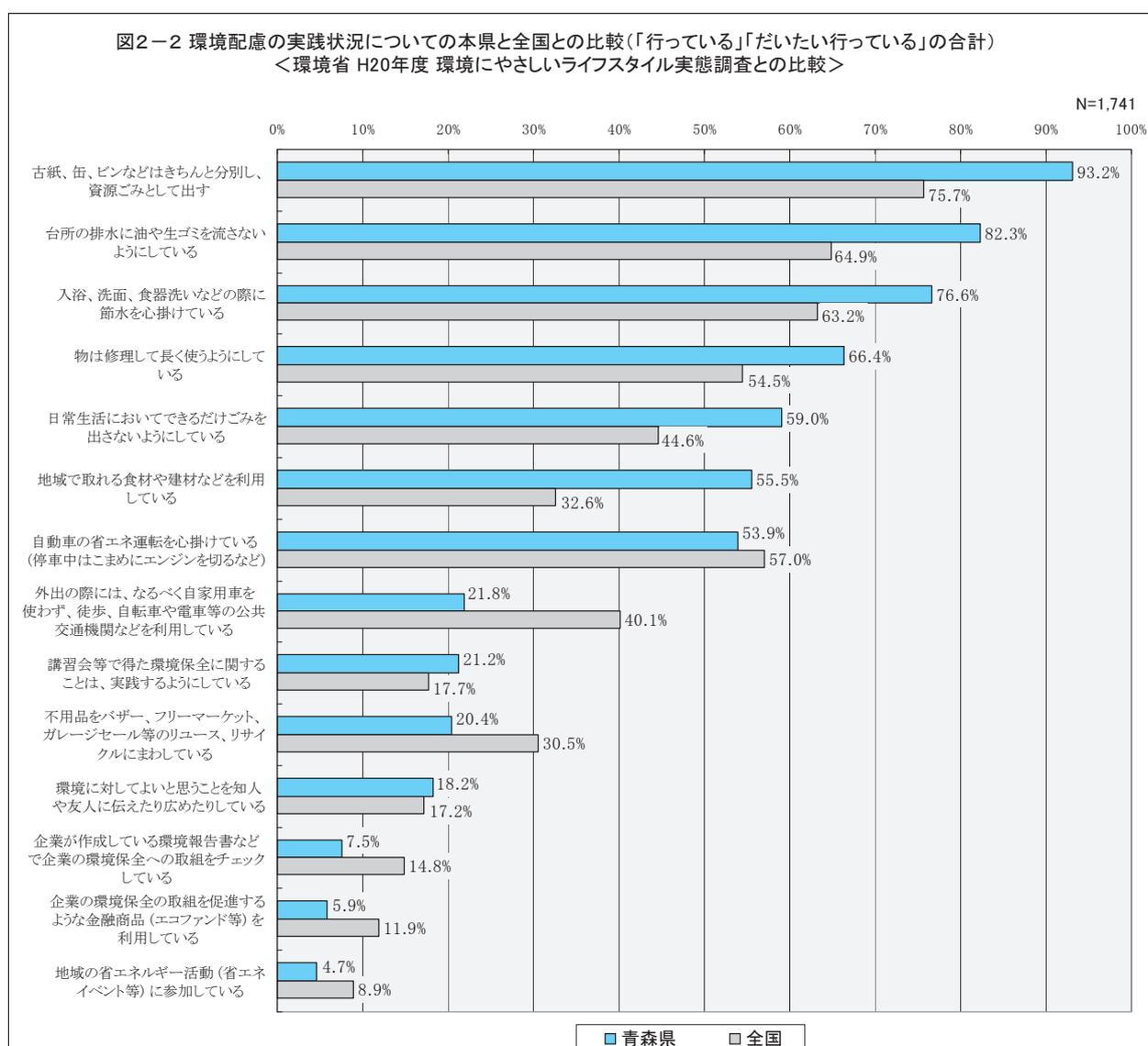
(2) 日常生活における環境配慮の実践状況

<あなたは、日頃、環境への配慮のためにやっていることがありますか。>



日常生活における環境配慮の実践状況を尋ねたところ、「いつも行っている」又は「だいたい行っている」と回答した人の合計が最も多かったのは、「空き缶やタバコのポイ捨てをしないようにしている」の計93.8%で、次いで、「古紙、缶、ビンなどはきちんと分別し、資源ごみとして出す」(93.1%)、「台所の排水に油や生ゴミを流さないようにしている」(82.3%)、「入浴、洗面、食器洗いなどの際に節水を心掛けている」(76.6%)、「物は修理して長く使うようにしている」(66.4%)、「日常生活においてできるだけごみを出さないようにしている」(59.0%)、「地域で取れる食材や建材などを利用している」(55.5%)、「自動車の省エネ運転を心掛けている(停車中はこまめにエンジンを切るなど)」(53.9%)となっています。

一方、「行っていない」と回答した人の割合が30%を超えた項目は、「地域の省エネルギー活動(省エネイベント等)に参加している」(52.2%)、「企業の環境保全の取組を促進するような金融商品(エコファンド等)を利用している」(47.3%)、「企業が作成している環境報告書などで企業の環境保全への取組をチェックしている」(34.8%)となっています。(図2-1)



また、環境配慮の実践状況について、全国の調査結果（環境省 平成20年度 環境にやさしいライフスタイル実態調査）と「行っている」、「だいたい行っている」の合計の割合を比較すると、「古紙、缶、ビンなどはきちんと分別し、資源ごみとして出す」（県：93.2% 国：75.7%）、「台所の排水に油や生ごみを流さないようにしている」（県：82.3% 国：64.9%）、「入浴、洗面、食器洗いなどの際に節水を心掛けている」（県：76.6% 国：63.2%）、「物は修理して長く使うようにしている」（県：66.4% 国：54.5%）、「日常生活においてできるだけごみを出さないようにしている」（県：59.0% 国：44.6%）、「地域で取れる食材や建材などを利用している」（県：55.5% 国：32.6%）の項目については、全国調査の結果を相当程度上回っています。

一方、「企業の環境保全の取組を促進するような金融商品（エコファンド等）を利用」（県：5.9% 国：11.9%）、「企業が作成している環境報告書で企業の環境保全への取組をチェックしている」（県：7.5% 国：14.8%）、「外出の際には、なるべく自家用車を使わず、自転車や電車等の公共交通機関を利用」（県：21.8% 国：40.1%）の項目については、全国調査の結果を相当程度下回っています。

（図2-2）

“ 水資源・水環境の保全に関する取組の実践者が多い ”

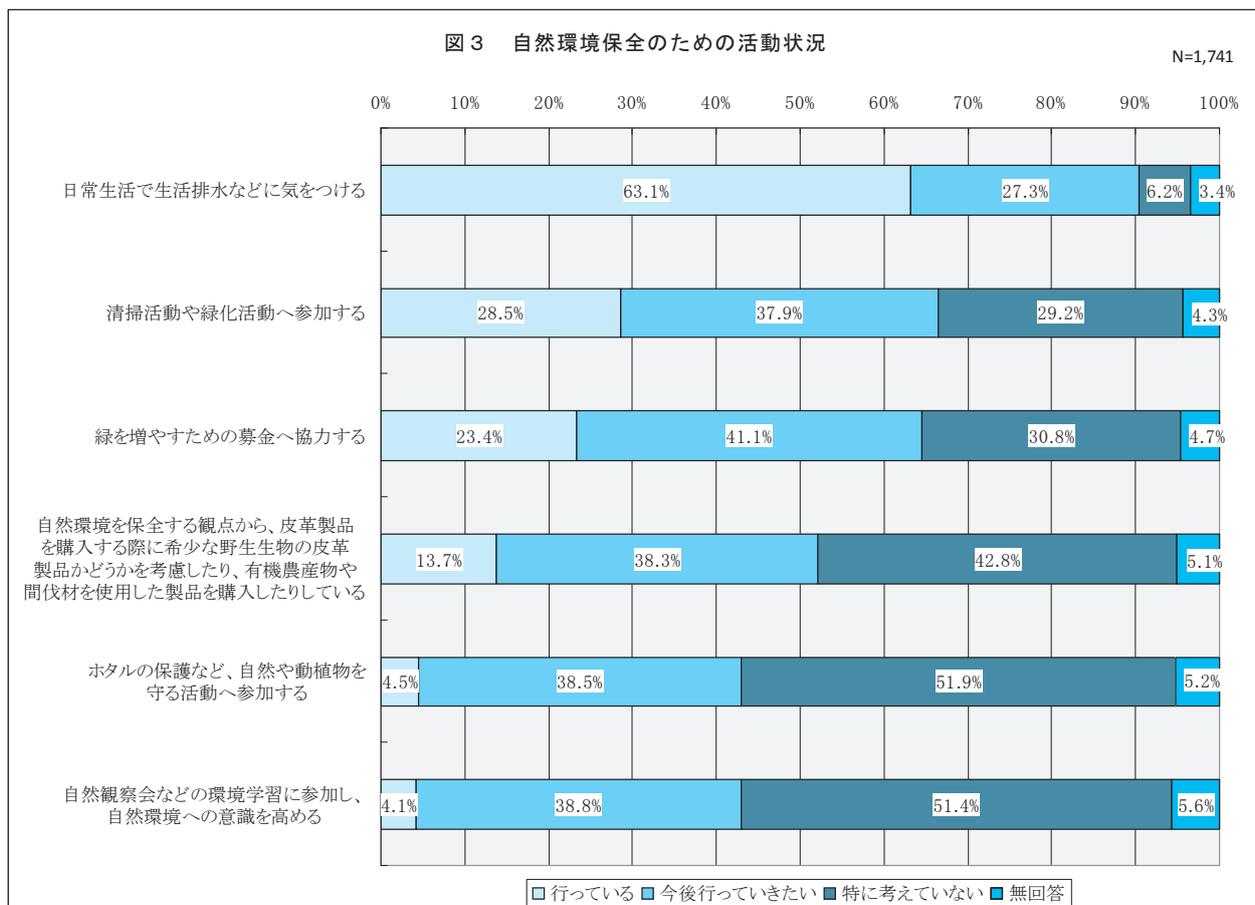
“ 県民のごみの分別や発生抑制に対する取組は全国と比較しても優位 ”

“ 企業の環境保全に関する取組への関心度が低い ”

“ 公共交通機関の利用割合が低く、自家用車の使用割合が高い ”

(3) 自然環境保全のための活動状況

＜あなたは日頃、自然環境を守るためにやっていることがありますか。＞



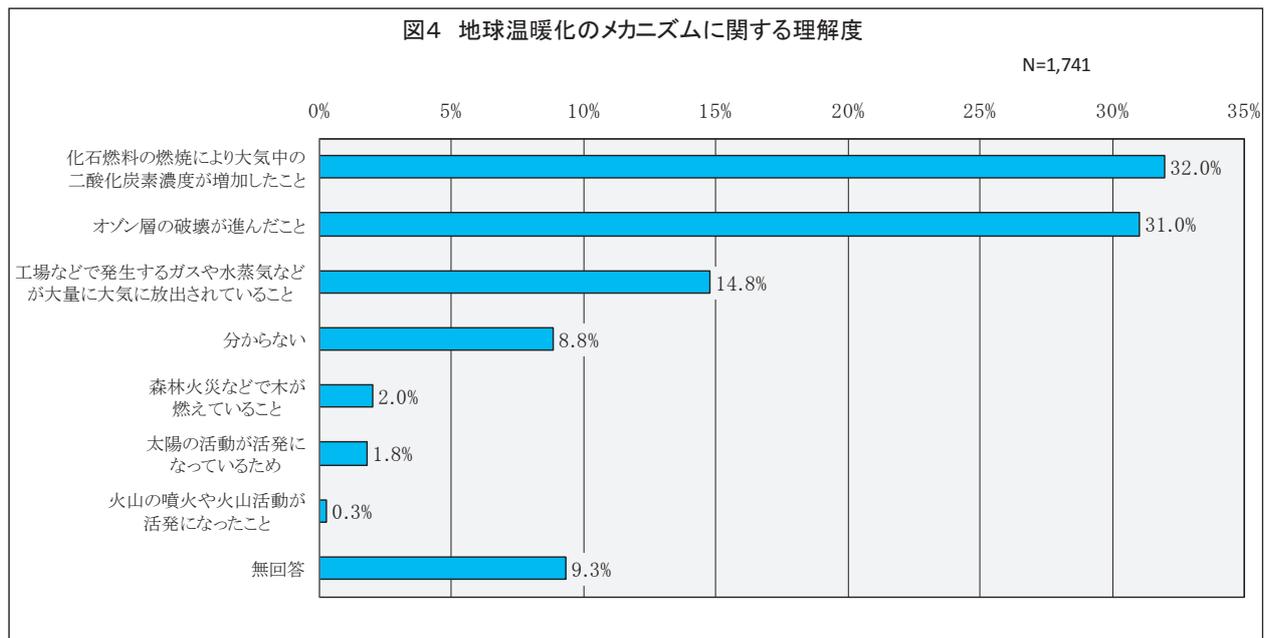
自然環境保全のための活動状況について尋ねたところ、「行っている」と答えた人の割合が最も多かった項目は「生活排水に気をつける」の63.1%で、次いで「清掃活動や緑化活動への参加」(28.5%)、「緑を増やすための募金への協力」(23.4%)となっています。

一方、「自然や動植物を守る活動へ参加」、「環境学習に参加し、自然環境への意識を高める」の項目については、「行っている」と答えた人の割合はそれぞれ4.5%、4.1%にとどまり、「特に考えていない」と答えた人の割合が、両項目とも50%以上となっています。(図3)

“ 自然環境に関する保全活動や学習活動への参加意欲が低い ”

(4) 地球温暖化のメカニズムに関する理解度

＜この地球温暖化の原因としてあなたが考えるものは何ですか。＞

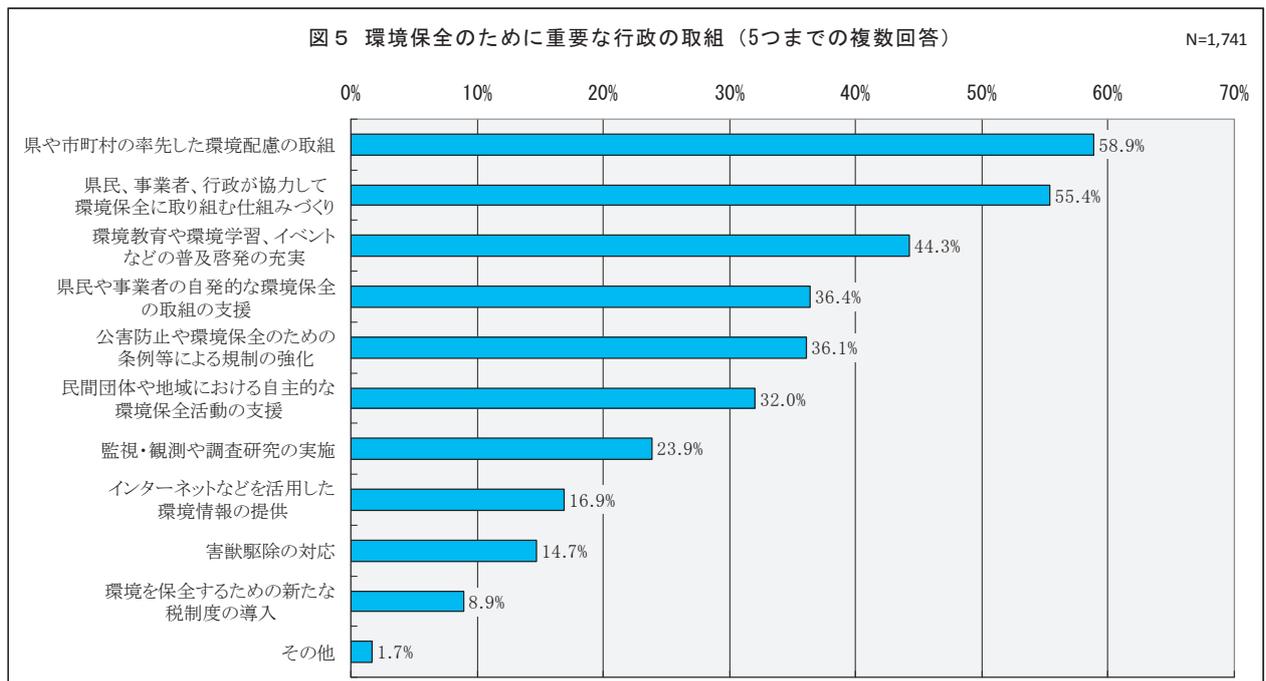


地球温暖化の原因として考えるものは何かを尋ねたところ、正答である「化石燃料の燃焼により大気中の二酸化炭素濃度が増加したこと」と回答した人の割合が32.0%と最も高かったものの、「オゾン層の破壊が進んだこと」と回答した人の割合も同程度である31.0%となっています。(図4)

“ 地球温暖化のメカニズムを正しく理解している人は約3割に止まる ”

(5) 環境保全のために重要な行政の取組

＜県内の環境をより良くしていく上で、行政がどのようなことに取組む必要がありますか＞



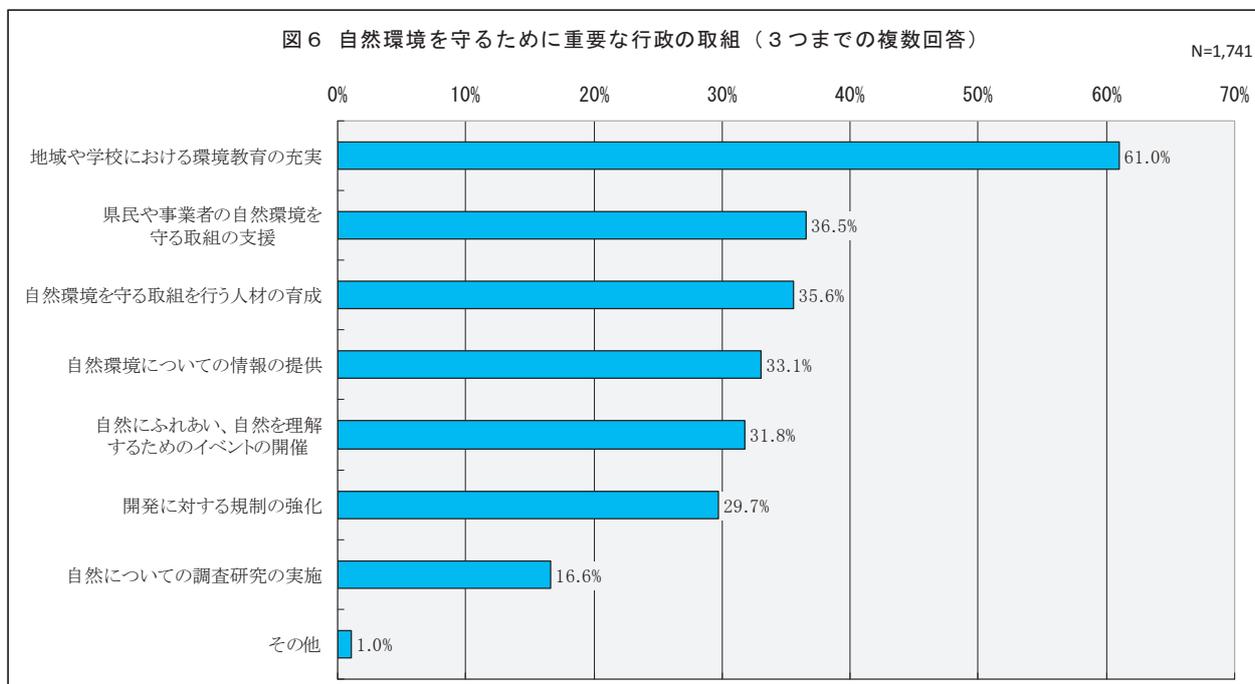
環境保全のために重要と考える行政の取組について尋ねたところ、「県や市町村の率先した環境配慮の取組」が58.9%と最も多く、「県民、事業者、行政が協力して環境保全に取り組む仕組みづくり」(55.4%)、「環境教育や環境学習、イベントなどの普及啓発の充実」(44.3%)の順となっています。

一方で、「インターネットなどを活用した環境情報の提供」は16.9%に止まっています。(図5)

“ 行政の率先取組が求められているが、インターネットによる情報提供は不人気 ”

(6) 自然環境を守るために重要な行政取組

＜自然環境を守るため、行政がどのようなことに取組む必要がありますか＞



自然環境を守るために重要と考える行政の取組について尋ねたところ、「地域や学校における環境教育の充実」が61.0%と最も多く、次いで「県民や事業者の自然環境を守る取組の支援」(36.5%)、「自然環境を守る取組を行う人材の育成」(35.6%)の順となっています。(図6)

“ 地域・学校における自然環境教育の充実が求められている ”

8 環境に関する事業者アンケート調査の概要

1 調査の概要

(1) 実施目的

第三次青森県環境計画策定に関する基礎調査の一環として、県内事業者の環境に対する評価や関心、環境問題に対する考え方及び環境配慮のための取組状況などを把握することによって本県の環境保全における課題や施策の重点化方向を明らかにし、新たに策定する計画に反映させるため、県内事業者を対象としたアンケート調査を実施したものです。

(2) 実施方法

- ① 調査地域 県全域
- ② 調査対象 県内で事業活動を行っている従業員50人以上の事業者 537事業者
- ③ 調査方法 郵送法（配布、回収とも郵送）。※途中に礼状兼督促状の送付を1回行った。
- ④ 調査期間 平成21年1月29日～平成21年2月12日
(ただし、2月27日到着分までの調査票を集計対象とした。)

(3) 調査内容

- ① 環境の担当部署又は担当者の設置状況
- ② 環境への取組と企業活動のあり方についての考え方
- ③ 地域の環境保全のための活動
- ④ 環境マネジメントシステム構築等の取組
- ⑤ 事業活動の中で実践している環境配慮のための取組と取組を妨げる理由
- ⑥ 環境に配慮した取組を実施する場合に必要な情報
- ⑦ 事業活動に伴う環境負荷を減らすために有効と考えられる手法
- ⑧ 地球温暖化対策について
 - ア 地球温暖化防止対策における新たな取組・制度等に対する関心の有無
 - イ 地球温暖化防止と企業の収益等に対する考え方
- ⑨ 環境教育の実施状況
- ⑩ 事業者が環境保全活動を実施する場合に行政に期待する役割
- ⑪ 環境ビジネスについて
- ⑫ 自由意見

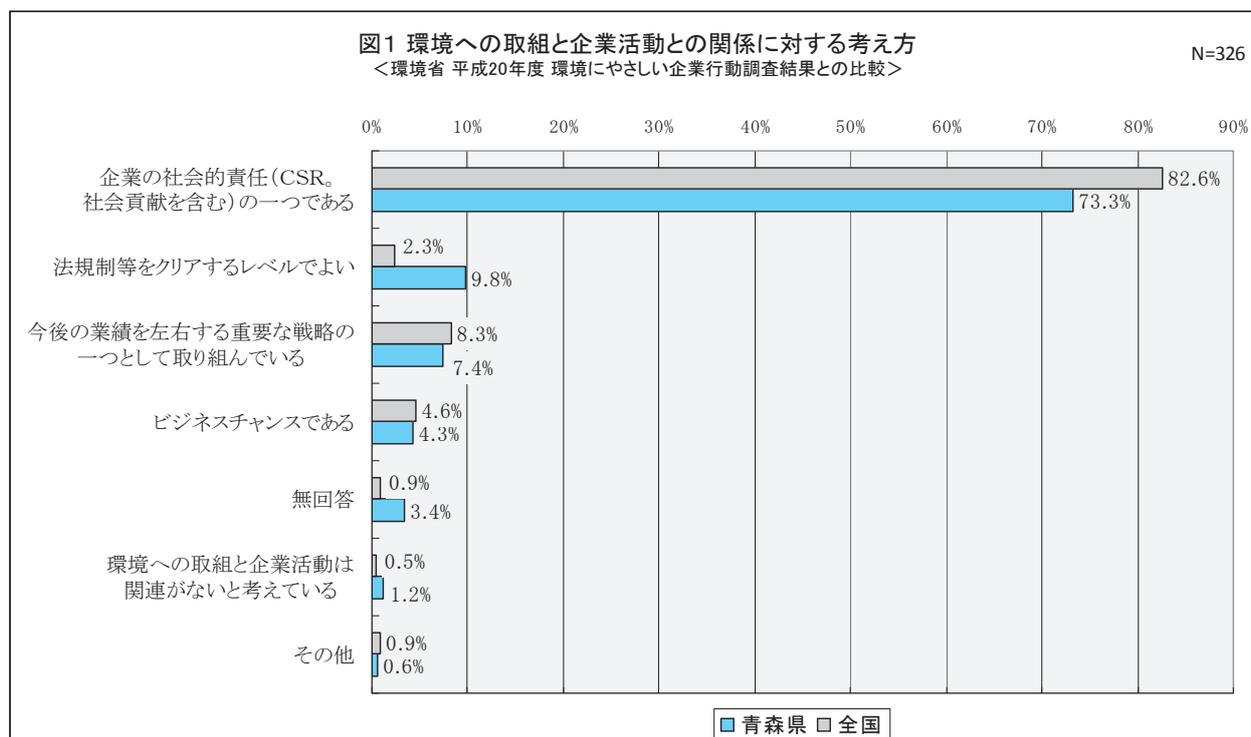
(4) アンケートの回収結果

標 本 数 ①	総 回 収 数	無 効 (白紙回答)	有 効 回 答 数 ②	有効回答率 (②/①×100)
537	326	0	326	60.7%

2 主な調査結果

(1) 環境への取組と企業活動のあり方についての考え方

＜企業の環境への取組と企業活動のあり方について、どのようにお考えですか＞



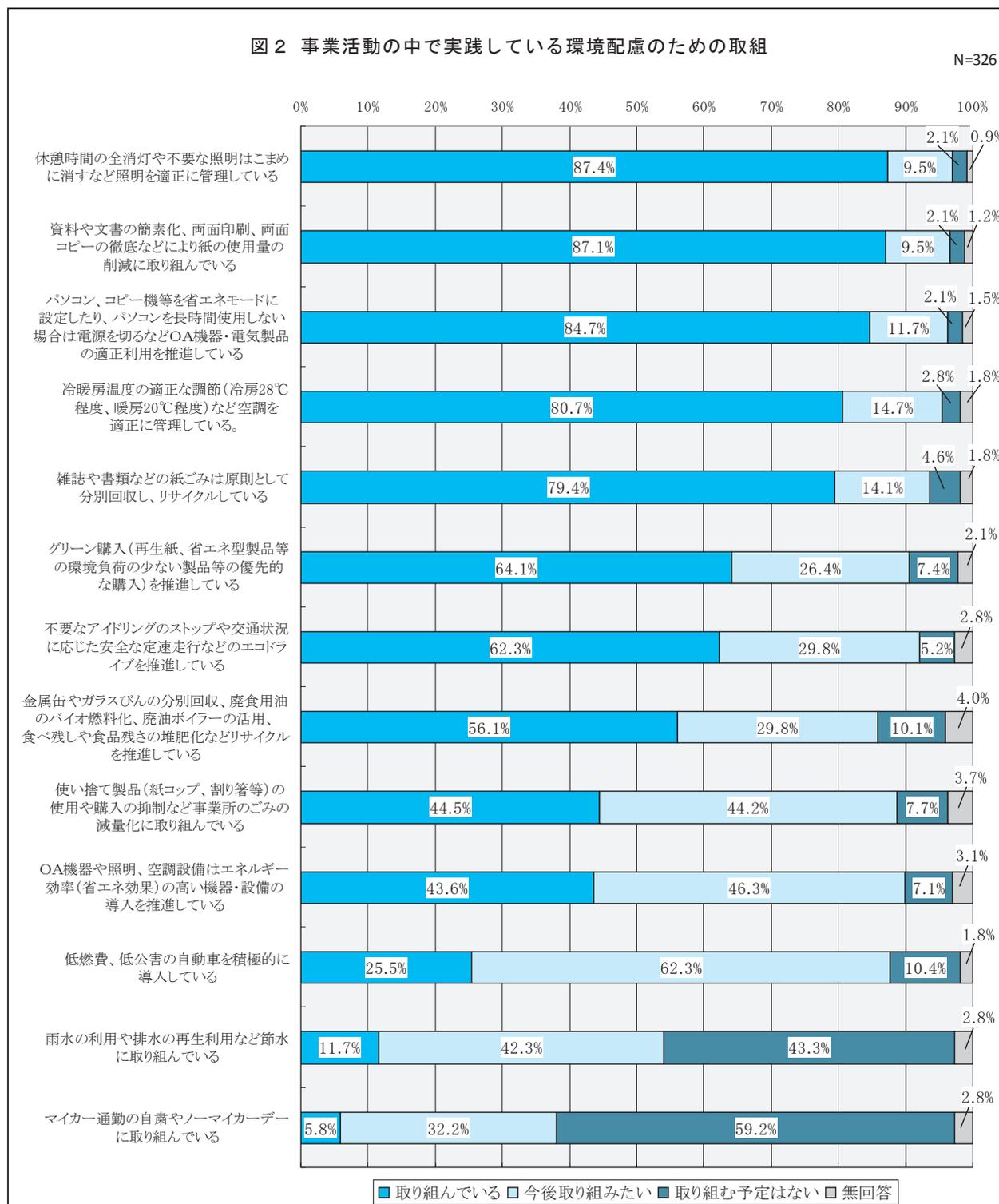
環境への取組と企業活動のあり方についての考え方を尋ねたところ、「企業の社会的責任（CSR。社会貢献を含む）の一つである」と答えた事業者が73.3%と最も多く、次が「法規制等をクリアするレベルでよい」（9.8%）となっています。

全国調査の結果（環境省 平成20年度 環境にやさしい企業行動調査）と比較すると、「企業の社会的責任（CSR。社会貢献を含む）の一つである」を選択した事業者が全国よりも9.3%低い一方（県：73.3% 国：82.6%）、「法規制等をクリアするレベルでよい」を選択した事業者が全国よりも7.6%高い結果（県：9.8% 国：2.3%）となっています。（図1）

“ 県内事業所の環境への取組に関する目標水準は、全国と比較して低い ”

(2) 事業活動の中で実践している環境配慮のための取組

<事業活動の中で実践している環境配慮のための取組状況をお伺いします>



事業活動の中で実践している環境配慮のための取組と取組を妨げる理由について尋ねたところ、「休憩時間の全消灯や不要な照明はこまめに消すなど照明を適正に管理している」、「資料や文書の簡素化、両面印刷、両面コピーの徹底などにより紙の使用量の削減に取り組んでいる」、「パソコン、コピー機等を省エネモードに設定したり、パソコンを長時間使用しない場合は電源を切るなどOA機器・電気製品の適正利用を推進している」、「冷暖房温度の適正な調節(冷房28℃程度、暖房20℃程度)など空調を適正に管理している」、「雑誌や書類などの紙ごみは原則として分別回

収し、リサイクルしている」の項目については「取り組んでいる」の割合が多くなっています。

一方、「マイカー通勤の自粛やノーマイカーデーに取り組んでいる」では「取り組む予定はない」が59.2%と最も多くなっています。

「OA機器や照明、空調設備は省エネ効果が高い機器・設備の導入を推進している」、「低燃費・低公害の自動車を積極的に導入している」の項目について、「取り組んでいる」と回答した事業所の割合は低いものの、「今後取り組みたい」を合計すると、それぞれ約90%に達します。(図2)

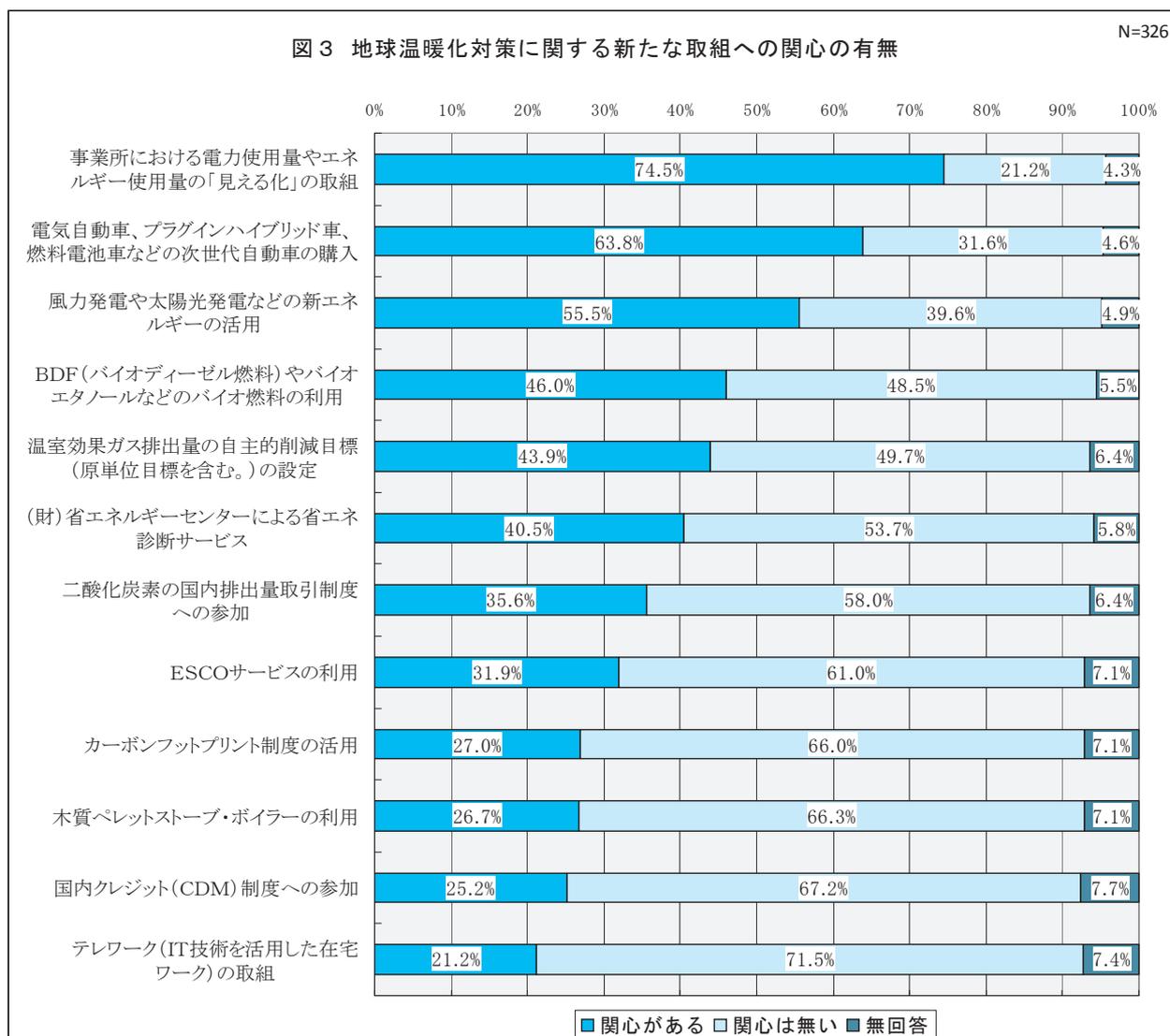
“ イニシャルコストが必要ない節約型の環境配慮行動は浸透 ”

“ 自動車使用に関する環境保全の取組は不十分 ”

“ 高効率な（省エネルギー性能の高い）機器・設備・自動車等の導入意向も強い ”

(3) 地球温暖化対策に関する新たな取組への関心の有無

＜地球温暖化対策に関する新たな取組・制度や最近になって急速に関心が高まっている取組、制度化や実用化が間近となっている取組・機器等についての関心の有無をお伺いします＞



地球温暖化対策に関する新たな取組・制度などに対する関心の有無について尋ねたところ、「関心がある」を選択した事業者の割合が高かった項目は、「事業所における電力使用量やエネルギー使用量の『見える化』」(74.5%)、「電気自動車、プラグインハイブリッド車などの次世代自動車の購入」(63.8%)、「風力発電や太陽光発電などの新エネルギーの活用」(55.5%)、「バイオディーゼル燃料やバイオエタノールなどのバイオ燃料の利用」(46.0%)となっています。

一方、「テレワーク(IT技術を活用した在宅ワーク)の取組」、「国内クレジット(CDM)制度への参加」、「木質ペレットストーブ・ボイラーの利用」、「カーボンフットプリント制度の活用」などは、相対的に事業者の関心は低いという結果となっています。(図3)

“ エネルギー使用量や排出量の「見える化」の取組への高い関心 ”

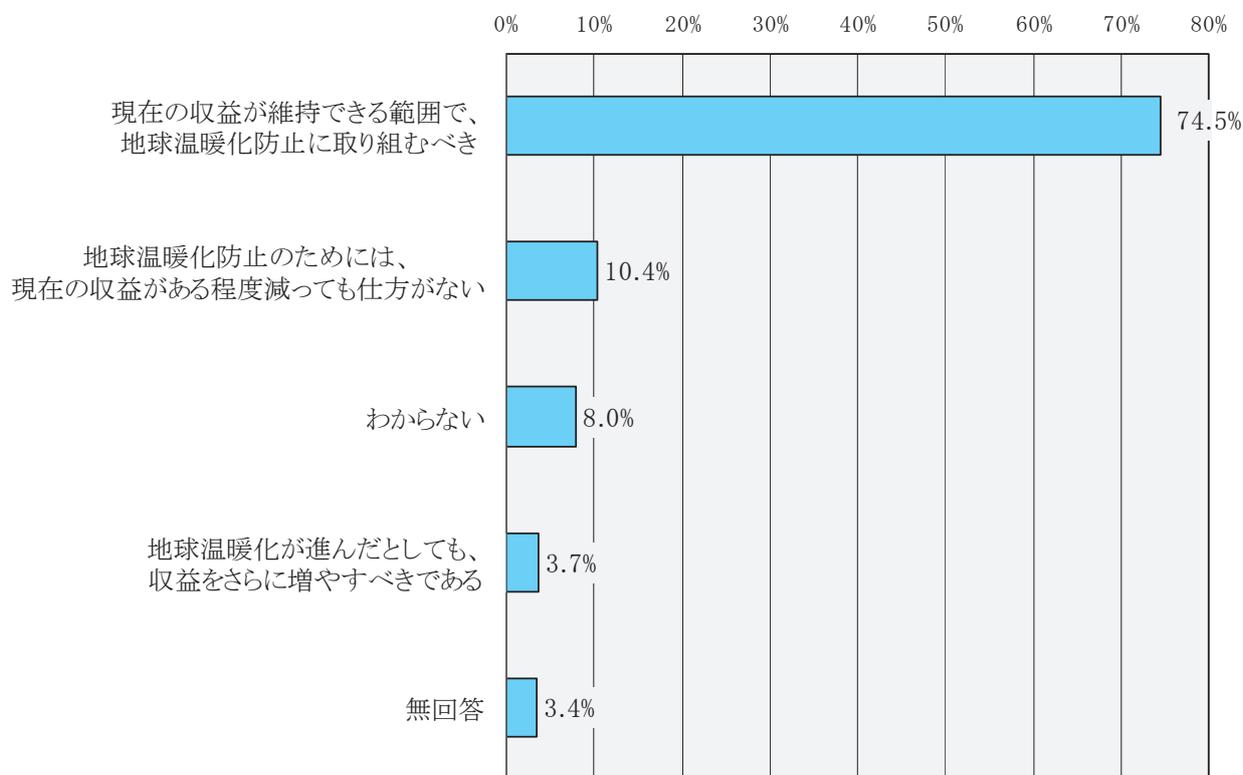
“ 再生可能エネルギーへのニーズの高まり ”

(4) 地球温暖化防止の取組と企業の収益との関係

＜地球温暖化防止と収益との関係についてどのようにお考えですか＞

図4 地球温暖化防止と企業の収益との関係

N=326

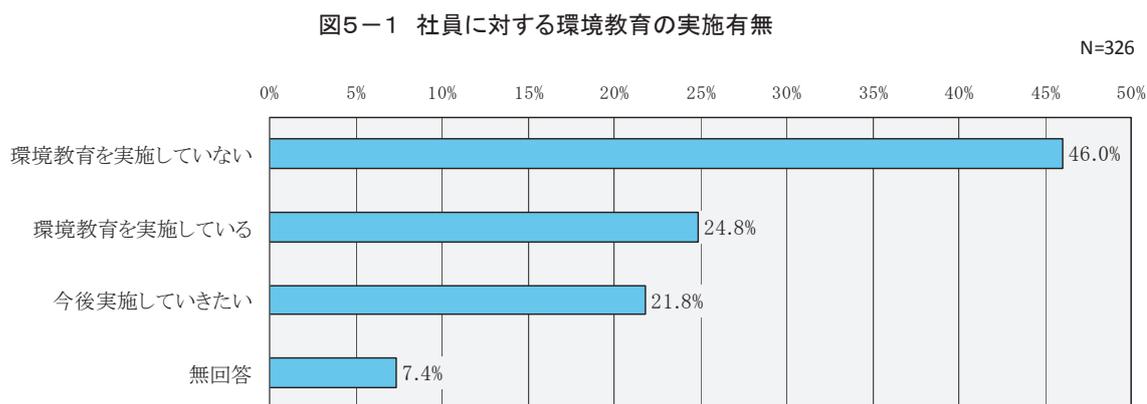


地球温暖化防止と企業の収益との関係について尋ねたところ、「現在の収益が維持できる範囲で、地球温暖化防止に取り組むべき」が74.5%と最も多く、次いで「地球温暖化防止のためには、現在の収益がある程度減っても仕方がない」(10.4%)の順となっています。(図4)

“ 企業の地球温暖化防止（環境保全）への取組は、収益の維持が大前提 ”

(5) 社員に対する環境教育の実施有無

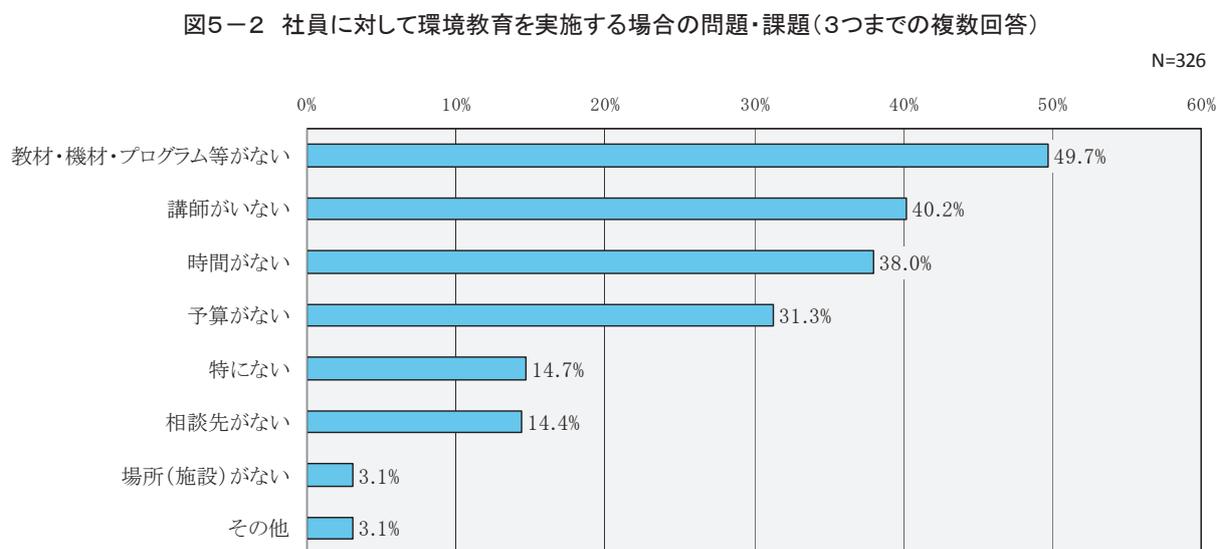
＜社員に対する環境教育を実施していますか＞



社員に対する環境教育の実施有無について尋ねたところ、「環境教育を実施していない」が46.0%と最も多くなっていますが、「環境教育を実施している（24.8%）」と「今後実施していきたい（21.8%）」を合計すると約半数の46.6%となっています。（図5-1）

(6) 社員に対して環境教育を実施する場合の問題・課題

＜社員に対する環境教育を実施する場合、どのような問題・課題等がありますか＞



社員に対して環境教育を実施する場合の問題・課題について尋ねたところ、「教材・機材・プログラム等がない」が49.7%と最も多く、次いで「講師がいない」（40.2%）、「時間がない」（38.0%）、の順になっています。（図5-2）

“ 事業所の社員に対する環境教育の潜在的ニーズが存在している ”

“ 社員の環境教育を行う上での課題は、プログラム不足、講師役の不在 ”

9 青森県環境計画及び第二次青森県環境計画の施策体系

青森県環境計画の施策体系 (平成10年度～平成18年度)

【基本目標】

豊かな自然環境の保全と快適環境の創造をめざして

【望ましい環境像】

- 豊かで美しい自然にあふれる青森県
- 安全ですこやかな暮らしのできる青森県
- 歴史と文化を大切にする青森県

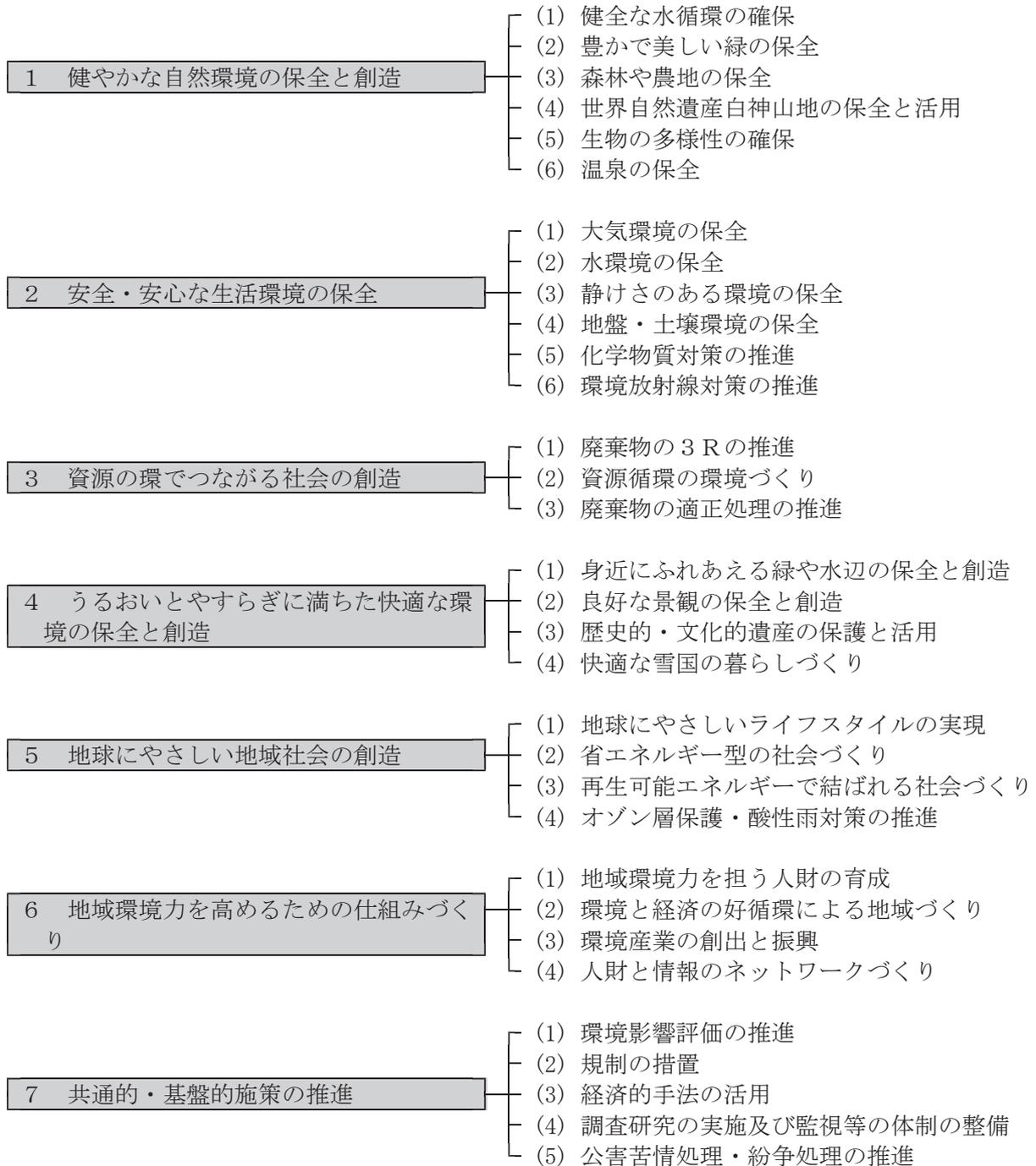


環境の保全及び創造に関する重点施策

①白神山地の保全 ②県版レッドデータブックの作成 ③十和田湖の水質保全 ④陸奥湾の水質保全 ⑤ダイオキシン対策 ⑥環境美化対策 ⑦環境教育・学習の推進とパートナーシップの形成 ⑧自主的・主体的な景観形成活動の推進 ⑨低公害車の導入 ⑩地球温暖化対策地域推進計画(仮称)の推進 ⑪多自然型川づくりの適切な推進 ⑫汚水処理施設の整備

第二次青森県環境計画の施策体系 (平成19年度～平成21年度)

【目指す環境の将来像】 循環と共生による持続可能な地域社会



計画の推進に当たっての重点施策

①環境にやさしい社会づくり ②健全で美しい水循環の再生・保全 ③十和田湖・陸奥湾の水質保全 ④世界自然遺産白神山地の保全と活用 ⑤地球温暖化対策の推進 ⑥環境・エネルギー産業の創出と育成 ⑦一般廃棄物の3Rの推進 ⑧不法投棄防止対策の推進 ⑨縄文遺跡群の世界文化遺産登録に向けた取組の推進 ⑩環境教育・学習の推進とパートナーシップの形成

青森県環境生活部環境政策課

〒030-8570 青森市長島 1 - 1 - 1

電話：017-722-1111 (代表) F a x : 017-734-8065

ホームページアドレス <http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/econavi.html>

電子メールアドレス kankyo@pref.aomori.lg.jp

行くたび、
あたらしい。
青 AOMORI 森

©青森県観光連盟2010



古紙配合率70%再生紙を使用しています



この印刷物は、環境にやさしい紙を使用しています。

この印刷物は、500部作成し、企画から印刷までの作成経費は1部当たり2,100円です。